

令和5年第1回（3月）大潟村議会定例会会議録

1. 開議日時 令和5年3月8日（水）午前10時00分～午後5時29分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

2番 工藤 勝	3番 三村 敏子	4番 菅原アキ子
5番 松本正明	6番 黒瀬 友基	7番 菅原史夫
8番 戸部 誉	9番 齊藤 知視	10番 川渕 文雄
11番 石井 雅樹	12番 丹野 敏彦	

計 11名

4. 欠席した議員の氏名（敬称略）

1番 山田 照雄

計 1名

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
教育長 北林 強	
代表監査委員 佐々木秀樹	
総務企画課長 薄井伯征	税務会計課長 伊東 寛
生活環境課長 近藤比成	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 石川歳男	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第1号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第1号 大潟村個人情報保護法施行条例案

議案第2号 大潟村個人情報保護審査会条例案

議案第3号 大潟村文化財保護条例案

議案第4号 大潟村温泉保養センター設置条例の一部を改正する条例案

議案第5号 定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

- 議案第7号 大潟村かんがい排水施設整備基金条例の一部を改正する条例案
- 議案第8号 大潟村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第9号 大潟村国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 議案第10号 大潟村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第11号 令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計への繰り入れについて
- 議案第12号 令和4年度大潟村一般会計補正予算案
- 議案第13号 令和4年度大潟村診療所特別会計補正予算案
- 議案第14号 令和4年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案
- 議案第15号 令和4年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案
- 議案第16号 令和4年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案
- 議案第17号 令和4年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案
- 議案第18号 令和4年度大潟村水道事業特別会計補正予算案
- 議案第19号 令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案
- 議案第20号 令和5年度大潟村水道事業特別会計への繰り入れについて
- 議案第21号 令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計への繰り入れについて
- 議案第22号 令和5年度大潟村一般会計予算案
- 議案第23号 令和5年度大潟村診療所特別会計予算案
- 議案第24号 令和5年度大潟村国民健康保険事業特別会計予算案
- 議案第25号 令和5年度大潟村介護保険事業特別会計予算案
- 議案第26号 令和5年度大潟村介護サービス事業特別会計予算案
- 議案第27号 令和5年度大潟村後期高齢者医療特別会計予算案
- 議案第28号 令和5年度大潟村水道事業特別会計予算案
- 議案第29号 令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計予算案
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名で定足数に達しております。

これより、令和5年第1回大潟村議会定例会を開会いたします。

日程第1、『会議録署名議員』の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、三村敏子さんと、4番、菅原アキ子さんを指名いたします。

次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。

本定例会の会期日程等について、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、3番、三村敏子さん。

【議会運営委員長：三村敏子】

3番、三村敏子です。

私から、議会運営委員会の経過と結果について、ご報告いたします。

去る2月28日、午後1時30分より委員会室において、村当局より薄井総務企画課長、進藤総務企画課主査出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

今定例会の一般質問は7名で、提出案件は32件であります。提出案件の内訳は、条例関係10件、補正予算関係9件、当初予算関係10件、人事案件3件でありました。委員会では、総務企画課長及び議会事務局長より各議案等について概要説明を受けた後、それぞれの内容等について質疑を行っております。その後、一般質問等の内容を確認し、会期や議事日程について、協議を行ったところであります。

その結果、会期は本日3月8日から3月17日までの10日間といたしました。

なお、付託案件、会期日程、一般質問等については、皆さんに配付した資料のとおりであります。

以上、議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

【議長：丹野敏彦】

お諮りいたします。

ただ今の議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から3月17日までの10日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、会期は3月8日から3月17日までの10日間と決定いたしました。

次に、日程第3、『諸般の報告』を行います。

はじめに、議会に対して提出された報告書について、報告いたします。

監査委員より、地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和4年11月分から令和5年1月分までの例月出納検査の結果報告が提出されております。

また、教育長より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和3年度大潟村教育委員会点検・評価報告書が提出されております。

次に、秋田県町村議会議長会について、報告いたします。

去る2月14日、秋田県市町村会館において理事会が開催され、自治功労者への表彰伝達

が行われました。その後、役員の任期について全国町村議会議長会等との整合性を図るため、改選時期を調整する規約の一部改正、令和4年度補正予算案、令和5年度事業計画及び当初予算案並びに令和5年度会費について審議が行われ、原案どおり可決されました。

次に、秋田県町村電算システム共同事業組合議会について報告いたします。

去る2月14日、秋田県市町村会館において、令和5年第1回秋田県町村電算システム共同事業組合議会定例会が開催され、令和4年度補正予算専決処分報告、秋田県町村電算システム共同事業組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、令和4年度補正予算案及び令和5年度当初予算案について、審議が行われ、原案どおり可決・承認されました。

次に、南秋田郡町村議会議長連絡協議会について報告いたします。

去る1月20日、八郎潟町において、令和4年度南秋田郡町村議会議長並びに事務局職員合同研修会が開催され、八郎潟町役場新庁舎の見学会を行い、その後、はちパルにおいて、ファイオン株式会社代表取締役社長、北嶋友暁氏による講演が行われました。

私からの報告は、以上であります。

なお、関係資料は事務局で保管しておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。

次に、男鹿地区消防一部事務組合議会について、報告があります。

7番、菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

7番、菅原史夫です。

私から、令和4年12月22日に開催された男鹿地区消防一部事務組合議会第2回定例会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

はじめに議案第5号「令和3年度男鹿地区消防一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」が上程されました。管理者より提出議案の説明に先立ち諸般の報告がありました。内容は、

- ①天王南分署配置の高規格救急車が11月25日に契約先の秋田トヨタ自動車株式会社から納車され、12月2日より運用開始した。
- ②12月に入り消防職員のコロナ陽性者が9名となり、新型コロナウイルス等感染症対策に係る業務継続計画に基づき12月17日から27日までの間、本署の人員を通常最低15名体制を12名体制とし、管内の災害時には初動から第2体制で対応することとした。
- ③11月11日から14日まで、静岡県で第6回緊急消防援助隊全国合同訓練が開催された。今回は初めて南海トラフ地震を想定した大規模かつ実践的な合同訓練であり、当本部から化学消防車等の車両2台、隊員8名が参加。他県と連携して列車脱線事故における救出訓練を行った。
- ④11月末現在の火災救急業務は、火災は累計17軒で前年同期比で11件減。救急は2,382

件で前年同期比404件の増であった。

とのことでした。

議案説明では、歳入は13億8,687万1,470円、歳出では13億6,487万8,122円であり、歳入歳出差し引き金額は2,199万3,348円であった。このうち繰越明許費60万5千円を引いた実質収支額は2,138万8,348円であったとのことでした。その後、会計管理者から補足説明、監査委員から決算審査における総括意見がありました。

質疑、討論はなく、採決に入り、議案第5号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第6号「権利の放棄について」が上程され、管理者より提案理由がありました。補足説明の前に消防長より、コロナ感染の救急対応の現状について報告がありました。補足説明については職員用アポロキャップ購入のため令和3年6月に業者と契約をしたが、契約者が7月5日に事業を停止し継続を断念し、契約解除となった。その際、違約金として契約額の10%にあたる6万8,376円の違約金が発生した。その後、秋田地方裁判所で破産手続きが開始され、最終的に配当金1万1,015円で、残金5万7,361円が回収不能となり当権利を放棄することとなったとのことでした。

質疑、討論はなく、採決に入り、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「令和4年度男鹿地区消防一部事務組合一般会計補正予算案（第2号）」が上程され、管理者より提案理由、消防長より補足説明がありました。歳入については、市村負担金と前年度繰越金及び入札に伴う組合債の減額分を措置したものであり、歳出については、職員の給与改定及び職員の異動調整に伴い各款の人件費を措置し、需用費は電気料高騰による光熱水費、賃借料は評価替えによる庁舎敷地借り上げ料の減額を措置したものであります。また女性職員増員に伴う消防施設工事を予定していましたが、増員とならず取りやめたため減額の措置をとったとのことでした。

歳入の市村負担を減額した理由についての質疑があり、質疑終結後、討論はなく、採決に入り、議案第7号は原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、八郎湖周辺清掃事務組合議会について、報告があります。

6番、黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

6番、黒瀬友基です。

令和4年第3回八郎湖周辺清掃事務組合議会について報告します。

令和4年第3回八郎湖周辺清掃事務組合議会は、令和4年12月20日に八郎湖周辺クリーンセンター研修室にて、議員13名全員出席のもと開催されました。

議事日程1、議事日程を12月20日、1日と決定した後、議案第2号、令和3年度八郎湖周辺清掃事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、管理者および会計管理者より諸

般の報告と議案の説明がありました。

令和3年度のごみ処理実績に関しては、ごみ搬入量が1万4,465トンで、前年度に比較して806トン、5.3%の減少となっており、主な要因としては男鹿市のごみ袋有料化による成果とのことでした。

決算の歳入総額は5億8,892万5,802円、歳出総額は5億8,574万5,441円となり、差引残額は318万361円との報告がありました。歳入は前年比1.8%、歳出は2.6%の増となっております。その後、監査委員より、決算審査の報告で適正に処理されている旨の報告がされた後、質疑に入りました。

質疑においては、処理経費の削減状況、施設運転業務の委託料の増額、修繕費用の現状と今後の見込み、ごみ処理手数料の内訳に関して質問があり、事務局長および事務局次長による答弁が行われました。このうち、運転業務委託料の増額に関しては、組合市町村管内で運転業務を受託できる唯一の業者で、過去13年間、運転業務を行っている事業者との随意契約であり、合計37名体制で、この業務委託料の約84%が人件費となっており、契約の積算については、委託業者から参考見積もりを徴収し、組合で男鹿市の人件費単価等を参考に積算したものを予算計上しており、十分精査して積算しているとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決を行い、異議はなく、議案第2号、令和3年度八郎湖周辺清掃事務組合一般会計歳入歳出決算は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第3号、令和4年度八郎湖周辺清掃事務組合一般会計補正予算（第1号）について、管理者および事務局長より説明が行われました。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,619万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億4,439万4千円とするものです。補正予算の主なものは、衛生費で1,688万3千円の増額となっており、電気代および燃料費の増加が要因との説明を受けました。

その後、質疑に入り、燃料・光熱費が高騰する中で、来年度以降の各市町村への負担金などの予算編成の考え、業務委託の随意契約での適正契約に関する質問などがあり、管理者および事務局長より答弁がありました。このうち、来年度予算編成の考え方および市町村負担金に関しては、燃料費・光熱費の高騰があるものの、公債の償還が令和4年で終了する部分もあるため、構成市町村の負担金は減額の見込みであるとの説明を受けました。

その後、討論はなく、採決を行い、異議はなく、議案第3号、令和4年度八郎湖周辺清掃事務組合一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

以上、八郎湖周辺清掃事務組合議会の報告といたします。

【議長：丹野敏彦】

次に、大潟村議会議員の行政視察研修について、議員2名から報告があります。

5番、松本正明さん。

【5番：松本正明議員】

5番、松本正明です。

私から令和5年1月17日から1月19日にかけて行った総務福祉教育委員会の行政視察研修について、報告いたします。

去る令和5年1月17日から1月19日にかけて、三村敏子議員、黒瀬友基議員、菅原史夫議員、戸部誉議員、石井雅樹議員と、私、議員6名に、議会事務局長及び村当局の木坂主任が同行し、高知県土佐町、愛媛県伊予市において視察研修を行いました。

高知県土佐町においては、部活動の地域移行及び総合型スポーツクラブ等による指定管理について視察研修を行い、土佐町教育委員会事務局及び企画推進課より説明を受けました。

部活動の地域移行については、土佐中学校では野球部、卓球部男子、バレー部女子、剣道部、カヌー部、吹奏楽部の6部があり、カヌー部については最初から外部指導者を雇用しており、顧問として教員の名前があるが、ほとんど学校は関与していないのが実情であるとのことでした。よってカヌー部に関しては4月より地域移行する予定であるとのことでした。

剣道部については国の事業である「部活動の地域移行等に向けた実証事業」を活用し順次進めていくとのことで、残りの部活動については指導者が確保できるようであれば進めていきたいが現在のところ適任者がおらず、今後、高知県において人材バンク的なものを検討しているようなので、適任者がいれば進めていきたいと思うが、何がなんでも地域移行するとは考えていないとのことでした。仮にできないとすれば学校に残すことも1つの選択肢として考えているとのことでした。

総合型スポーツクラブ等による指定管理については、総合型地域スポーツクラブ（ハピネススポーツクラブ）は町内唯一の小型スポーツクラブで、社会体育施設の指定管理を行い、平成25年以前は土佐町体育会であったこともあり、町内の体育施設を総括的に管理できるということと、施設を利用する町民の利便性の向上、連携しやすさを考慮し指定しているとのことでした。指定管理委託をしたことで、施設の利用状況の把握と利用頻度の低い施設の活用ができ、町内施設において町民のスポーツ振興、クラブ主体の講習会、ハピネススポーツクラブ主体のイベントを開催することができ、地域住民の契機を重視した管理運営サービスを提供できているとのことでした。

スポーツコミッションは2年ほど前に立ち上げ、一般社団法人化し、2つの施設を指定管理し、1つ目はカヌーテラスでダム湖のほとりを利用した施設、2つ目は隣に併設されたキャンプ場を指定管理しています。事業としては「さめうらカヌーアカデミー」「さめうら湖ガイドツアー」「カヌーテラス」「トレーニングジム」「テントパーク」「大学交流」を行っています。しかしながら、単独で進めていくにも行政のバックアップがなければ自走していくことは難しく、観光の受け皿と地元の競技力向上にはつながるが、予算確保が課題となっているとのことでした。オリンピック後の施設の活用については、元々オ

リンピックに向けて作った施設ではなく、ダム湖を利用したスポーツ振興を目的とした施設で、引き続き施設の活用を推進していくとのことでした。

その後、質疑応答を行いました。

部活動の地域移行に関しては、全ての部活動を移行するには難しい部分があり、教育の一環としての意味合いとの整合性を図るには、今後地域を含めて議論していかなければならないとのことでした。部活動の地域移行は剣道部だけでしたが、以前より「学校応援団」という組織が存在し、剣道の指導者が長年指導しており報酬も発生していたことから移行がスムーズに行われましたが、他の部活動については難しいとのことでした。

またスポーツコミッションに関しても単独で採算を上げるのは難しく、立ち上げて間もないことから行政のバックアップも含めて観光及び地域競技力の向上を目指していくとのことでした。またスポーツコミッションに地域おこし協力隊を雇用しながら進めていることも参考になりました。

次に愛媛県伊予市では、自治体DX議事録作成業務のデジタル化について、視察研修を行いました。

伊予市企画振興部企画政策課より説明を受け、議事録作成業務のデジタル化について説明を受けました。企画政策課では重要政策や総合計画の推進、行政改革、企画に関することなどを所管しており、審議会等を開催することが多く、会議のたびに議事録を作成するが、手動で文字起こしするのに平均で4～5時間を要し、文字起こしが職員に与える身体的・時間的拘束が大きいとされてきました。文字起こしのアプリ等様々な会社から提供されていますが、株式会社官民連携事業研究所の「ログミーツ」を導入したとのことでした。国内にサーバーが有り、音声の暗号化、セキュリティ認証等を勘案し決定したとのこと、導入経費についてはハード面に関し、総計約17万円でソフト面（ランニングコスト）の最も安いプランの月額1万円でスタートしたとのことでした。

導入して良かった点は、

- ・ 詳細なメモを取る必要がなくなり、目の前の会話に集中することができるようになった。
- ・ 聞きもらしが許されない重要な場面で、音声通りに一字一句記録を残すことができ、後で音声も聞き直せるということで安心感が得られた。
- ・ 議事録作成にかかる時間と労力をかなり削減でき、浮いた時間を他の業務に活用できるようになった。
- ・ 議事録作成の効率が上がり、残業時間を削減することができた。
- ・ これまでに録りためた音声データも文字起こしすることができた。

気になる点として、

- ・ 録音環境で文字起こしの制度がかなり左右される。
- ・ 固有名詞や地名、方言などはうまく文字起こしができず手直しが多かった。

・個人の話し方や声のとおりによって、文字起こしが難しいこともあった。
との説明があり、文字起こしが完璧ではなく、あくまで補助するツールであり、一度使うと手放せないとのことでした。

またA Iチャットボットの導入により市民による行政に対する質問を、ネットを介してA Iによって疑問に答え、電話対応に係る業務を減らし、職員の負担軽減を図っていました。

その後、質疑応答を行いました。

愛媛県伊予市は現ソフトバンク株式会社会長の宮内氏の出身地でもあり、令和2年10月に連携協定を結び、昨年10月には「自動運転バス事業の実証実験」や「Pepper」を活用した講座、A Iを使った野球教室の開催などデジタル化を少しずつ進化させているとのことでした。

今回の研修では自治体の議事録作成のデジタル化について、本村職員にも研修に参加してもらいましたが、同じように議事録作成業務の負担が大きく、このような機材を使用すれば議事録作成業務の負担軽減が期待できるところでありました。

導入経費についても、様々な会社より提供されていますが、セキュリティ面においても注視し選択しているところ等が参考になりました。比較的安価に導入が期待でき、業務の負担軽減が図られるのであれば、早期に導入できるのではと思います。購入の財源については、新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金を活用しており、数々のリモート会議などに活用し、過去の音声データの文字起こしにも活用され、職員の負担軽減、残業時間の減により導入によって効果が現れているとのことでした。限られた職員の中でデジタル化を進めることにより、職員の職務の効率化が図られる参考になる事例であったと思います

以上、高知県土佐市、愛媛県伊予市の行政視察研修を行いました。

なお、研修報告関連資料は、事務局で保管しておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。

以上で、私からの行政視察研修の報告を終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、4番、菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

4番、菅原アキ子です。

私から、令和4年11月28日から11月30日に行った行政視察研修について、ご報告申し上げます。

去る令和4年11月28日から11月30日にかけて、私、菅原アキ子、工藤勝議員、齊藤知視議員、川渕文雄議員、丹野敏彦議員の議員5名に、議会事務局長が同行し、長野県南箕輪村、長野県大鹿村において視察研修を行いました。

1日目は、全国的に人口減少が課題となっている自治体が多い中、なぜ今も人口増加が続いているのかを知りたくて、南箕輪村を訪ねました。

雄大な中央アルプスの懐に抱かれ、147年間、合併も分離もせずに今日に至っている南箕輪村は総面積が40km²で、ちょうど大潟村のように20km²内に住宅が集中し、現在、1万6千人が住んでいます。73.3%が移住された方で30代から50代の方が多く、高齢化率は23.7%と県下で一番低く、自然増も南箕輪村のみです。平成17年から4期務められた前村長は全国一の子育て村を宣言し、村を維持していくためには人口増加が最も大事であり、子育て世帯が転入してくることが一番重要との信念をお持ちで、子育て支援に早くから取り組んでこられたということでした。

結婚支援に公金を使うことには否定的で、移住してくる人に補助金を出すということは一切なく、今住んでいる人が幸せを感じてくれる施策に取り組んできたことが功を奏しているのではと、副村長が話してくださいました。

南箕輪村の子育て支援策として、どこよりも早く始めたのが保育料の引き下げでした。平成17年度から引き下げを始めており、令和元年10月から国の施策による無償化までの平成30年度まで続けられました。

医療費の無償化も平成17年度は未就学児が対象でしたが、徐々に引き上げ、平成25年度からは高校生まで対象を広げています。

その他にも、修学資金助成制度や放課後児童クラブ利用料や保育園長時間保育料を引き下げたり、病気の子どもの保育を始め、その子どもたちの保育料の無料化にも踏み切っています。

南箕輪村は保育園から大学院まであり、教育環境が充実しています。特に心を動かされたのは6つある保育園の1つで心身の発達に何らかの支援が必要な未就学児に専門職の方が適切な支援を行っていることでした。将来が心配な保護者にとって、村内で安心して保育を行っていただけることは何よりも心強く、どんなにありがたいことかと思えます。

また、子育てが一段落し、働きたいと思っている女性には、希望を聞いて一人一人に寄り添った再就職相談体制をとっています。就職前に職場見学をさせていただいているので、途中で退職される方はほとんどいないということでした。

交通手段を持たない住民には、年間保険料千円で1ヶ月に4回までの送迎を行っていて、費用負担はありません。在宅の介護者への支援金として、介護度により月5千円から1万4千円の支給や、福祉タクシー券1万6千円を支給しています。高齢者には2万円を上限とした補聴器の助成を行っているなど、他にも様々な取り組みを進めています。

南箕輪村の人口が今も右肩上がりに増加しているのは、子育て支援を始めたのがどこよりも早かったこと、程よい田舎で家建てる土地もあり、土地代も安いことや、昭和51年に高速道路ができてインターチェンジがあり、交通の便に恵まれていることも要因と思われますが、「山が見えなくなると寂しくなる」という言葉に、あふれる郷土愛の深さに支

えられていることも大きいのではとの思いでした。

住みやすさを感じている人たちの口コミが広がり、今も近隣町村から移住してくる人たちが増え続けているということでした。

自治体の事情はそれぞれ違いますが、得られるものも大きく、とても考えさせられた機会になりました。

2日目はICTによる音声対応型見守りサービスを行っている大鹿村を訪ねました。

大鹿村は人口973人、高齢化率44.6%の南アルプスの麓に位置する山村で、若い人たちが村外に出て生活しているため高齢者のみの世帯が増加し、見守りなどの対応が課題となっています。これまでは高齢者見守りの一環として、一人暮らしの高齢者宅を定期的に訪問していましたが、継続することが困難となり、それに代わる対応としての導入でした。

緊急通報システムに関しても、あまりに急な体調不良の場合、高齢者がボタンを押すことができず、異変を把握できないのではないかとという懸念があり、日々の生活状況を確認できる、スマートスピーカーを活用した郵便局の見守りサービス導入に至ったという経緯をお話してくださいました。高齢者や自治体にとって使いやすいことが魅力で、毎日決まった時間に、「今日の体調は良いですか」「朝のお薬は飲みましたか」など、日常生活に関する声かけを行い、高齢者は「はい」「いいえ」と答えるだけです。天気を教えてもらったり、音楽を聞いたり、役場からのお知らせを見て自分で回答したり、話したりすることができるのは大きな利点だと思います。自治体は離れた場所から高齢者の生活状況を把握できますし、異変を早期に察知できます。また、遠くに住むご家族とのビデオ通話や、ご家族からの写真やメッセージを受け取ることもできるようになっています。まるで側に人がいるように声をかけてくれるので、高齢者の毎日の生活に生きがいや楽しみが増えることにも繋がります。

山あいなのでケーブルテレビを使用しているとのことでしたが、実際に「ぼすくまくん」に話しかけ、体験もさせていただきました。「エコー、大瀧村を知っていますか」と問いかけてみたら、すぐさま音声での丁寧な説明が返ってきました。スマートフォンやパソコンを利用したことのない高齢者でも十分に使用でき、利用されている方たちからも大変好評のようです。大鹿村では世帯全員が75歳以上の方をサービスの対象者としており、個人負担は月5千円とのことでした。

一方的な通知だけではなく、お互いにコミュニケーションが図れますし、高齢者の孤立、孤独を防ぎ、早期に異変に気付いて迅速な対応ができることは、効果も大きいと感じました。人による見守りとともに、ICTなどを活用した見守りを学ばせていただいた貴重な視察研修でした。

なお、研修報告関係資料は事務局で保管しておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。

以上で、私からの行政視察研修の報告を終わります。

【議長：丹野敏彦】

これで諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、「村政報告」を行います。

村長より、村政報告について発言を求められておりますので、これを許します。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

それでは、令和5年3月定例会の開会にあたり、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症関連について申し上げます。

新型コロナウイルスについては、1月27日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、5月8日より感染症法上の分類を季節性インフルエンザ等と同じ5類へ引き下げることが決定されました。これにより、特別な感染症としての対応が段階的に縮小されることとなります。秋田県においても、政府の決定を受け、イベント会場における入場者収容率の上限を撤廃することにしたところです。また、2月24日には新規感染者数・病床使用率ともに減少していることに鑑み、県独自の新型コロナウイルス感染警戒レベルを「2」から「1」に引き下げたところです。

村内のコロナウイルス感染状況につきましては、大潟小学校において、1月下旬から2月上旬にかけ、陽性者の増に伴う学年閉鎖を2回行いました。また、2月5日に開催を予定していた冬季ふるさと祭りも、県内のコロナウイルス感染者数の増加や、大潟小児童の感染者増、こども園での胃腸炎の罹患園児の増などが重なったことから、3年連続の開催中止を判断したところであります。

診療所で行っている検査の状況によれば、2月に入り陽性者数が減少傾向となっております。感染は主に家庭内によるものと思われ、加えて季節柄、季節性インフルエンザも流行の兆しが見られます。今後、類型が引き下げられ、マスクの着用は個人の判断に委ねられることとなりますが、村民の皆様におかれましては、引き続き基本的な感染防止対策を心がけていただきますようお願いいたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業について申し上げます。

2月3日をもちまして、60歳以上の方は5回目、60歳以下の方は4回目のワクチン集団接種を終えることができました。また、都合により集団接種期間に接種ができなかった方々への個別接種を3月3日に行ったところです。

オミクロン株対応ワクチンの接種率については、従来型ワクチンを2回以上接種した方々のうち約9割が接種を終えております。

次に、国民健康保険事業にかかる要望について申し上げます。

去る1月11日、県健康福祉部、伊藤部長を訪問し、市町村間において同一所得階層である国民健康保険被保険者間では保険税の差が生じることのないよう早期の保険税水準の統一、それが困難であれば、令和5年度で終了する激変緩和措置に代わる措置について、要

望を行ってまいりました。

また、2月10日には秋田県町村会理事会においても、村の国保事業について現状を訴え、県内各町村長にも理解を求めたところです。秋田県国民健康保険運営方針が令和6年度より更新されることから、その方針作成に配慮いただくようこれからも機会あるごとに要望してまいります。

次に、村内におけるマイナンバーカード交付率について申し上げます。

2月末時点におきまして、令和4年1月1日を基準日として、大潟村の人口3,070人に対し、7割を超える方々が申請を終えており、マイナンバーカードを取得された方が1,931人、交付率は約63%となっております。2月末までにマイナンバーカードの交付申請を済ませた方はマイナポイントを受けることができますが、ポイントの申請は5月31日までとなっておりますので、カード到着のお知らせが届きましたら速やかに来庁し、交付を受けられますようお願いいたします。

次に、脱炭素事業の進捗状況について申し上げます。

昨年7月15日に事業運営会社である「株式会社オーリス」を設立して以降、オーリスにおいて事業推進を図るべく作業を行ってきたところですが、昨今の材料費や電力料の高騰、納期の遅延等により、事業費や採算性について改めて金融機関から精査を求められるなど、慎重に検討を進めており、その結果進捗は遅れている傾向にあります。

具体的な状況を申しますと、今年度計画している事業のうち、もみ殻バイオマス地域熱供給事業については、昨年12月に実施設計と設備設置工事を含む発注を行ったところで、公共施設等への太陽光発電及び蓄電池導入事業については、今月初めに実施設計の発注を行っております。また、集合型村営住宅への太陽光発電と蓄電池の設置、ルーラルと潟の湯施設の省エネ化に向けた実施設計、公用車のEV化については社内で詰めの検討を進めている段階です。このため、関連予算の執行については翌年度に繰り越すこととして繰越明許費に計上させていただいたところですが、事業の実現に向けては、環境省とも協議しながら適正に推進してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、令和4年秋田県飲酒運転追放競争について申し上げます。

2月21日、令和4年秋田県飲酒運転追放等の競争の優良市町村としての知事表彰伝達式が役場で行われました。

令和4年中の村内に住所をおく方の飲酒運転違反件数、飲酒運転事故件数、飲酒運転以外による死亡事故件数はいずれも0件であり、上小阿仁村、藤里町、羽後町と並んで1位となり、5年連続で優良市町村として本村が表彰されました。今後も引き続き、村民及び関係団体、関係機関と協力しながら、交通安全に努めてまいります。

次に、令和5年産米の「生産の目安」について申し上げます。

本年の主食用米の生産の目安については、1月11日に開催しました大潟村地域農業再生協議会において、県に準じた55%と決定しました。また、農家への説明会は、新型コロナ

ウイルス感染症拡大防止の観点から行わずに、文書により提示したところであります。

営農計画の受付は、2月7日から13日にかけて行い、2月28日現在で392名の農家から提出がありました。

国の米の需給見通しについては、主食用米の需要量は令和4年産に比べて約2%少なく、過去最低を更新する見込みと公表されています。人口減少に加えて、食の多様化によるコメ離れなど需要が減少しており、引き続き令和5年産においても前年同程度の作付転換が必要であるとしております。農家の皆様におかれましても、需給予測など様々な情報を参考に、認定生産調整方針作成者と十分協議を行い、需要に応じたコメ生産の取り組みを進めていただきたいと思います。

次に、休日の部活動地域移行について申し上げます。

スポーツ庁及び文化庁は、令和5年度から7年度までの3ヶ年において、中学校の休日の部活動の指導を、地域連携並びに地域の運営団体による地域スポーツ・文化クラブ活動への移行に取り組むよう進めております。

大潟村におきましても、期間内に移行するべく関係者との協議を進めており、昨年12月13日に大潟村体育協会やスポレおおがたをはじめとする関係団体の代表者に参集いただき、学校部活動地域移行についての説明会を開催いたしました。その後、1月下旬に国のガイドラインが示されたことから、2月には小・中学生や中学生の保護者、及び教員を対象にアンケート調査を実施し、意向確認を行っております。今後、事業の主体となる大潟村部活動地域移行推進協議会を立ち上げ、実施に向けた具体的な協議を進めていく予定となっております。

以上、諸般の報告といたします。

【議長：丹野敏彦】

次に、日程第5、議案第1号「大潟村個人情報保護法施行条例案」から、日程第33、議案第29号「令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計予算案」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

それでは、村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

提出案件の説明に先立ち、令和5年度当初予算の編成方針及び重点施策について申し上げます。

令和5年度の当初予算を編成するにあたり、国ではコロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつあるとしながらも、ロシアによるウクライナ侵攻を背景としたエネルギー・食料価格の高騰などが懸念されることから、物価高・円安への対応、成長のための投資と改革等を重点分野とし、経済対策の効果が最大限に発揮されるよう万全の経済財政運営を行うこととしております。

そして、デジタル社会の実現や2050年カーボンニュートラルを目指したグリーン社会の実現を加速させるとともに、食料安全保障の強化に伴う農林水産施策の見直し、防災・減災や国土強靱化に加え、子ども・子育て支援の強化など重要課題への取り組みを進めていくこととしております。

本村の令和5年度の予算案につきましては、国の動向を踏まえつつ、「第2期大潟村総合村づくり計画後期基本計画」に掲げる基本目標を実現するため、限られた財源を効率的に活用し、各種施策を着実に推進する予算編成としたところです。

令和5年度の重点施策については、

- ・農業振興対策
- ・子育て支援・教育の充実
- ・地域福祉の充実
- ・健康づくりの推進
- ・環境・脱炭素施策の推進
- ・移住・定住の促進
- ・生活インフラの整備

の7項目に、特に力を入れて取り組んでまいります。

コロナ禍からの脱却が進みつつあるなか、世界的な物価高の影響によりエネルギー・食料安全保障が懸念されており、農村における食料供給力や豊富な再生可能エネルギー資源が益々注目されております。地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況ではありますが、村民の皆さまとともに「住み継がれる元気な大潟村」の実現を目指して取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、提出議案についてご説明申し上げます。

議案第1号「大潟村個人情報保護法施行条例案」については、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、所要の規定を整備するものです。

議案第2号「大潟村個人情報保護審査会条例案」については、大潟村個人情報保護法施行条例の施行に伴い、大潟村個人情報保護審査会の設置について、所要の規定を整備するものです。

議案第3号「大潟村文化財保護条例案」については、大潟村区域内に所在する文化財の保存及び活用を図り、村民の郷土に対する認識を深め、文化の向上に資するため、所要の規定を整備するものです。

議案第4号「大潟村温泉保養センター設置条例の一部を改正する条例案」については、大潟村温泉保養センターの使用料を見直すため、条例を改正するものです。

議案第5号「定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例案」については、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、職員の定年を段階的に年齢65年に引き上げるにあたり、定年前に退職する意思を有する職員の募集年齢

も段階的に引き上げる必要があることから、所要の規定を整備するものです。

議案第6号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」については、大潟村文化財保護条例の施行に伴い、所要の規定を整備するものです。

議案第7号「大潟村かんがい排水施設整備基金条例の一部を改正する条例案」については、有価証券による基金運用の実施にあたり、所要の規定を整備するものです。

議案第8号「大潟村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」については、民法等の一部を改正する法律の一部の施行により、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されることに伴い、所要の規定を整備するものです。

議案第9号「大潟村国民健康保険条例の一部を改正する条例案」については、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の額を改定するものです。

議案第10号「大潟村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案」については、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、村が管理する道路の占用料の額を改定するものです。

議案第11号「令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計への繰り入れについて」は、公共下水道事業特別会計の円滑な執行を図るため、令和4年度大潟村一般会計からの繰り入れについて、地方財政法第6条の規定に基づき、議会の議決を経るものであります。

次に、議案第12号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」の主なものを申し上げます。

総務企画課関係では、一般管理費において、需用費に100万円、湖東厚生病院運営費補助金に471万円を計上し、財政管理費において、積立金としてかんがい排水施設整備基金積立金を4,200万円計上するとともに、ふるさと応援基金積立金を6千万円減額しております。また企画費において、マイタウンバス運行事業について、南秋地域公共交通活性化協議会負担金354万円を計上するとともに、公債費において、過年度に借入した地方債の利率変更に伴う元金を34万7千円増額、繰上償還金を41万4千円計上しております。

税務会計課関係では、税務総務費において、青色申告会補助金を22万円増額しております。

生活環境課関係では、公共下水道費において、公共下水道事業特別会計繰出金を633万2千円増額するとともに、環境エネルギー費において、自然エネルギー100%の村づくり推進事業について、8億6,703万6千円の繰越明許費を設定しています。

福祉保健課関係では、社会福祉総務費等において、過年度補助事業の事業実績確定に伴う返還金を計377万6千円計上するとともに、老人保健費において、後期高齢者医療広域連合負担金に364万6千円、保健センター費において、健康管理システム等改修事業に161万5千円を計上し、併せて同額の繰越明許費を設定しています。

産業振興課関係では、農業振興費において、低コスト技術等導入支援事業について3,80

6万3千円、温泉保養センター費において、温泉保養センター指定管理料に133万4千円を計上しております。併せて、農業振興費の低コスト技術等導入支援事業において4,565万9千円、温泉保養センター費の温泉保養センター施設整備事業において176万円の繰越明許費を設定しています。

教育委員会関係では、事務局費において、過年度子ども・子育て支援交付金返還金として19万4千円を計上しております。

このほか、各科目とも事業実績及び決算見込額の確定などにより補正を行ったところであり、最終的な補正総額は1億6,033万9千円の減額となり、補正後の予算総額は46億6,665万7千円となったところであります。

なお、補正の財源としては村税、地方交付税、県支出金及び前年度繰越金等に求めたところであります。

次に、議案第13号「令和4年度大潟村診療所特別会計補正予算案」から議案第19号「令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案」までについて、補正の主な内容を順次申し上げます。

診療所特別会計並びに国民健康保険事業特別会計におきましては、事業の実績及び決算見込額の確定等により調整を行い、財源を更正しております。

介護保険事業特別会計では、地域包括支援センター費において、光熱水費等負担金を18万円増額するとともに、介護給付費準備基金積立金に516万8千円、過年度負担金等返納金に1,482万8千円を計上しております。

介護サービス事業特別会計では、ひだまり苑財政調整基金積立金に900万円、介護保険事業特別会計繰出金に20万円を計上しております。

後期高齢者医療特別会計では、後期高齢者医療広域連合納付金に9万5千円を計上しております。

水道事業特別会計では、水道事業基金積立金に700万円を計上しております。また、水源増補改良事業について4,059万円の繰越明許費を設定しています。

公共下水道事業特別会計では、秋田湾・雄物川流域下水道関係の負担金に309万4千円、大潟村公共下水道管渠改築工事に1,874万円を計上しております。また、秋田湾・雄物川流域下水道事業負担金において367万2千円、大潟村公共下水道管渠改築事業（社会資本）において4,930万円、下水道ポンプ場設備整備事業において127万9千円の繰越明許費をそれぞれ設定しております。

併せて、各会計において、事業実績及び決算見込額の確定などにより補正を行ったところであり、特別会計の補正額は、総額で2,969万1千円の増額となり、補正後の総額は21億319万3千円となったところであります。

次に、議案第20号「令和5年度大潟村水道事業特別会計への繰り入れについて」並びに議案第21号「令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計への繰り入れについて」は、各特

別会計の円滑な執行を図るため、令和5年度大潟村一般会計から特別会計への繰り入れについて、地方財政法第6条の規定に基づき、議会の議決を経るものであります。

次に、議案第22号「令和5年度大潟村一般会計予算案」の概要について申し上げます。

令和5年度一般会計当初予算案は、予算総額で50億9千万円、前年度対比で14億7千万円、率にして40.6%の増となっております。前年度と比べ大幅な増となった理由は、資金運用事業、自然エネルギー100%の村づくり推進事業等によるものです。

はじめに歳入ですが、歳入予算の計上にあたっては、国の地方財政計画や前年度実績、基金の状況、国・県支出金等を勘案して積算をしております。

村税については、農業収入の減少が見込まれることから、前年度比2,523万1千円、3.6%減の6億7,370万4千円を計上しております。

地方交付税については、国が示す地方財政計画において前年度から総額が増となったことを踏まえ、令和5年度当初では前年度比で5,133万円、3.8%増の14億1,200万円を計上しております。

国庫支出金については、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金等により、前年度比で9億6,240万8千円、643%増の11億1,208万4千円を計上しております。

県支出金については、環境保全型農業直接支払交付金、マツ林・ナラ林等景観向上事業費補助金の増などにより、4,995万7千円、14.2%増の4億1,727万7千円を計上しております。

寄附金については、ふるさと応援寄附金として2億円を計上しております。

また、財源対策として、財政調整基金から3,500万円、かんがい排水施設整備基金から2億5千万円、ふるさと応援基金等から4億6,151万6千円を繰り入れることとしております。

村債については、前年度比5,693万4千円、45%増の1億8,340万円を計上しております。

次に、歳出の主な施策について申し上げます。

総務部門では、コンビニエンスストアで住民票や各種証明書を自動交付できるしくみを整えるとともに、人口減少対策として、移住・定住促進事業、婚活事業など、良好な住環境の整備と出会いや移住・定住に向けた様々な支援を行ってまいります。

また、ふるさと応援寄附推進事業、企業版ふるさと納税推進事業についても、引き続き力を入れて取り組んでまいります。さらに、かんがい排水施設整備基金の債券運用により、国営かんがい排水事業の財源確保を図ります。

福祉・保健部門では、医療と健診、予防事業の充実、多機関協働による重層的な相談支援体制の整備などを行うとともに、来年度は障がい者計画等を策定し、地域医療と福祉の充実に取り組んでまいります。

また、引き続きネウボラ事業を実施するとともに、潟っ子Babyギフト事業により、妊娠届出時と出生届出時の給付金給付と相談の充実を図るなど、妊娠・出産、子育てまで切れ

目のない相談支援と経済的支援を行ってまいります。

環境・衛生部門においては、八郎湖水質改善対策事業として、無代かき栽培など八郎湖の水質改善につながる発生源対策の推進を行うとともに、自然エネルギー100%の村づくり推進事業について、引き続き取り組んでまいります。

土木部門におきましては、道路メンテナンス事業補助制度を活用し、村内の橋梁の補修設計と補修工事を行うほか、引き続き社会資本整備総合交付金を活用し南北東線舗装補修工事、年次計画による格納庫用地の道路側溝高圧洗浄を実施いたします。また、村道大瀧環状線沿いに防雪柵を設置します。

さらに、集合型村営住宅の整備のため、北1丁目地区内で村道の延長工事を行うとともに、村営住宅8棟の解体工事を行います。

消防・防災部門では、石油貯蔵施設立地対策等交付金を活用し、消防ポンプ自動車の更新と消防団員の活動服等の更新を行います。

農林業部門においては、国営土地改良事業の推進、需要に応じた米生産の取り組み、高収益作物生産促進事業、夢ある園芸産地創造事業、みどりの食料システム戦略推進事業、農産物・加工品輸出促進事業、農業人材育成事業などにより、しなやかで強い農業を確立し、農業の競争力の強化と農家所得の向上を図るとともに、担い手の育成にも努めてまいります。

また、県補助金を活用し、防災林の松くい虫被害木の処理並びに被害拡大防止対策に取り組んでまいります。

商工観光部門では、ふるさと交流施設、道の駅おおがた、温泉保養センターの施設整備事業を実施するとともに、観光情報発信を強化し、誘客や交流人口の増加を目指します。また、村内事業者において新型コロナウイルスによる影響が残っていることから、雇用維持と事業継続を支援いたします。さらに村内における起業を支援するため、起業に必要な経費の一部を助成します。

子ども園・学校教育部門においては、子育て支援の充実、英語教育の充実、ICT教育、園小中連携教育の推進を図るとともに、施設整備事業等により学習環境の充実を図ります。また、中学校の部活動の地域移行に向け、準備を進めてまいります。

さらに、新たに小・中学校の給食を無償化するとともに、奨学金貸与事業を実施し、子育て世帯の負担軽減と進学への経済的支援を行います。

社会教育・体育部門においては、社会教育団体をはじめとする各種団体や住民の生涯学習・スポーツ活動を支援し、社会教育・体育の充実を図ってまいります。

また、村内の文化財の指定に向け取り組んでまいります。

次に、議案第23号「令和5年度大瀧村診療所特別会計予算案」から議案第29号「令和5年度大瀧村公共下水道事業特別会計予算案」までの7特別会計につきましては、予算総額で21億8,912万7千円となり、前年度対比で1億9,612万9千円、9.8%の増となっております。

ます。

各特別会計における予算の概要について申し上げます。

診療所特別会計では、人件費の増により、予算総額は6,243万円となり、前年度当初予算と比べ285万4千円、4.8%の増となっております。

国民健康保険事業特別会計では、国保事業費納付金の増により、予算総額で10億2千万2千円となり、前年度当初予算と比べ3,085万5千円、3.1%の増となっております。

介護保険事業特別会計では、老人保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定事業により、予算総額で3億3,611万3千円となり、前年度当初予算と比べ499万4千円、1.5%の増となっております。

介護サービス事業特別会計では、介護報酬の改定及び光熱水費の増額に伴う指定管理料の増により、予算総額で2億6,745万7千円となり、前年度当初予算と比べ649万2千円、2.5%の増となっております。

後期高齢者医療特別会計では、保険料の増に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増により、予算総額で8,677万4千円となり、前年度当初予算と比べ465万5千円、5.7%の増となっております。

水道事業特別会計では、水道施設デジタル化事業により、予算総額で2億9,623万4千円となり、前年度当初予算と比べ1億8,120万3千円、157.5%の増となっております。

公共下水道事業特別会計では、公共下水道管渠改築事業の減により、予算総額で1億2,011万7千円となり、前年度当初予算と比べ3,492万4千円、22.5%の減となっております。

以上、提出案件についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきましては提出しております、議案書、予算書その他関係書類に記載しておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

ただ今の村政報告並びに提出議案の説明に対する質疑は、明日、9日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、日程第34、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から、日程第36、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

それでは、村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

それでは、諮問第1号から諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、ご説明いたします。

人権擁護委員の推薦につきましては、再任の方が1名、新任の方が2名となっております。

再任は、

大瀧村字東 佐野貞敏氏

新任は、

大瀧村字中央 井戸將悟氏

大瀧村字東 増永洋氏

でございます。

この3名を人権擁護委員として推薦したいので、ご審議のうえ、ご同意くださるようお願い申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出議案の村長説明に対して、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

これより、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決は挙手で行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、諮問第1号は同意することに決定いたしました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、諮問第2号は同意することに決定いたしました。

次に、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、諮問第3号は同意することに決定いたしました。

次に、日程第37、「一般質問」を行います。

会議規則第61条の規定に基づき、通告のあった順に質問を許します。

4番、菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

4番、菅原アキ子です。

通告に従い、大きく2点のことについてお尋ねいたします。

はじめに、村の出生数が驚くほど減少してきており、早急に新たな少子化対策が必要ではないかという思いで、村長のお考えを伺います。

少子化対策が主要な論点となる中、首相は「子ども・子育て支援は最大の未来の投資である」とおっしゃっており、次元の異なる少子化対策を掲げ、3月末までに具体策を取りまとめるようです。ただ、その裏付けとなる財源確保の道のりは険しいと指摘する声もあります。

大潟村の出生数は、令和元年は18名、2年は16名で推移してきていますが、去年は10名、今年度は9名の見込みとなっており、近年例を見ないほどの少なさです。コロナ禍が長期化し、結婚や出産を先延ばしする人が増えたことも減少の一因かもしれませんが、今の状況に強い危機感を抱いています。この先も今のような状況が続いていくのではないかとこの懸念を拭い去ることができません。生まれてくる子どもの数が少なくなる影響は今後、計り知れません。

村もこれまで他の市町村に劣らないほどの子育て支援策に力を注いできました。出産祝い金としての10万円の給付や産前産後の家事支援、不妊治療費用の助成や、チャイルドシート購入費の補助、こども園に通っていない子どもの保護者に在宅支援として月に1万4千円の商品券を支給しています。また、子育て世帯へのごみ袋の支給や、保健師を増員してのネウボラ事業、子育て世帯生活支援特別給付金も支給しています。また、第3子以降の学校給食費を無償にしたり、農繁期の一時預かり保育や放課後の児童の遊び場や交流の場を設けたり、その他にも様々な支援を行っています。

結婚支援として、男女の出会いの場も提供しています。

ある日、転勤されてきた方から、他町村ではこれまでいただいたことはなく、毎月いただいている在宅子育て商品券はととてもありがたいと、笑顔で感謝の言葉をいただいたことがありました。私は、村は子どもたちのことをとても大切に思っていますし、少しでも子育て環境を良くしようと頑張っているのですよと話しました。

先日、テレビで、入園する子どもがいなくなり、やむなく閉園することになったと、県南の園長さんの寂しそうな表情と保育園の映像が流れていました。

村が様々な支援策を行っていることは承知していますが、今の状況が好転できるような、出生数の増加に結びつくような、さらなる取り組みを早急に真剣に考えるべきではないかと思います。時間の猶予はございません。

大潟村もこのままの状態が続けば、学校は複式学級の可能性にも繋がっていくのではないかと心配です。文部科学省は1学年1クラス以下の場合、統合などをすみやかに検討するとの考え方を示した手引を出しています。

大潟村も人口増加を図るため、様々な施策を行っていますが、さらに将来を見据えた取り組みが早急に求められていると思います。

村の子どもたちが多くの同級生と楽しい学びの場で健やかに成長して欲しいと切

実に願っています。

令和5年度の予算案にも、これまでよりも対象を広げ、全児童生徒を対象にした学校給食無償化事業や、希望者に奨学金と入学一時金を貸与する奨学金貸与事業などが上程されています。これから審議されるわけですが、結婚や出産を望む人が将来の展望を描けるよう、確実に効果が期待できる取り組みを望みたいと思います。

新たな支援策も効果が出るまでには時間を要すると思いますし、長期的な支援と併せて、即効性のある支援策をすぐ行う必要があると思います。状況が好転する兆しが見えるように、子育てしやすい取り組みに努めるのは村長を置いて他ございません。村長は現在の状況をどのように認識されておられるのでしょうか。思い切った新たな一手を打つべきではないかと思いますが、少子化で危惧される村の将来をどのように考えておられるのでしょうか。さらなる少子化対策のお考えを伺いたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

4番、菅原議員の質問にお答えします。

少子化対策についてであります。はじめに村の近年の出生数についてですが、令和3年度が10人、令和4年度は出生見込み人数が9人となっており、村の将来を考えますと大変深刻であると認識しております。

国においても、子育て支援を最重要政策に位置付けており、従来とは次元の異なる少子化対策を実現すると総理は表明しております。関連して、国の補正予算である出産・子育て応援交付金事業が今年2月から開始され、妊娠時に5万円、出産時に5万円、さらに秋田県は令和5年4月から独自に2万円を上乗せして給付する方針を打ち出しており、順次手続きを開始しているところです。

また村では、国や県に先駆け、令和2年度より、出産祝い金として出生者1人につき10万円の給付を行っております。

加えて令和5年4月から出産育児一時金が42万円から50万円に増額される見込みであり、出産・子育て応援交付金を含めると、合計72万円が給付されることになり、出産時や子育てにかかる経済的な負担の軽減が図られるよう措置されております。

次に、これまでの村独自の取り組みについては、在宅子育て応援商品券の支給、チャイルドシート購入時の補助、乳幼児健診や子育てイベントの配信を行う母子手帳アプリ型「潟っこナビ」の導入を行っております。さらに今年度からはオムツに関わるごみ袋を支給するとともに、福祉医療制度の対象を高校生まで拡大いたしました。

また、妊娠期から出産・育児まで切れ目のない支援を目指した相談の場として、令和3年3月に子育て世代包括支援センター「おおがたネウボラ」を立ち上げ、産後ケア事業、産前産後の家事支援など、まさに育児中の方が必要とする際の支援体制を整えております。

このおおがたネウボラについては、令和5年1月から、産前産後の家事支援の対象者を生後3ヶ月から12ヶ月までに拡大し、利用においては近くに育児支援者のいる子育て中の方も繁忙期でも利用できるよう条件を緩和しております。さらに令和5年度からはおおがたネウボラを子育て拠点として、関係機関や施設と円滑に連携していけるよう、保健師と地域助産師が、妊娠時、妊娠8ヶ月時、出産時と面談を行う伴走型相談支援を開始し、必要時には各関係機関と連携を図っていくこととしております。

また、令和5年度からの新規事業として、「見守りオムツお届け事業」を実施する予定で、当初予算に関連事業費を計上しております。この事業は、保健センターの保健師と地域助産師が月1回訪問し、3千円相当のオムツや離乳食などの子育てに必要な日用品の宅配を兼ねて子育ての悩みや不安を相談する機会を設けることにより、良好な関係の構築と継続的な子育て支援を目指すものです。

また、平成30年度には認定こども園と子育て支援センターを開設し、子育て支援の充実を図ってきたところです。

また、結婚のきっかけとなる出会いの機会を創出するため、ポルダール結婚支援センターにおいて、定期的に婚活イベントを実施しております。毎回テーマを変え、そのテーマで十分なコミュニケーションが図られるよう少人数でイベントを実施しており、来年度も内容を工夫し、より効果的な取り組みとなるよう続けてまいります。

さらに子どもを望んでいる夫婦の不妊治療費について県では特定不妊治療、男性不妊治療に掛かった診療費について、それぞれ3万円から30万円を助成しているところ、村ではこれに加えて一般不妊治療、不育症治療も助成対象として、15万円から30万円を上乗せした形で助成し、安心して不妊治療を受けられるよう経済的支援を行っております。

ご紹介した施策については、来年度、「おおがた子育てガイド」として1つの冊子にまとめ、高校生までの子育て世帯へ配布するとともに、また広報やホームページでも周知を図ることとしております。

村の少子化対策としましては、各課で連携を図り、幅広い支援を行うことで今後も対応してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

ただいま、国や県の支援策も拡大していくようで、また村では各課で連携を図りながらこれからも支援策を講じていきたいという村長のお話を伺いまして、大変喜ばしく思っています。

少子化対策は国家的に取り組む課題であると思っています。仕事や生活の不安から結婚

や出産に踏み切れないという若者に、まずは政府が安定した雇用を創出し、あらゆる手立てを講じ、少子化を招いている社会的な要因の克服を目指してほしいと思います。

地域や子どもの年齢、世帯の構成に関わらず、子育て世帯が等しく支援を受けられることが望ましいと思いますが、国の方針を待つだけではなく、自治体でできる取り組みもあると思います。懸念している課題がわかるのもそれぞれの自治体です。限られた財源の中で、事業の優先度を把握しながら財源を見極め、取り組みを進める困難さは理解しているつもりです。

現在、出生数を増やす取り組みは、何にも勝る優先度が高いものと認識しておりますが、村長のお考えはいかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再質にお答えします。

先ほども申したように、ここ2年、10人ぐらいという非常に少ない出生数で大変心配しています。コロナの影響も多少あるのかなとも思いますが、村にとって急激な少子化が現実のものになっているということでもあります。

そうした中ですが、今お話にあったように、やはり村に住んで子育てするには働く場所がなければなりませんし、住む場所もなければなりません。

村では、昼間の昼間人口という働きに来る人が、村外から来ている人が多く、昼は村は人口が増えています。2割ぐらい増えているような状況です。そういう意味では、村内には、意外と多くの働く場がもうありますので、ぜひ村に来て、村の中で働いてもらってもいいですし、さらにはやはり住む場所がなければ新たに移住もできませんので、今、村営住宅の整備を民間と連携して進めているところです。子育て世代の移住者も増えていまして、村の中で生まれる子どもを増やすのと併せて、そうした外からの子育て世帯の移住ということにも引き続き力を入れていきたいと思っています。

このようなことも合わせながら、子育て世帯が不安を抱かない、子育てしやすい環境、そういったものをしっかり構築していきたいと思っていますので、どうかよろしく願いします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

先ほど村長が説明されたように、昼の人口は1.5倍くらい増えているということは重々承知しております。増やしているその人口をどのように定住化に結びつけるかということで定住化促進事業とか、村営住宅の改修とかに進めていこうとしているその姿勢は評価で

きますし、そうであってほしいと思っています。

今やどこの自治体でも人口減少は最大の課題となっていますが、それぞれに違う事情を抱えていながらも、様々な独自の取り組みで人口増加に繋げている自治体もあります。私達が視察で訪れた、長野県南箕輪村もその1つでした。また兵庫県明石市は手厚い子育て支援で人口が増加していることで、注目を集めています。岡山県奈義町も出産前から高校卒業まで、子どもが多ければ多いほど手厚い、切れ目のない子育て支援で、出生率を上げている自治体として注目されています。

少子化が改善されている自治体は、当局も把握されておられると思います。村の将来のためにも、今後も一層その取り組みを進めていただきたいと思います。先ほど村長からも伺っておりますけれども、再度お考えをお願いしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再々質にお答えします。

先程も申したように、村にとっても急激な出生数減ということは非常に重く受け止めておりまして、まさに各課連携しながら幅広い対策を講じていくということで、今いろいろな施策を進めているところです。

そうした中、次年度、先ほど言った、新たな移住者の中にも子どもを連れてこられる方がいまして、非常に大きな、子どもの数が増える要素になっています。反面、子どもがいる家庭の方が外に出られる場合もあるわけですが、今のところ村では来る方が多い状況ですので、引き続き、村営住宅もですが、既に全部売れてしまったので新たな分譲地の開発もぜひ進めていきたいと思っております。

ただ、やはり大潟村で子育てをして良かったと親が思う、または大潟村で育って良かったと子どもが思う、そういう環境こそ大事なので、小さい時にただ支援するのではなくて、やはり大きくなるまで、村で子育てして良かった、村で育って良かったと、そういったことも含めてしっかり取り組んでいきたいと思っていますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

次の質問をお願いします。

菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

次に、会計年度任用職員の対応についてお伺いいたします。

自治体で働く非正規公務員の待遇改善を図るために2020年度に導入された、会計年度任用職員制度の雇用期間は年度ごとの更新で、再任用は可能ですが、回数に上限を設ける自

治体が多く、運用の見直しを求める声が上がっています。

制度を所管する総務省は公募をせず、勤務実績により再度の任用ができるのは2回という国の対応を例示したこともあって、再任用の上限回数を設けていると回答した自治体のうち、上限を2回としたのは都道府県で76.5%、市区で61%、町村で66.5%となっておりますが、各自治体が地域の実情に応じて適切に対応してほしいと静観する構えを崩していません。

今年度末には制度創設から3年となります。非正規公務員は自治体の財政難の影響で、正規職員が減少傾向にある中、行政に求められる業務が増え、正規職員を配置する余裕がないことが増える要因になっていると見られています。自治体は住民の生活を支える大切な役割を担っています。公共サービスの重要な担い手が不安定な状況のままでは、住民サービスにも影響が出かねません。

会計年度任用職員は家計を支えておられる方も多いと思います。希望する人が安心して働き続けられるように、生活面の考慮も必要だと思います。

村は年度ごとに更新を行っていると同っておりますが、会計年度任用職員制度の雇用や収入面についてどのように考えておられるでしょうか。お伺いしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

会計年度任用職員についての質問にお答えします。

地方公務員法並びに総務省発行の会計年度任用職員制度事務処理マニュアルにおいては、再度の任用を制限する規定はありません。ただし、議員のご指摘のように、公募せずに従前の勤務実績に基づく能力の実証のみで再度の任用を行うことができるのは、連続2回を限度とするよう努めることとされています。

村においては毎年、次年度における会計年度任用職員について、現在任用している職員を含め、公募を行い、選考しています。具体的には履歴書の提出を求め、面接し、選考しており、任用中の職員については、履歴書と人事評価に基づき選考を行っております。このように公募せずに再度の任用を行う仕組みは取っていません。公募した上で、客観的な能力の実証に基づいた選考を行うことにより、意欲、知識、能力のある職員を任用することができ、良好な住民サービスを維持できていると考えております。

また、所属長から会計年度任用職員に対し、一定の事務を分担し、目標を定め、責任を持って対応することを指導しており、併せて働きがいや意欲を持って仕事ができる職場環境の構築に努めているところです。収入についても人事評価に基づく昇給制度を取り入れています。

引き続き、働きやすい環境を整えていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

再度の任用にあたり、良好な任用を行っているということを伺って大変安心しました。

また労働環境においても、いろいろ各課と連携を図りながら、村の業務のためにこれからも頑張っていたきたいということをお願いしたいと思います。

村では令和5年4月1日任用の職員としての一般行政・保育教諭を若干名と、保育教諭、公務員、一般事務、障害者枠の一般事務、管理栄養士の会計年度任用職員の募集が先頃行われました。今回応募された職員と会計年度任用職員の比率はどのような状況でしたでしょうか。併せてここ数年の状況もお願いできればと思います。

村の職員は条例で定数が定められています。業務繁忙期や職員に欠員が生じたときなどに任用されると理解しておりますが、会計年度任用職員はどのようなときに募集し、人数はどのように考えられているのでしょうか。お伺いいたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再質にお答えします。

まず、村の正職員数が現在59名であります。そして会計年度任用職員は76名となっております。そのうち、保育教諭については12名で、先ほどお話があった保健センターでの管理栄養士の方1名ということでありますので、専門的なそうした能力を持っている方が13名ぐらいになる予定であります。

村としては、職員が限られた中で行政を進める上で、特に今いろいろな事業が増えてきていて、そういう意味でも引き続き、必要な部署においては会計年度任用職員にも協力いただきながら進めていきたいと思っております。大体今ぐらいの人数ではないかなと思っております。

今後も、そうした専門的な知識のある方も含めながら、村の行政事務を適正に行い、村民のサービス向上にも繋げていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

専門的な職員の方が13名くらいいらっしゃるという今の村長のお話でした。先ほど申しましたように、条例で正職員はもう定められておりますので、今76名の会計年度任用職員の方がいらっしゃらなければ、本当に村は大変なことになります。ですが、職員と同じく、会計年度任用職員の方も責任感を持って村民のために頑張っているということは重々私達は見ておりますし、職員との給料的な差はどうしても出てこざるを得ないわけですが、その気持ちはみんな同じく働いていらっしゃるということですので、どうか今後とも会計年度任用職員の方に対する姿勢というものも、村長はちゃんと受け止めて、引き続き環境整備に努めていただきたいと思います。

それで先ほど、業務量が増えることによってもちろん募集されるわけでしょうけれども、その人数というのはその時々で決まるということなのですか。今この3月は予算審議されるわけですが、今年度はこういう業務があるので何名とか、あらかじめそういうふうで予算の枠組みの中で人件費等が決まっていくとは思いますが、その年度の業務によってこの会計年度任用職員の数というのは募集するという理解でよろしいのでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再々質にお答えします。

まず一般行政事務としては、新たに大きな事業があったりするとそういった会計年度任用職員の必要性が生じたりしますが、一般的には前年度と同じような事業量であれば、大体同じような人数ということになりますし、こども園においても、子どもの人数、そのクラスの人数が増えたり減ったりということがありますので、そういったことへの対応もする必要がありますし、また学校の支援員等においても、やはりその支援員の必要とする子どもがいるかないかで変わってきますので、そういった点は適正な配置という意味では人数が少しは変わるというようなことはあります。

また、それぞれ資格を持たれている方で、そういう資格が職員の方に不足していたりする場合にも、必要なそういう資格について持っている方を採用したりというようなこともありますので、その状況に応じながらですが、大体は前年度と同じような人数で推移をしていくのかなと思っております。

以上です。

【4番：菅原アキ子議員】

終わる前に、先ほど再質の時に、今回の募集に応募された割合を伺いたかったのですが、私が聞き逃したのかどうか、ちょっとお答えになられていなかったような気がするのですが。

総人数ではなくて、本年度応募されてきた正職員への応募数と、それから会計年度の職員への応募数、大体比率はどのくらいだったのでしょうかということと、近年の応募状況も

伺ったはずなのですが。もしできたらお願いしたいと思いますが。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

会計年度職員は毎年全員応募していただいているということですので、先ほど言った76名の方は全員がまず毎年応募してもらっている、場合によれば辞められる方もいたり、新たに申し込んだりということもあります。

職員は、今年の採用の応募は6名だったかと思います。応募された方は。

以上です。

【4番：菅原アキ子議員】

わかりました。終わります。

【議長：丹野敏彦】

ここで、休憩いたします。

(午後0時01分)

(午後1時30分)

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を進めてまいります。

ここで、村長より発言を求められておりますので、これを許します。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

先ほど、菅原アキ子議員の質問に対して、正職員の受験者6名と申しましたが、2次試験受験者が6名で、応募者自体は12名ですので、よろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

続きまして一般質問に戻ります。

10番、川渕文雄さん。

【10番：川渕文雄議員】

10番、川渕文雄です。

八郎湖流入河川の浚渫についてお尋ねいたします。

昨年の馬場目川水系と三種川の氾濫は大きな被害をもたらしたが、その原因の1つが、両河口の砂の堆積によって流れが阻害されたことによると言われている。そして河口の砂の堆積によって河川流入が阻害され、八郎湖の水質にも大きく影響しているのではないかと考える。

それを解決する試みとして、河川の泥浚渫することが求められたが、従来の浚渫の方法では莫大な費用が必要なことから、実現に至らなかった。

そこで泥上車で河口の砂の堆積を取り除く試みを行うことを県に要望してはいかがか。

これをちょっと説明いたします。泥上車というのは大潟村土地改良区にも1台ありますけれども、普通のユンボと違いますか、浚渫する機械に、浮力をつけるために右と左に大きな空気のタンクが取り付けられている機械でございます。

また、この試みは、河川の流出エネルギーによる八郎湖の流動化をもたらし、水質改善にも繋がると考えるが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

10番、川淵議員の質問にお答えします。

八郎湖流入河川河口の浚渫についてですが、県に確認したところ三種川では、河口部の浚渫が毎年行われているとのことでした。水質対策ではなく、浅くなり漁船の運行に支障を来すようになったことから河川管理の一環として実施しているとのことですが、防災対策にも寄与しているものと思われまます。

この事業における浚渫の方法については、土砂を投入し掘削箇所までの通路を確保してからバックホーで進入し掘削するというもので、終了後は、投入した土砂を回収しながら岸に戻ってくるそうです。泥上車の導入については比較検討したことはないとのことでしたが、一般的な重機を使うことで経費は抑えられるのではないかと思います。

一方で、水質保全対策としては、県の第3期湖沼水質保全計画の検討段階において、浚渫は汚泥の処理も含め多額の費用を要するものの、水質の大幅な低減が見込めず、また他の地域では明確な改善効果が見られなかった事例もあることなどから、費用対効果に課題があるとし、計画には浚渫を盛り込んでいないとのことでした。

県では、効果が適正に把握できないこともあり、引き続き低層や底質の状況把握に努めるとしておりますので、村としては、まずは状況把握を進めていただくよう要望してまいりたいと考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

川淵文雄さん。

【10番：川淵文雄議員】

当然、いわゆる浚渫をすれば土砂が出るわけですので、それを一応仮置き場といいますか、そのところにおいて、堤防の嵩上げのことも大潟村は考えていかなければいけませんので、嵩上げに使える土であればですね、仮置き場から何年か後には大潟村の堤防の嵩上げにその土も使うといいますか、そういうことも含めて総合的に周辺の市町村とも話し合いをしながら、県の方には再度その要望するといいますか、それができればありがたいと

と思いますが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

川渚議員の再質にお答えします。

浚渫する箇所にもよると思うのですが、砂であれば堤防の嵩上げに使える土もあるだろうし、仮に泥であればなかなか乾いた後も使いづらかったりとか、その土質にもよっていろいろ再利用についてはあろうかと思います。

また、先ほど話をさせていただいたように、現在必要な箇所についてはもう既に県で実施していて、それを毎年三種川でやっているということで、一応それが機能していることからまず同じように継続していると思いますので、それについてはその方法で進めていただきながらも、ただ八郎湖全体の泥が溜まってきているような状況も当然あると思うので、その底質の泥の状況がどうなっているのかという点については、県に状況把握をしてもらうように要望していきたいと思っております。

その結果において、浚渫がより効果があるような場所があったり、またはそういう方法があれば具体的な事業としての要望にというようなことになりましたが、今の段階では状況把握ということで、まずは県に要望していきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

川渚文雄さん。

【10番：川渚文雄議員】

次の質問に移ります。

2番目が、美しい八郎湖のために堤防にオーナー制並木の創設をということで、美しい八郎湖を未来に残すことは、大瀧村周辺市町村のみならず、県民の願いである。大瀧村から周辺市町村に呼びかけ、新生大橋から大瀧橋にかけて、この間が大体9.3キロぐらいあるわけですが、堤防にですね、将来嵩上げしても大丈夫なような場所に、オーナー制並木の実現を図ってはいかがかと思います。ちなみにオーナー制並木の創設とは、オーナーを募集し、堤防の道路側に桜を植え、オーナーを表示し、オーナーが管理するという制度である。現在、八郎瀧町の40周年記念事業として堤防の町道側に植林され、桜並木の新名所として注目されている。そのような桜並木オーナー制を導入する企画であるが、ぜひ周辺市町村に働きかけ実現すべきと思うが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

川渕議員の、美しい八郎湖ために堤防にオーナー制桜並木の創出に関する質問にお答えします。

桜の植栽ですが近年では平成26年度に村創立50周年記念植栽事業として、県道大村大川線沿い、大潟富士から大潟橋の区間にソメイヨシノ1000本を植栽しております。

また、現在、銀杏の木、梅の木でオーナー制を導入しておりますが、オーナーの方々が樹木の適正な管理を行わず、管理に苦慮し、草刈り等にも苦勞しているのが現状であります。

これまで植栽を実施した桜・菜の花ロードは、大潟村景観条例に基づく景観重点地区に定められており、樹木の管理を徹底するとともに、次世代への景観継承を目的とした植栽を計画的に行っていく箇所でもあります。今ある景観木について、引き続き景観形成と観光振興の観点から、樹木の維持、育成管理に努めてまいりますので、今のところ新たなオーナー制の植樹ということは検討をしておりませんので、どうかよろしく願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

川渕文雄さん。

【10番：川渕文雄議員】

ないです。次の質問に移ります。

3番目、県道八竜船越線沿いの紅葉並木の補植についてです。

県道八竜船越線の道路沿いに植えられている、通称紅葉並木に、現在は枯れているかあるいは活着しない樹木がかなり見受けられます。補植する必要があると思うが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

川渕議員の、紅葉並木の植栽についての質問にお答えします。

村では平成27年度および平成28年度の2ヶ年にわたり、県のあきた未来づくり交付金事業の一環で、県道八竜船越線沿い約12.7キロにわたり、868本のヤマモミジをはじめ、ナナカマド、ヤマザクラなど合わせて約1,800本の景観木を植栽しております。令和2年に生育状況を調べたところ、ヤマモミジの3分の1程度が生育不良であることを確認しており、植栽から7年が経過しているため、今後の生育回復が望めないものについて、生育不良の原因等、現在進めている防災林整備計画策定委員会の専門家からの意見も参考にし、植え替えを検討していきたいと考えております。

今後、適正に管理をしながら紅葉並木をしっかりと作っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【10番：川淵文雄議員】

これで質問を終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、7番、菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

7番、菅原史夫です。

私から2点質問させていただきます。

まず1点目ですけれども、「少子化対策を最重要課題に。村でできることは早急に実施を」ということで、前の方ともちょっと重複する部分があると思うのですが、よろしくお願ひします。また、質問通告してからちょっと期間が経ちますので、若干情勢が変わっているかもしれませんけれども、それも併せてよろしくお願ひします。

2月12日のテレビ報道で、日本財団が18歳前後の若者1,000人を対象に調査を行った結果について報道されました。内容はですね、「将来子どもを持ちたい」という回答は59%でしたが、「実際に将来子どもを持つと思うか」という問いについては、「必ず」「多分」持つという回答が46%、「多分」「絶対」持たないという回答は23%、「わからない」「考えたことがない」は合わせて31%でした。

また、「持つ」と答えた人に、子どもを持つことに障壁となることを聞いたところ、「金銭的負担」「仕事との両立」というのが、かなり多かったということでした。また、その中で事例として、大学進学の際学金の返済苦で、もう子どもを諦めるというような事例も取り上げられました。つまり若者の将来への金銭的不安も少子化の大きな要因であると考えられます。

岸田総理は年頭の挨拶で、認識としては、少子化について重く受け止め、異次元の少子化対策を打つと表明しました。

一昨年12月議会でも村の少子化対策について質問させていただきましたが、少子化の状況はますます顕著になっています。村でできることは早急に検討し、国より先行してでも実施すべきではないかと考えます。

そこで、

- ①こども園から中学校までの給食費無償化
- ②認定こども園の0歳児から2歳児の保育料無償化
- ③所得制限による高校授業料の無償化に該当しない世帯への支援

など、その後の検討結果、村の考えについてお聞かせください。

また、子育てに対して、世の中の風潮としてですね、やっぱり大変だというようなネガティブな意識が広まっているように感じます。こういうことも、これから結婚して、子どもを産んで育てるといふ、そういうような意識に非常に影響しているのではないかなといふふうには思っています。子育ては楽しく幸せだといふ意識の醸成を村の中でも進めていく

ことを併せて検討すべきと思いますが、村の考えをお聞かせ願いたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

北林教育長。

【教育長：北林 強】

7番、菅原史夫議員のご質問に私の方から答えさせていただきます。

議員のご指摘のとおり、子育てにおける金銭的不安が少子化の要因の一部であることは村としても共通の認識であり、その上でご質問に答えたいと思います。

まず、給食費の無償化についてですが、来年度より小学校から中学校までの学校給食の完全無償化を実施していきたいと考えております。義務教育における給食費はどの家庭であっても等しく負担する部分となりますので、一律の無償化を実施することは、子育て世帯にとって公平感のある経済的な支援策となると考えております。

周辺市町村でも3月議会等で給食費の無償化に踏み切る市町村もいくつか見られますが、ご存知のとおり、学校給食法第11条第2項におきましては、「小中学校の設置者および給食を受ける児童生徒の保護者がそれぞれ分担するものである」というふうに規定されておりますが、その中身については学校給食の運営に必要な施設や設備、調理業務に従事する人の人件費等々については設置者と。そして給食費と言っていますが実際は食材費でございまして、食材費を小学校は275円、中学校は325円、一食当たりの食材費をいただいているということでございまして、これは今までそういうふうに学校給食法に基づいて行ってきたわけで、これはこれで正論であるということではありますが、子育てを充実していくという観点から学校給食の完全無償化を実施したいと、こういうふうに考えてございます。

次に、2点目の認定こども園の保育料および給食費の無償化についてですが、以前より県と市町村とが協力し、保育料および給食費の助成を実施してきております。助成につきましては所得や出生順位などの制限はありますが、保護者負担額の4分の1から最大全額を村と県で助成しております。県は、すこやか子育て支援事業でございます。加えて、村単独の取り組みとして、第3子以降については所得の制限なく全額助成していることは承知のとおりであります。

また2歳児までの、在宅で子育てをする世帯に対しては、先ほども村長の説明にありましたが、1人当たり月1万4千円の商品券を配布し、経済的な支援を実施しているところであります。

こども園に関する保護者負担については、既に所得等に応じた助成を実施しており、在宅での子育てを選択されている方もおりますので、一律の無償化につきましては国、県の施策動向を見ながら、さらに検討をしてまいりたいと存じます。検討課題というふうに捉えております。

3点目の所得制限による高校授業料の無償化に該当しない世帯への村独自の支援についてですが、これについては昨年度の議会でも議員から同様のご指摘、ご質問をいただきま

した。ご承知のとおり、高等学校等就学支援金制度は平成26年度に現在の制度に改められており、保護者等の区市町村民税の所得割額が30万4,200円未満、所得がおおむね910万円未満の世帯が無償化の対象となっております。県内の高校生を持つ世帯の約85%該当となっております。この制度の対象とならない世帯は、県でも一定の所得があると判断し措置を講じていることから、村としては県の実情を鑑みて独自で支援を拡大することは、現段階では考えてございません。

最後になりますが、若者が子育てに魅力を感じる意識の醸成につきましては、それぞれの家庭の理解や協力が必要となる難しい課題であります。しかしながら、行政と住民が一体となり、様々なアイデアを試行錯誤しながら、魅力と活力のあふれる村づくりを進めていければというふうに考えておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

ありがとうございました。まず小学校から中学校までの、義務教育の部分の給食費無償化について、来年度予算に今回計上しているということなのですけれども、まずそれは大いに評価させていただきたいと思います。

ちょうどこのところの新聞で、今教育長もおっしゃったとおり、各自治体が一斉に小・中学校給食費無償化ということで打ち出していますが、これはすみません、分かればいいのですけれども、国とか県とか、その辺から何か指示、支援とか、そのようなものが具体的にあったのか、それでこういうふうな動きに急になったのか教えていただきたいのが1点と、あとですね、ちょっと先ほど答弁の方になかったのですが、こども園の給食費の無償化の検討についてはどのようになさっているのかということ。あと、認定こども園の3号認定、0歳児から2歳児までの保育料の無償化について、今後、いろいろな形で、県の動静も含めて県内の動静も含めて、検討はしていくというお話だったのですけれども、実際に階層別に保育料は当然分かれていまして、要は所得割の、課税額の金額に合わせて各世帯の負担額が決まっているということになっています。世帯収入なのですよね、個人の収入だけではなくて、世帯収入ということで、当然同居している場合もそれは合算されますし、別居している場合でも実質的な家計の主体者となる親族がいる場合にはそれも合算するというふうに算定基準では書いてあります。やはりこれでいくと、最高8階層で負担額が月に5万2千円、補助が入ってですよね確か。月5万2千円というのが最大なのですけれども、大潟村の場合は世帯で合算でいけばかなりの割合の方がこれになるのではないかなと思うのですけれども、もし間違っていたら訂正していただければありがたいのですが、それでも中間で3万500円ぐらい毎月の負担になるということで、こういうものも

ちょっと前向きに検討なされて環境整備といたしますか、そういうものも産み育てやすい環境づくりを、経済面でも村も支えていますよというようなものも1つのメッセージになると思いますので、この辺も併せて、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。

所得制限についても、先ほど教育長がおっしゃられたとおり、県内全体の85%は網羅しているということで、ただこれも世帯収入で、村の中では逆に適用にならない人もかなりいるということで、そういうこともちょっと鑑みていただいて検討する余地がないということだけでもなくて、できる範囲はどこまでなのか、またできるかできないかも含めて、もう1回考えていただければなというふうに思いますので、その辺もよろしく願います。

すみません、ちょっと話があちこちで申し訳ないのですが、先程のこども園の給食費の負担なのですけれども、来年度予算の予算書を見ますと、教育費負担金の中の給食費負担金、こども園負担金でその中の給食費負担金、この部分がこども園の給食費ということですね、まずこれが280万くらい。あとこども園使用料、これが保育料の方なのかな。もし違ったらちょっと訂正してください。それが540万ということでそこその金額なのですが、この辺もやってできないことではないような感じがしますので、この辺も含めて保育料並びに給食費の無償化をやっぱり今後も進めていっていただきたいというふうに思っていますが、まずその辺のお話もお聞きしたいと。

あと最後に、子育てが楽しいというふうな意識を醸成するには、このような経済面ももちろんなのですけれども、やはりソフト面の支援も充実が必要だというふうに考えています。

先ほど教育長からも、そういうものも併せてというお話だったので、村の中でも、先程、前の方の質問の回答であるように、村の中でもいろいろな子育て支援、ネウボラだの、産前産後ケアだの、様々な支援を行っています。ただですね、その支援内容が対象者にちゃんと理解されているのかということもソフト面の充実につながるのかなど。先ほどの回答では、これを来年度からホームページ並びに紙ですか、そういうもので知らせるということで大変いいことだと思うのですが、私も今ホームページを見て、子育て支援の具体的な支援内容というものがなかったことに、改めてびっくりしたのです。だから、例えば村の中に住んでいる人でさえ、対象者でさえ全てなかなか分からなくて、まして今度、移住・定住を推しているとしたら、そこに来た人がどこを見ればいいのかということになってきますので、これはぜひ早急に立ち上げていただきたい。ホームページの方から具体的な支援の内容が分かるように。

あと、支援の内容についても、現役世代からどういう支援が必要なのか、できるできないはあるでしょうけれども、それを吸い上げる機会というのを、やはりもっと多くつくることも充実した支援の1つの方法なのだろうと思います。そういう経済的な面とソフト的

な面が両輪になって、子育てが楽しくて幸せだと、もう1人、2人、産もうかなというよ
うな雰囲気になってくれれば、それはそれで非常にいいことだと思いますので、ぜひそ
の辺も検討していただきたいと思うのですが、ちょっといろいろありましたけれども、そ
の辺についてお答えいただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

北林教育長。

【教育長：北林 強】

菅原議員の再質問にお答えいたします。

非常に多岐にわたっておりますので、答弁が落ちているところもあるかもしれませんが、
わかる範囲でお答えしたいと思います。

まず、1点目の学校給食費の無償化について、新聞等を見ますと県内の議会で数多くの
自治体で計上しているということは、国や県からの指示があったのかというご質問だっ
たのですが、これは一切ございません。新聞等見ていますと、県北のある市では議員の質問
に答えて学校給食法第11条を前面に出して、現段階ではこれをする必要ないものと判断し
ているというような自治体もあるようですが、本村では先ほど申し上げたとおりに
5年度から実施したいと、こういうことであります。

これは国の支援等は一切ございません。

それから、2つめのこども園の食費についてですが、1号、2号認定の子どものことか
と思います。ご存知のとおり、主食については村で全額補助していますし、副食費につ
いて200数十円いただいているとこういうことでありまして、これについては小・中学校
が、無償化という方向に進んでおりますので、今年度以降、これは早急に検討課題になる
というふうに思っていますが、今議会には計上してございません。これも深く検討した上
でのことになるというふうに思います。

それから、3号認定、0歳から2歳の子どもですが、この子どもたちは、給食費という
項目はございませんで、保育費の中に給食の部分も含まれてございます。これは保育費に
関係することで、先ほど申し上げましたとおり、この点につきましてはいろいろと、すこ
やか子育て支援事業等の補助もございまして、現段階で一定の負担額はあるものの、まず
これについては現状で5年度以降に状況を見ながらこれも検討していくというふうに、実
は予算査定の中でもいろいろ検討をしたのですが、まず一挙に進めてというわけには当然
いかないわけで、この点の必要性も含めてこれから検討をしてみたいというふうに思いま
す。

それから、高等学校の授業料については、所得で大体910万円という上限があるわけ
で、そのことは県民の85%が該当するというふうに先ほど答えました。本村ではそこま
ではいっていないとは思いますが、それなりの所得があるということは、子育てに関しま
してもそれなりに、それが無償化になれば一番いいのかもしれませんが、全てそういうわけにも

当然いかないわけで、県で910万円ということでの所得でありますので、村としては現段階で、3年の12月議会にも同様な質問いただきましたが、この点については、現段階で同じ答えにさせていただきたいというふうに考えております。

それから、こども園使用料は、先ほどの0から2歳のところでお答えしました。

それから、議員から、子育ては楽しいと、これは議員のおっしゃるとおりだと思いますが、楽しいものであるべきだと思いますが、やはり経済的な理由等々で思っているように、子育てができないという家庭も当然ございます。そういう面も含めて、村では十数年前からいろいろな形で、議員の皆さんの理解を経て、村民の要望にお応えできるような方策を順次行ってきたと考えていますし、いろいろな若者の考え方や、それから子育てについての要望等は当然あるわけですが、やはり認識も皆異なるわけですし、私も3人育てましたが、毎日毎日が充実しているというわけには当然いきませんで、大きな節目節目に、やはり子どもを育ててよかったなというふうに思える場が何度かございまして、毎日楽しいというよりも充実した子育てができるように村としても支援ができればというふうに考えておりますので、その方向で現在も行ってきたというふうにご理解をいただければと思います。

なお最後のところの、ホームページについては、先ほど菅原アキ子議員のご質問で村長が答えたとおりでありまして、その点も充実させながら、村民の要望等と教育委員会の進め方がマッチできるように、学校も全てICT化でトップクラスで今走っているわけですので、このようなものも十分に活用しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

まず、今すぐできることと、これから検討しなければいけないこともありますので、もちろん予算も当然絡んできますので、十分検討していただければと。

ただ、やはり今までの延長線上での子育て支援というのを、我々もやっぱりちょっと認識を変えていかないといけない時期に来ているのかなというふうには思っています。かなり大胆なことも、もしかすると必要になってくるというふうに思いますので、そういうことも鑑みていろいろと前向きな検討をよろしくお願したいと思います。

先ほどの子育て支援のソフト面での支援、これは教育長からもお話があったのですが、これは教育委員会だけではなくて、村の方の関係もあると思うので、村長の方からこの辺の見解をお聞かせ願いたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再々質にお答えします。

ソフト面の取り組みということでは、先ほど教育長からもお話にあったように、村では子育て支援、教育も含めて、村としての支援内容を冊子にまとめて配布したり、ホームページに掲載したりし、伝わりやすい、村民にわかりやすく伝えながら活用していただくように取り組んでまいります。

また、村でも村民との意見交換会や、または保育園、PTAなど、それぞれ保護者との意見交換の場もありますので、そういった折にもいろいろな要望を吸い上げて、そうしたことを政策にも反映していけたらと思っています。

さらに先程来の質問に対する教育長のお話にもあったように、家庭においてまたは大潟村においても、子育てがそれぞれの夫婦の人生にとって魅力あるものであり大事な要素になるというようなことを、地域を挙げて醸成していければと思いますので、こうした点についてはぜひ行政ばかりでなく、それぞれの団体等とも連携しながら、楽しみながらも充実した、また苦勞ありながらも充実した、そうした子育てに繋がるように取り組んでいければと思います。

こうした政策は各課それぞれ横断的に取り組んでいくこととなりますので、しっかり連携して進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

次の質問に移ってください。

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

次の質問に移ります。

2つ目として、猫の放し飼いや飼い主がわからない猫対策についてということで、近年村内に飼い主のわからない猫が増えているようです。特に格納庫周辺で多いようで、村民の方が見るに見かねてボランティアで保護し、面倒を見ていることも聞いています。餌代や自宅で何匹も飼う費用や場所などの他、これ以上増えないように不妊手術をする費用など全て自分で負担しているようです。

以前、村も村民の要望を受け、猫の放し飼いなどの注意喚起を行いました、減る傾向ではないようです。

年間約3万頭近くの猫が殺処分されています。その6割が子猫だそうです。国の環境省は、これを社会問題と捉え、平成24年に動物愛護管理法を改正し、それに伴い殺処分ゼロを目指すため、平成25年に「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」を立ち上げました。秋田県も「動物にやさしい秋田」を表明し、殺処分ゼロを目指しています。

この状況に、村も特定の人々の善意だけに頼るのではなく、実態がどうなっているのかま

ずは調査し、対応を考える必要があるのではないのでしょうか。また、責任を持って飼いたい人も当然いるので、この分野で活動している団体と連携して、保護した猫の里親会などを行うなど、動物愛護の観点からも対策が必要です。併せて、以前、他の議員からも質問があったように、飼い主の責務として、家では飼えず格納庫等で飼う場合は、望まない子どもを増やさないように避妊・去勢手術を行うよう、様々な機会に周知すべきかと思いますが、村の考えをお聞かせください。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

7番、菅原議員の質問にお答えします。

前回の一般質問でもお伝えしましたが、動物愛護法では、犬猫の飼い方や繁殖制限等に関する指導助言、保護した場合の引き取りや譲渡に関する事などは県の事務とされ、県では獣医師の資格を持つ専門職の方々が保健所や動物愛護センターに配置され、対応にあたっています。一方、市町村は県の求めに応じて協力する立場となっています。このため、猫に関して相談が寄せられた場合は、県の動物愛護センターに報告した上で対応することとなります。

1点目の屋外にいる猫の実態調査については、動物愛護センターに確認したところ、実態の把握は難しいとのことで動物愛護センターでも行っていないとのことです。そのため、実態の把握と対策については、苦情や相談が寄せられた場合に各市町村と連携し、必要に応じて飼い主に対して指導するなどの対応を行っているとのことです。村としては、引き続きチラシ等で注意喚起を行うとともに、相談が寄せられた場合に動物愛護センターの指導のもと、対応を検討してまいります。

2点目の里親会については、民間で行っている保護猫等の譲渡会のことになろうかと思いますが、譲渡は動物愛護センターでも行っていますので、行政ルートとしては動物愛護センターへ引き継ぐというのが基本となります。

民間で行う取り組みに対しては場所の提供という形で協力するということが考えられます。現在、県内では特定非営利活動法人いぬ・ねこネットワーク秋田が譲渡会を定期的に行っています。ただ、この譲渡会は、保護犬や保護猫をケージに入れて屋内で行っており、村の公共施設を使用した屋内での実施は管理上の観点から難しいと言わざるを得ません。従って、村としては夏場、屋外で実施することができれば、駐車場などを利用して協力可能であると考えております。

3点目についてですが、屋外にいる猫に対して、不妊・去勢手術の必要性を含めた正しい猫の飼い方についての周知は、今後も広報やチラシ等で定期的に行ってまいります。また、動物愛護センターでは、小・中学校と連携した「いのちの教室」といった出前授業も行っており、こういったものも含め啓発を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

今の村長の説明のとおり、動物愛護法の改正により、より飼い主の責任というのは大きくなって、あと県が主体的にやっていくということになっているらしいのですけれども、ただ実際に村の中で、ボランティアですよ、ボランティアで自分の家で保護して何匹も飼って、ある意味困っているのではないのですけれども、今後どんどん増えていったらという不安もあってどうしようかなと思っている方が、やってくれている方が4、5軒はいるらしいのですよ、実際にですよ。そのうちの1人の方とちょっとお話したところ、やっぱり今は自分の猫も含めて保護しているのが12、3匹、それでもう一部屋ずっと、それで餌代も含めて、自分のところでも避妊手術してやっているという現状があるということで、それを愛護センターの方にこういうことがあるからということで、ただ丸投げするのはいかがなものかなというふうに私は思います。現状を把握するのが難しいというのであれば、今現在そういうふうなボランティアでやってもらっている方たちの話を聞くことはできるのではないですかね。話を聞いて、逆にどういうふうにしたらいいのかも含めて、いろいろとこの地域の課題として一緒に考えていくということも寄り添う1つになるのではないかと思います。制度上は制度上で、やはりこの村で起こっていることはこの村で解決の糸口をつかむというその行政の姿勢が、こういうふうな社会問題というのは大事だと思うのですけれども、一切手をつけられないわけではないですよ。話を聞いたり、その人たちの状況はどうなのかということも、今後心配することがどうしたらなくなるのか、段々減っていくと思いますか、みたいな感じで情報交換するとか、やっぱりそういう方たちもそういうものを欲しているのですよ。どこかに頼りたいと、今現在もその保護団体と連絡は取っていることもあるらしいのですけれども、やはりそういうことが必要になってくると思うのですよね。もうちょっと村の方も、その現状も含めて寄り添うような感じで考えることができないのかどうか、そこも含めて教えてください。まずお願いします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再質にお答えします。

まず苦情等、村に寄せられている現状ですが、村民が動物愛護センターに苦情等を言ったのが1件、村に直接来たのが1件ということで、その他、今お話にあったような相談等は寄せられていない状況です。その方がどういう思いで飼われているのか、なかなか分からないところがあるわけですが、先程来話をしていますように、相談をいただければ、村

としてはその対応について動物愛護センター等とも連携をとりながら、対応は行っていき
たいと思っております。

いずれ、猫を多く飼われている方がどういう状況かということについて、村で直接現在
は把握していませんので、その点についてはどういう形がいいのかというのは非常に苦慮
するところではありますが、できれば村に相談を寄せていただければ、村としてどうい
うことができるのか、または動物愛護センターとの関わりの中でどういったことができるのか
というのは、ある程度整理がつけられるのではないかなとも感じております。

いずれ、先程来話をさせていただいているように、むやみに猫が増えて、それが近所の
住民の迷惑になるということは避けたいところでもありますので、できれば村の方に相談
を寄せていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

村の方に相談をするということで、そういうふうなことに寄り添って聞いていただけ
るという理解でよろしいですね。その人たちも自分の飼いたい猫1匹、2匹だったら好き
で飼っていると言われるのですけれども、それでやはりその辺で迷っている猫だとか、そ
ういうものをやっぱり保護してやっているのが事実なのですよ。ですので、そういうこと
も含めて相談に乗っていただければというふうに思います。

いずれにしろ、すごい繁殖力らしいのですよね。生まれてからある程度すぐに子どもを
産める体になって、それで下手すると1年間に2回出産するようなお話で、それが増えて
いけば、猫なのですけど、もうねずみ算式に増えていくということで非常に困っている地
域は、それこそ都市部はかなりあります。

あと、やはりこの近所迷惑もそうなのですけれども、やはり我々も動物愛護の観点から
考えなければいけないのは、殺処分するということは命を奪うことなのですよね。だから
そういうことも含めて、こういう殺処分ゼロということも頭に置いて、この放置された猫
だけではないと思います。犬も含めて、村の中でそういうようなムードをつくっていくこ
とが大切だと思うので、まずその辺も併せて、実際にボランティアをやっている方々にも
困っていることだとか、寄り添ってやっていきますよというような発信も含めてやって
いただきたいと思うのですが、再度、その辺をお願いします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再々質にお答えします。

先程もお話させていただいたように、今後もチラシ等で注意喚起をすることとしております。そういった折にでも相談を寄せてくださいというような内容も盛り込みながら対応をしていきたいと思っておりますし、何よりも動物愛護の考え方というか、そういったことについては出前授業がありますので、まずは小中学生からそうした出前授業を受けていただき、逆に親に広がるようなことや、また機会があれば大人に対してもそういったいのちの教室といったような出前授業を、村民に対して行う機会があればなども今思ったところです。

いずれ今、格納庫や住宅街でも猫が頻繁に歩いている状況というのは目にしますので、適切な猫の飼い方または管理ということは、ぜひ村民の皆さんには行っていただきたいと思っておりますので、一緒に取り組んでいければと思いますから、よろしくお願いいたします。

以上です。

【7番：菅原史夫議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、3番、三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

3番、三村敏子です。

はじめに、住宅政策について質問いたします。

令和3年9月定例会で、住宅政策の中で情報発信者事業について一般質問しました。答弁では「10名の方が入村されているが、平成18年以降、新たな入村者はいない。第2期総合村づくり計画後期基本計画策定の中で、方向性を示していきたいと考えている」ということでした。そしてできあがった後期基本計画にある、移住・定住の促進の中の主要施策、情報発信者事業に関して読んでみると、情報発信者の入村促進や活動支援として、『大潟村に居住し、様々な分野で活動し、広く内外に情報を発信する大潟村情報発信者の入村を促進し、大潟村の知名度向上や魅力を発信するインフルエンサーとして、活動を支援します。』と書かれています。具体的には一体どのようなことが話し合わせ、私の質問であった、空いている東3-4の宅地の情報発信者事業を見直して、販売してはいかがかという質問に対しての答えは、後期計画では「入村を促進して」ということがあてはまるのか、入村の促進はこの事業の見直しとは思われないのですが、見直さないのでしょうか。

2月に行った村民と議員との懇談会では、情報発信者の方から、「情報発信者も高齢化して亡くなる人もでてくると思うが、この制度を持続するのか。募集対象を村内にも広げたらいいのではないか。募集要項に村の活性化のためと書いてあるが、あなたのためと変えないと誰も来ないと思う。」というご意見がありました。どのように情報発信者事業を検討されたのでしょうか。大きく見直す必要があるのではないのでしょうか。

空き地・空き家を所有している方への必要な対策や支援のあり方はどのように検討されたのでしょうか。

昨年6月議会での一般質問で空き家バンクに登録することのメリットをと質問しました。空き地・空き家を所有している方への必要な対策や支援のあり方を検討するとの答弁でしたが、どのように検討されたのでしょうか。

県内市町村では、危険老朽空き家解体補助をしている自治体が秋田市はじめ鹿角市など7自治体で行っています。解体に関しては、2022年4月1日からは、解体部分の床面積が80㎡以上の解体工事をはじめ、請負金額が100万円以上の改修工事等を実施する時は、アスベストが含まれている建材であるかどうかに関わらず、アスベストの調査結果を都道府県等へと報告しなければならない、となりました。そのため、解体費用が上がっていると聞いています。やはり解体するための補助が必要かと思います。また、リフォームに関しても空き家所有者、村の文書では長期留守宅所有者となっていました。空き家所有者への補助などの支援がなければ、空き家の販売も進まないのではないかと思います。いかがでしょうか。

空き家対策特別措置法の村民への周知が必要ではないでしょうか。

2015年5月に全面施行された空き家対策特別措置法によれば、

- ・倒壊の危険性がある物件
- ・衛生環境が悪い物件
- ・管理が行き届かない物件
- ・周辺から苦情が多い物件

こういった物件が特定空き家等に指定されると住宅用地特例が適用されなくなり、固定資産税が高くなる可能性があるとのこと。このような法律があることを村民に周知する必要があるのではないのでしょうか。

また、3月上旬には空き家対策特別措置法が改正され、新たに管理が不十分な物件を「管理不全空き家」と規定して厳しく管理していくそうです。

空き家対策計画の策定を。

国土交通省は空き家対策に取り組む市区町村の状況調査（2021年3月31日時点）の結果を発表しました。全国の市区町村のうち、「空家等対策計画」を策定しているのは1,332市区町村で全体の77%。空き家の放置によるトラブルの解消や、空き家の利活用、処分を後押しするため2015年に施行された空家法に基づく措置は、2021年3月末までに全国で2万7,322件。同措置と市区町村による空き家対策によって、11万2,435件の管理不全空き家が除却されるなど対策が進んでいます。このままの状態では、空き家が危険性のある空き家となってってしまうのではないのでしょうか。そうならないようにするために計画の策定が必要ではないのでしょうか。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

3番、三村議員の空き家に関する質問にお答えします。

はじめに、情報発信者事業についてですが、情報発信者の方々とは毎年1回、交流会を開催し、意見交換を行っております。第2期大潟村総合村づくり計画後期基本計画の策定年度にあたる令和3年度は、後期基本計画についてというテーマで策定にあたって、情報発信者の立場からご意見やアドバイスをいただきました。その中で、近年新たな入村者がいないこと、また情報発信者の高齢化が進んでいること、それによってコミュニティ活動が困難になってきていることなど、様々な課題が挙がりましたが、情報発信者事業の廃止や空き区画の一般的な分譲には否定的な意見も多く聞かれたところです。

これら意見を受けて、村では事業を継続し、新たな形で入村の促進を図っていきたいと考え、後期基本計画を策定したところであります。具体的には、芸術・文化、スポーツ、学術研究活動の他、起業やビジネス活動、国際交流活動など、ご自身の活動を通して情報発信を行うという目的のもと、移住者というキーワードで今後募集を行いたいと考えております。また、要件や奨励措置についても短・中期的な視点で見直しをしていきたいと考えております。これらの内容については、令和4年11月に開催しました情報発信者交流会において意見交換を行ったところです。

今後、定期的に意見交換を行いながら検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、空き地・空き家を所有している方への必要な対策や支援についてお答えします。

空き家等は私有財産であり、所有者等が自らの責任において適切に管理する義務を負うことが基本原則です。所有者等の経済的な事情などから適切な管理を行うことができず、その管理責任を全うできない場合や、管理、利活用について苦慮している場合には、所有者からの相談に対し、適切な対策措置を講じてまいりたいと考えております。

空き家等の解体やリフォーム、家財道具の撤去にかかる費用の助成など、様々な支援のあり方が考えられますが、まずは所有者の意向や要望について、きちんと把握することに努めてまいります。なお、村では建物や敷地の管理が不十分である場合や、固定資産税の問い合わせがあった場合など、直接所有者から現状や意向を聞くなど、個別に対応しているところですが、具体的な相談の問い合わせはない状況であります。

次に、空き家対策特別措置法の村民への周知についてお答えします。

これまで長期留守宅の所有者に対し、毎年4月、固定資産税納税通知書にチラシを同封し、適正な管理をお願いしてきました。今後、ご指摘の固定資産税の住宅用地特例の適用除外など、空き家管理に関する情報や管理を怠った場合の責任など、その重大さについても所有者に周知を図ってまいりたいと思います。

また、所有者だけでなく、村民に対する空き家問題の意識啓発のため、広報等においても積極的な周知に努めてまいります。

最後に、空き家等対策計画についてお答えします。

秋田県では令和4年5月時点で25市町村中、15市町村が策定済みとなっておりますが、村では現時点で策定の予定はありません。現在のところ、税務部門や水道部門、福祉部門など、庁内での情報共有が図られ、また自治会からの情報提供などもあり、空き家や長期留守宅についてはおおよそ把握できていると認識しており、特定空き家には当たらないと判断しているところです。

引き続き、村の実態に合わせて適切な対策を図ってまいりますので、よろしくお願いたします。

なお、繰り返しになりますが、空き家等は私有財産であるため、その対応については慎重に行ってまいりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

情報発信者の方に、募集に関しては起業とか国際活動とか移住のキーワードで募集していくというお話だったかと思いますが、これはいつから、どのような形で募集されるのか、具体的なものがあるようでしたら、お願いたします。

それから空き家なのですが、今実際に空き地になっているところが販売されていますが、以前よりもぐっと価格を変更されて下げているようですが、それでもまだ売れていないという感じであります。本当に長年販売されているにもかかわらず売れていないわけですが、村の分譲地は全て売れてしまっていて、これから新たな分譲地を考えていくとすると、またどこか分譲地を考えられるのだと思いますが、以前から問題になっている元からのコミュニティ自体が、もう本当に件数が減っていく状態がそのままになってしまっていて、何か対策を考えない限りコミュニティが本当に、2世帯とか3世帯、別々に暮らすとなると若い方たちがその新しい分譲地に住むという形が多いと思うのですが、そうすると高齢の方たちの、何ていうかコミュニティが、元々の既存のところが残っていくみたいなの、その上、空き地・空き家が増えていく、このような状況が進んでいくのではないかと危惧されるので、そうならないような村の事業、施策が必要ではないかと思うのですが、若手職員による研修のテーマの中の、10年後も大潟村の人口3,000人を維持するための工夫と方法の中で、土地が買えない、入植3世の住むところがないと若手職員から課題が挙げられていました。もう既にできあがっているコミュニティの中に新たに入っていくというのはなかなか抵抗があるとか、やっぱり理由があつてそういうふうになってしまうと思うので、そこを何とか、何とかやっぱりそこがコミュニティとして維持できていくようにしないといけないと思うので、そのあたりに関しては、やはりまだ空き家にな

ったばかりであればリフォームも可能かもしれないし、リフォームができていれば買いたいという方もいるでしょうし、空き地であったとしても例えば半分で売るとか、今、例えの話でしかありませんけれど、何か村としても考えなければ、どんどんコミュニティが、人数が減っていくばかりになるかと思えます。そういうことに関してはいかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の再質にお答えします。

まず情報発信者に関してですが、新たな考えのもとでの募集ということでは、新年度、令和5年度からそうしたこと対外的に発信して募集をしていきたいと思っています。移住者というキーワードで募集を行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

2点目の空き地・空き家に関してですが、村でも村内にある空き家を買ってリフォームする場合はそれ相応の支援をすることにしています。また空き地を買われて家を建てる場合も相応の支援をすることにしています、そういった面では新たに住む人には手厚い支援を準備していますし、また今、例えば結婚を機にリフォームして同居するという場合にもそういった支援もあります。同じように、同じ敷地内に新たに家を建てるのにも村としては支援していますので、そういう面ではできるだけ既存の土地や住宅に新たに家族を増やす、増やしながらかも一緒に暮らすという方法や、または空き地・空き家を買われて、そこで新たに暮らすことに対しても手厚く支援をしています。

また、それとは別に、村外からも大瀧村に来たいという方もかなりの数がありまして、そういった方々のためにも新たな分譲というのにも必要だと認識しているところです。ですので、そういったものを織り交ぜながら、今後も住宅政策、そして空き地・空き家対策ということで並行して進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

情報発信者のところは、情報発信者募集ということではなく、移住者募集みたいな形になるのか。今までであれば宅地は、自分で家を建てて10年でしたか、すると無償でということだったと思えますけれども、そういうところの条件も同じなのか。

それから、解体の費用が、先程話しましたけれど非常に上がってしまっていて、解体するだけですごくお金がかかるということになってしまうと、その所有している人が解体に踏み

切ることをためらうというか、そうなってしまうとためらって迷ったままになっていると、なかなかリフォームに踏み込めない、段々古くなっていってしまう、そうするともう更地にするしかないのだけれど、更地にすると今度税金が多くかかるし、売れないのではないかという心配もあるので、なかなか難しいかなと思うのですよね。だから、やはりそこに一步踏み出すための村からの支援というのが、前回もお話ししたと思うのですが、そうやってリフォームし終わったところを購入した人に対して補助がなくてもいいかと思うのですが、どうしようかというところの決断するための支援がないと、なかなか今のまあいってしまうのではないかと私はちょっと危惧しているのですが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の再々質にお答えします。

まず情報発信者についてですが、大きくは今までのような支援のあり方で、家を建てていただいて、その上で10年経過すると土地を無償譲渡するというところで、情報発信者のそうした事例については村で今支援している新築に対しての支援とかそういったことは、ちょっと別にしたいと思っています。ただ、今、県や国など、移住に対しての支援とかいろいろありますので、そういったものを活用できるようにしていきたいと思っています。

また、空き地・空き家についてですが、空き家になっている場合の多くが村に住んでいないケースがあるかと思えます。そういった場合、その方に解体のための費用を助成して、結果として家が建たないとか、その方の利益になってしまうことで終わってしまったとか、非常に悩ましい。言っていることはよく分かるのですが、そういった危惧もされるので今の段階で村としては、そこに住む方が、解体は今では考えていませんがリフォームしたり新築したりすることには支援をしていきたいと思っていて、こういった考えでまずは進めながら状況を見ていきたいと思っています。

確かに各住区に空き家と思われるものや、または更地になった土地も見受けられるようになってきていますので、そういった点は何とか活用できるようにということで今村としては支援をしていますので、そういったことを今は村内にだけの周知のような形になっていますが、少し外に向けてもそうした制度があるということを発信していけたらなとも思ったところです。

以上です。

先程、情報発信者のところで10年と言いましたが12年住んでいると無償譲渡ということですが。

よろしくをお願いします。

【議長：丹野敏彦】

次の質問をお願いします。

三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

次に、生態系公園の県からの無償譲渡について、どこまで進んでいるのか、どのような展望を持っているのかについて質問いたします。

県から村に無償譲渡された場合、無償であったとしても経費がかかり、予算が必要となります。無償譲渡を受けることで話が進んでいるのか。

令和4年度大潟村職員研修での若手職員による政策提言の1つに、生態系公園の活性化・拠点化がありました。大変夢のある内容で読んでいて楽しい、いい提言だったと思います。その中に令和6年度に村に無償譲渡予定と書いてありましたので、どのような展望を持って譲渡を受けることに動いているのでしょうか。公園という機能だけでは収入源がないと思います。村からの支出が増えると村の財政にも影響し、村民への福祉・教育などに予算が回らなくなるのではないかと心配です。

1. 譲渡における契約条件はどのような話し合いがなされているのでしょうか。
2. これまで県が管理してきましたが、年間どのくらいの経費がかかっているのでしょうか。
3. 温室も経年劣化していると思われませんが、そのことについてはどのような予想をしているのでしょうか。
4. 面積が8.6ヘクタールということですが、具体的にはどの範囲となるのでしょうか。
5. 温室にバイオマスの熱導管を引くことなどを考えられているのでしょうか。
6. 村からの支出が増えてもそれ以上の効果があると見込まれていると思いますが、それは何でしょうか。
7. 村民の考えをどのような形で吸い上げていくのでしょうか。

どこまで県との話し合いが進んでいるのか、どのような展望をお持ちなのか、お聞かせください。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

3番、三村議員の生態系公園に関する質問にお答えします。

旧農業研修センターの施設については、平成26年4月に農業研修センターの機能を秋田市雄和の農業試験場に移転して以降、施設の利活用に関して秋田県農林政策課と協議を進めてきました。それにより平成30年度から村の農福連携を推進するため、県より旧生物工学部を無償で借り受け、その事業を進めているところです。

しかし、その他の施設等については具体的かつ効果的な利活用案がまとまらなかったた

め、令和元年度より生態系公園を含む旧農業研修センター施設等の利活用について、利活用検討委員会を立ち上げ、関係機関が一体となって検討を進めてきました。その結果、令和4年8月の検討委員会において、旧本館とその土地を除く部分が無償で譲渡するという具体的な方向性がまとまったところであります。

具体的には、現在八郎潟農業水利事業所が入居している旧農業研修センター本館は、県が土地の分筆登記を行い、分筆後は土地と建物を県が継続して管理していくこととし、ガラス温室を含む生態系公園については、これまでの公園機能、研修機能の継続を条件に、村に無償譲渡される方向で県と協議を進めております。ただし、ガラス温室については、その維持管理が困難であることから、観賞温室としての利用ではなく、研修会場や資材庫として利用していきたいと考えているところです。そうしたことから、バイオマス熱導管をひく予定はしていないところです。

また、旧生物工学部の施設については、引き続き農福連携に取り組む施設として活用していきたいと考えております。

これらの方針を踏まえて、村では令和4年12月23日に、生態系公園および旧生物工学部の利活用計画を県へ提出したところであり、引き続き、令和6年中の譲渡に向けた協議を進めてまいります。

現在、県では指定管理制度を導入し、施設等の維持管理を行っておりますが、温室の植物管理や野外公園の維持等に係る経費として、3年間で約1億円を予算措置しているところと伺っております。経費の内訳については把握しておりませんが、村に譲渡された場合、観賞温室を廃止する方向で検討しておりますので、野外公園の樹木管理や草刈り程度の維持管理を想定しているところです。あくまでも現段階での目安であり、具体的な維持管理の範囲や経費については、県や現在の指定管理者の助言をいただき、今後検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

また8.6ヘクタールは生態系公園の面積であり、敷地全体では13.7ヘクタールあります。このうち、旧本館とその周辺駐車場を含む一部の土地を分筆することで協議を進めておりますが、その境界については県とさらに協議を重ねて決定していくこととなります。

村が所有することで村の維持管理にかかる負担は発生しますが、村の総合中心地内に位置する好立地な場所でもあり、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層が集い、自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康づくりや文化活動、イベントなど、多様な活動の拠点として活用することができます。それにより、村民の豊かな生活を実現するとともに、交流人口、関係人口の創出に大きく寄与できるものと考えておりますので、引き続き協議を重ねてまいりたいと考えております。

なお、譲渡後の利活用等に関しては、村民の意見も取り入れながら、総合村づくり計画等で方向性を示していきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

案外もう具体化というか、温室は使わないとかとなっていることは分かりましたが、そういうことに関してでもですけど、多分温室にかかるコストが非常に大きいということでそうなるのでしょうか。で、冬場楽しみにしていた者としてはちょっと、あその温室が無くなるのは非常につらいという感じがありますし、本当に若手職員の政策提言を読んで初めて分かったわけですけど、具体的に進んでいるのだということが、村民はまだ全然わからない人が多いと思うので、分からない中でも、こういうことを考えてこう進んでいるということを説明しながら、どのような形で村民に説明し、村民の意見・要望とか、譲渡を受けない方がいいのではないかとこの考えもあるかもしれないし、そのようなことを、総合計画というともう3年後ですか。その前にもう今から、5年度からそういう話し合いの場が必要なのではないでしょうか。そういうことがなければ多分、温室を楽しみにしていた村民も結構多いと思うので、いくらコストがかかるのだろうかということが分からないのであれですけど、年間の支出を村からどれくらいかかると思っているからその温室を使わないとかということになるのかとは思いますが、どうなのでしょう。一番にはやっぱり村民との合意というか、職員の方たちが出された提案を読めば、夢が持てるような提案で非常にいいと思うのですが、それがすぐにできるのか。以前聞いたお話だと、条件としては10年間、今のままで使っていかなければならないというようなお話を聞いたと思うのですが、そうすると何か夢を描いていても10年間何もできないのかとか思ってしまうのですが、どうなのでしょう。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の再質にお答えします。

まず県との交渉ということですので、まだ決定していない中で村民からご意見を聞くというのはなかなか、県の方でも県議会との関係もあったりして難しいと思います。正式に決定した上で、当然議会の承認も得て、その上で活用について村民の意見を聞くという順番ではないかなと思います。

またその上で、生態系公園自体、例えば温室ですが、実はバックヤードというものがかなりありまして、植物を展示しない間、管理して、ちゃんと花が咲いたときに表に持ってくるような、それが裏の方にあるわけで、それもかなり面積があって、それぞれ暖房、場合によれば冷房も必要だということで、非常に、本当に手間もお金も、または専門的な職員がいないとちょっと管理は無理な状況でありますので、村としては温室については中に

植物を入れるのではなくて、イベントでの活用や、または場合によれば資材置き場だったりといろいろな活用、別な視点での活用を考えていきたいと思っております。

いずれにしても、その10年間についてやはり公園機能を維持することを前提にということになっていきますので、そうした公園機能を維持しながらも、活用方法については幅広く活用できる部分もあると思いますので、そういった点については村民の意見等も入れながら、また今も行っているカタマルシェ、ああいったことも継続してやっていければなとも思いますので、ぜひ譲渡後も村民に愛される生態系公園であり、人が集える場になるように取り組んでいければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

次に行きます。

最後に、テレワーク導入について質問いたします。

国は、テレワーク導入を推進しています。村でもこれから進めていくとお聞きしています。テレワークを進めることにより、通勤時間を減らすことなど効率的な仕事ができると思うし、育児や介護による離職の防止など考えられると思います。

どのように導入を進められるのか質問いたします。

1. 過去には国によるテレワークマネージャー相談事業、（専門家が無料でテレワーク導入に関するアドバイスをを行う）や事業特別交付税措置、自治体テレワーク推進実証実験などがありました。国から何らかの支援を受けることができるでしょうか。
2. 小規模自治体でのテレワーク導入があまり進んでいないようですが、どのようなことが課題とされているのでしょうか。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

3番、三村議員のテレワーク導入についての質問にお答えします。

村では新型コロナウイルス感染時の業務対応や、子育てや介護等をしながらの業務対応など、職員の健康状態や家族の状況などに配慮した効率的な業務の遂行並びにワークライフバランスの実現に繋げるため、令和5年4月施行に向け、在宅勤務実施要綱の整備を進めているところです。具体的には家族が負傷、疾病または高齢等により介護をする場合、障害又は疾病により通勤が困難である場合、感染症の予防およびその蔓延防止を目的に、在宅勤務を行う必要がある場合、災害やその他非常事態により勤務場所に出勤することが

困難であり、在宅勤務を行う必要がある場合を想定しています。

令和5年度からの在宅勤務の実施に向けて、当初予算に関連事業費などを計上しているところですが、はじめにテレワーク可能な業務の把握や環境整備、試行、検証などが必要と考えております。

国の制度の活用については、厚生労働省が行っているテレワーク・ワンストップ・サポート事業を活用する予定であるほか、予算計上したテレワーク導入経費のうち、2分の1が特別交付税措置される見込みであります。

小規模自治体でテレワーク導入が進んでいない理由としては、職員数が少ない上、窓口対応する職員の割合が多く、テレワークの実施によりさらに出勤職員が減り、業務に支障が出てしまうことや、導入にかかるコストが大規模自治体よりかかり増しになってしまうことなどが考えられます。

来年度、在宅勤務の施行と検証を行った上で、電子申請や電子決済など、業務のペーパーレス化を順次進め、住民サービスの向上と併せて、在宅勤務を行いやすい環境整備を構築してまいります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

テレワーク導入によって仕事の効率化とか働き方の改善などができるので、本当にテレワークは推進していくべき事業だと思っています。

先ほど、職員数が少ないため窓口の人数が少なくなるとか、そういうことがコストがかかり増しになるとかというお話でしたが、そういうことに対してはどのようなことを考えられているのでしょうか。なるべくテレワークの事業を進めることが中断することのないように進めていただきたいと思いますと思うのですけれども、いかがお考えでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の再質にお答えします。

村ではコンビニでの交付についても新年度予算で予算措置させていただいておりますように、役場に来なくても手続きができるようなことも併せて進めていきたいと思っています。また、新たなホームページでは、施設の利用の予約などもホームページ上からできるように進めていきたいとも考えておりますので、できるだけ役場に来なくても自宅やそうしたコンビニなどからもいろいろな手続きができるように進めていければと思います。

やはり役場内の今の決済、みんながハンコをつくようなことが電子化されると在宅でも

その決済に加わることができますので、そういったことも併せて進めながらペーパーレス化を行うことで、より在宅勤務者が同等の仕事ができるようにということも併せてやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

いえ、終わります。

【議長：丹野敏彦】

ここで休憩いたします。

(午後3時20分)

(午後3時30分)

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を進めてまいります。

8番、戸部誉さん。

【8番：戸部 誉議員】

8番、戸部誉です。

私からは3点、一般質問させていただきます。

まず1点目ですけれども、創業・企業への支援ということで、村の農家の人口は高齢化や離農で減少の一途をたどっております。

村の有機栽培を支えてきた周辺の町村の労働者も大幅に減少し、有機農業の継続を不安視する農家も多く、労働力の確保は当村においても喫緊の大きな課題であると考えます。

近年では安定した雇用確保や事業の多角化、規模拡大など、将来の経営体を考えている若手農家も多く存在してまいりました。法人化を目指す農家に対し、相談や支援が必要ではないかと考えます。

また、農業以外で起業したい方にも対応できる体制をつくるべきではないかとも考えます。

そこで2点質問いたします。

県が進める創業・起業支援や融資制度の多くというのは商工会に委託されておりますけれども、村ではまず相談できる商工会というものはありません。村で起業・創業をする方への支援の体制の整備はどのようにされておるのか。

2点目ですけれども、国の方では、地域の金融機関や創業支援機関を中心に起業を志す女性への支援に力を入れております。

昨年度、秋田県信用保証協会が開催した企業セミナーにおいても受講した方の半分、35

名中17名の方が女性であったとのこと。積極的な女性の社会進出や女性の起業意欲が秋田県内でも高まっているというふうに感じます。子育てを終えた女性への企業支援は潜在の労働人口に対しての掘り起こしにも繋がりますし、この大潟村の新たな産業の創造にも期待できるというふうに考えております。

また、国の方でも企業支援に必要な知識、これは女性の方の起業支援ですけれども、必要な知識やノウハウの取得と理解を促すことを目的に、地方自治体の職員向けに経産省主催の研修というものも行っております。

この女性の起業支援に、村は取り組んでいくという考え方がどのようにあるのかという点をお聞きいたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

8番、戸部議員の創業・企業への質問にお答えします。

農業経営の多角化、規模拡大、労働力の確保など、経営強化に向け、法人化を検討する農家に対しては農業委員会が窓口となり、法人化のメリットや設立手続きなどの相談を受け、必要に応じて県と秋田県農業公社からなる秋田県農業経営就業支援センターを紹介するなど相談支援を行っているところであります。

また、商工に関してのご質問については、村に商工会は設立されておきませんが、県が進める創業・企業支援については、産業振興課商工観光班が窓口となり、県や他市町村の商工会、秋田県商工会連合会で受けられるよう、村内事業者へ取次ぎを主として対応をしております。

今後、農業に関連して新たに起業を目指す方が増えてくることも考えられますので、村の商工振興会とも連携をとりながら、商工事業者および創業・起業を目指す方の支援を十分行っている体制を整えてまいります。

2点目の企業支援については、第2期大潟村総合村づくり計画にも位置づけ、新産業、仕事、雇用の創出を目指し、その推進を図ることとしております。

令和5年度は新規に起業支援事業として県で行っている補助事業に上乘せ助成をし、村内の商工業の振興を図ることとしており、その中では、女性・若者応援枠もありますので適切な情報提供を行い、支援を充実してまいりたいと思います。

また職員の知識習得については、国、県等が実施している研修などに積極的に参加させることで図ってまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

戸部誉さん。

【8番：戸部 誉議員】

商工会に関しては、私もちよつと勉強不足であったのですけれども、これは多分、幹旋条例の方にもうそういう書かれ方がされていたので、多分条例化されているというふうに思います。すみません、これは私の勉強不足でした。

今村長がおっしゃったように、村の農業の多角化というか、これは多分我々が思っている以上のスピードで早まると思います。大規模な農家さんはより大規模になっていくだろうし、一方ではやはり高収益作物というものの拡大というものにも向かっていくということになるかと思えます。本当にそうした中では、やはり雇用を確保する、そしてより大きな規模の融資、資金調達というものも必要になってくる。そうした面ではこの法人化というのはやはり避けては通れないところにもなってくるのかなと思いますので、今村長がおっしゃったとおり、何とかその部分は支援を強化していただきたいというふうに思います。

2点目の、この女性の起業に関してですけれども、やはりまず今の移住・定住もそうなのだけれども、まず村に住んでもらうことというのは一番大事なことです。2番目はやっぱり仕事をどうするかなのですよね。村としてはやはり、できれば村内で仕事をしていただきたい。そして、できることならば村内で起業してもらいたい。そういったことをすることで、当然の税収にも直結することなのです、これは。やはりそのところも見据えて、女性の起業支援というところをもう少し、移住・定住の事業の中に盛り込むなり、支援の形というものを村としても考えるべきだと私は思います。これは女性に限らずですけれども、若者も含め。実際にはまず具体的に支援となれば、やはりそこは金融機関なり、いろいろなところの繋がりも必要になると思いますが、そうしたものも総合的にやれるような体制というのを役場の中で設けてもらえればなというふうに思いますけれども、その点はどのように考えますか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

戸部議員の再質にお答えします。

まず今、県や国などもそうした起業とか、または移住してそうした事業をやる場合の支援など様々なメニューがありますので、そういったことも含め情報提供しながら、また村は村独自で、女性若者応援枠ということで上乘せする形で取り組んでいければと思っております。

そうした中、やはり担当する職員がいろいろな国のや県の制度を理解したりといったことも必要ですので、やはり研修を受ける機会を有効に活用しながら、村としてもさらにもいろいろな相談に乗りやすいようにしていければと思っております。

そうした中ですが、今村には商工会がなく商工振興会という形なのですけれども、この

あり方がこのままでいいのかということについては、そろそろいろいろな角度から議論をしながら、もしそうした起業する方が増えてきて商工会に入った方がもっと有利だというようなこともいろいろな面であろうかと思っておりますので、そういった議論もそろそろする時期でもあるのかなとも感じています。

いずれ大潟村で新たに起業したり、また村に移住したり、そういったことがやりやすい形でできるように応援していきたいと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

戸部誉さん。

【8番：戸部 誉議員】

ありません。ぜひソフト面、ハード面は両方ありますので、企業に対しての支援の方をよろしく願いいたします。

次に移ります。セーフティネットの認定の実績ということでお聞きいたします。

自然災害、原材料価格の高騰など、経営に支障を生じている中小企業への資金供給の円滑化を図るため信用保証協会が一般保証枠とは別枠で融資を行う制度があります。この制度で秋田県経営安定資金を利用する場合は、所在地の市町村長、村長ですね、認定を受ける必要がございます。

コロナ禍というものが始まって3年ぐらい経つわけですがけれども、この間、村内事業者においてこの認定を受けた実績というのはどれくらいあったのか。

もう1点は、昨年11月からですか、この信用保証協会の方で新たな枠組みの中で、原油・原材料の高騰の対策枠という内容も、商品というか、そういったものが設けられました。これもセーフティネット5号の枠になるので、これもやはり村の認定というものが必要になるわけでありましてけれども、このことに関しては他の市町村で、全部が全部ではありませんが、近場でいくと三種町さんの方ではホームページの中で謳われております。この制度は村が認定を行う制度なわけですから、やはり村として情報を出すというべきものかなというふうには思うのですね。これがまだ村の中では発信されていないという状況ですがけれども、この点に関してはどのようにお考えなのかお聞きします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

戸部議員のセーフティネットに関する質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり、中小企業庁で実施しておりますセーフティネット保証制度の融資を受けるには、市町村の認定を受ける必要があり、コロナ禍となった令和2年度からの利用実績は、12件となっております。

セーフティネット保証制度に限らず、中小企業振興融資制度の融資の支援については、はじめに事業者が金融機関に相談に行き、融資要件の確認のほか、経営状況を分析する必要があるため金融機関が窓口となり、村の認定を受け申請を行っています。このことから、村として積極的な情報発信には至っておりませんでした。コロナ禍に加え、原油原材料等高騰の影響により、村内事業者においては引き続き厳しい経営が強いられておりますので、事業者の有利となる情報につきましては、今後は村としても積極的に発信してまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

戸部誉さん。

【8番：戸部 誉議員】

分かりました。このコロナ禍枠の内容に融資制度が12件だということだったのですけれども、コロナで一番打撃を受けたのはやはり観光業、そしてサービス業の方のそういった事業体だというふうには思います。そして村の中でいくと、それはやはり指定管理先である(株)ルーラルさんなのだろうと、観光業の中でいくと一番打撃を受けたのかなとも思うのです。しかしながら、ちょっとルーラルさんに関してはこの認定の実績がないというふうな話を聞いていまして、融資を受けずに、県からの支援も全くない中でも、まずこの3年間、細々とでもまずやってこられたということになるのかと思うのですね。ルーラルさん、コロナ対策の枠というのはもう終わったらしくて、新たに出ているこの原油・原材料の枠に関してもルーラルさんでも、第3セクターでも認定は受けられて、融資にも使えるという話を聞いております。融資を使って村で認定をした場合は、保証料の方がゼロになると、保証料の方は村が負担しております。そうしたら有利というか、そういったものをやっぱり今後使っていくことも、ひとつの法人としての考え方になるのかと思いますし、それを村としても、やはり指定管理先に対して斡旋を行っていくことも非常に大事なのかなとは思っているのです。いずれ保証料だけだと何万、何十万の世界なのだけれども、利子補給という形もありますし、そういった面では、村がまずはしっかりと立ち直って運転資金の準備を行って、そしてそれに対して村も支援するという形というものも必要なのかなと思いますけれども、その点に関してはどのように考えるか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

戸部議員の再質にお答えします。

今、三セクのお話になりましたが、株式会社ルーラルの方でも、コロナになって、このセーフティネット保証制度だったかちょっとはつきりしませんが、いずれそうしたコロナ

枠の中での融資枠ということでは借り入れをさせていただいて、資金面の不安がないように取り組んできたところであります。また、先ほど話をしたように、金融機関が窓口となっておりますので、その会社としても金融機関等にも資金繰り等については常に相談させていただいて、こうした有利な、使えるものがあれば活用はしていきたいと思っております。

いずれ、村内にある事業者の皆さんにおいて様々な影響があると思っておりますので、村としては今後さらに情報発信に努めながら、活用できるものは活用していただくように努めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

戸部誉さん。

【8番：戸部 誉議員】

再々質問はありません。なんとか情報発信並びに(株)ルーラルさんの方への対応ということで、やはりそこは我々も指定管理を賛成した立場として、やはりなくてはならないものだというふうには理解していますので、ぜひそういった形の指導というか、斡旋の方をよろしく願います。

3点目に移ります。脱炭素事業の進捗ということでお聞きいたします。

脱炭素先行地域に認定され、令和4年から8年に行う事業計画がスタートいたしました。令和4年の事業立案や自治体関連施設、村住宅のPVと蓄電事業など、事業費で約2億2千万円、またバイオマス熱供給事業など、こちらが事業費で9億8千万円の計画が示されておりました。

令和4年度に予定していた事業の進捗状況はどのようになっているのか。これ先ほどの村長説明でもあったのでそこら辺はあれです、はい。

2点目ですけれども、昨年から非常に世界的に不安定な情勢が続いていて、脱炭素事業も少なからず影響を受けていると考えております。こうした状況下において事業額の増額や、事業が停滞してしまうということに対して懸念があるわけですが、それが国とどのようにコンセンサスがとられているのかという点をお聞きします。

3点目ですけれども、脱炭素事業の継続というものを考えていくと、どうしてもやはり維持補修ということがあって、こういったものは安定的に進めていかなければならないと考えております。近年、環境分野に用途を限定した債券、これはグリーンボンドといいますけれども、これを発行するエネルギー事業者も増えてまいりました。秋田県も今年、このグリーンボンドを発行すると、100億でしたか、というふうなことも新聞にも載っておりました。

村が進める自然エネルギー100%の村づくりへの挑戦を広く社会にアピールすることがで

きると同時に、第三者から事業評価を得られる、いわゆるその債券を買われた方からですね、事業評価を得られるということで、資金調達の基盤の強化にも非常に繋がるというふうに考えます。今後、グリーンボンドを発行していくという考え方はございますか。その点についてお聞きします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

8番、戸部議員の脱炭素事業関連についての質問にお答えします。

1点目の、今年度予定していた事業の進捗状況についてですが、昨年7月に事業主体である株式会社オーリスを、村を含む関係者出資のもと発足させ、私自身が代表となり、事業推進を図るべく採択された提案事業について、実現に向けた作業を行ってきているところ です。

今年度予定していた事業としては、

- ① 糶穀バイオマス地域熱事業の実施設計とボイラーをはじめとする各設備の発注
- ② 公共施設等の屋根や敷地内への太陽光発電および蓄電池導入事業の実施設計
- ③ 北1丁目の集合住宅への太陽光発電および蓄電池設備発注
- ④ サンルーラル大瀧とポルダール大瀧の湯施設の省エネ化に向けた実施設計
- ⑤ 公用車のEV化

となっております。

各項目の進捗ですが、各種資材や光熱費等の価格高騰や調達の遅れが予想される中、糶穀バイオマス地域熱事業については昨年12月にプロポーザル公募にて実施設計と設備設置工事を含む発注をしたところです。

現在、金融機関からの融資実現を含む資金調達において、ウクライナ情勢の緊迫とヨーロッパにおけるエネルギー危機の影響による調達予定ボイラーや付帯設備価格の高騰や需要の高まりによる納品時期の遅延が予想されるほか、ボイラーを稼働させる上で必要な電力料金の高騰等もあり、全体事業費や事業採算性について精査を求められているところです。このため、プロポーザルに応じた受注予定者との各種契約締結に至っていないところですが、現在、近々に金融機関からの融資実行をいただけるよう、詰めの協議をしているところです。

②の公共施設等の屋根や敷地内への太陽光発電および蓄電池導入事業の実施設計については、今月2日に指名競争入札を執行し、実施設計受注者を選定し、現在設備の設計をしているところです。

③の北1丁目集合住宅への太陽光発電および蓄電池、そしてサンルーラル大瀧とポルダール大瀧の湯の施設省エネ化に向けた実施設計、公用車のEV化については、現在社内にて事業構築のあり方を含め検討しているところです。

こうした状況もあり、今年度の関連予算については、翌年度に繰り越しさせていただき、継続して事業を進めてまいります。

2点目の事業額の増加や事業停滞に対する国との状況共有については、当村のみならず、他の先行地域自治体もやはり世界的に厳しい情勢の影響を受けているとのこともお話も伺っており、当初想定していた事業進捗が遅れているケースは国においても把握しているとのことでもあります。逐次、相談と助言をいただき、対応しているところであります。

3点目のグリーンボンドと呼ばれる環境分野へ用途を限定した債券の発行による資金調達手段の活用についてですが、グリーンボンドの発行主体は主に、

- ①事業主体の事業者
- ②グリーンプロジェクトに投資、融資を実施する金融機関
- ③グリーンプロジェクトを行う予算の原資を確保する地方自治体

となっております。今回の脱炭素先行地域事業では、株式会社オーリスが村の関与もあろうつつも、民間事業者として村が進める自然エネルギー100%の村づくり事業の一翼を担う役割を持っていただいているところです。このため、事業実現における資金調達については、自己資金と国の交付金を活用することを原則として想定しており、仮にグリーンボンドの発行を検討するとすれば、まずはオーリスによる自己資金調達手法の検討において考えられるのかなと思います。

また、村の脱炭素先行地域事業やオーリスへの参画を含め、秋田銀行より人材の派遣や資金調達におけるご支援をいただいているところでありますが、オーリスへの資金提供方法の1つとして、支援金融機関の立場においてこうした手法を検討することも想定されます。いずれにしても資金調達という面においては、事業実現のためにも最善の手法を探るべく、オーリスとしてグリーンボンドを含め様々な手段を検討していくこととなりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

戸部誉さん。

【8番：戸部 誉議員】

分かりました。1点目と2点目に関しては、この後も同じような質問をされる方もおりますので、そちらの方でまず詰めてもらえればと思いますので、私からはグリーンボンドに関してのお話をさせていただきますけれども、確かに現在、自治体というのは、これはもうそれこそ県レベルですよ。市でもやはり政令指定都市です。村がやるというのは、これは現実的ではないわけですね。

エネルギー事業者、事業所がこれを発行しているという例は何件かあるのですよね。琵琶湖の所、滋賀県ですか、こなんウルトラパワーグリーンボンドということで、こちらは

潟村みたいに、要は別事業所を立ち上げて再生可能エネルギー、省エネの事業ということを行っているところであります。ここも平成31年かな、発行額というのがやはり1億円弱ということでやっておられるようであります。

いずれ事業として立てるまでは、それはそうなのだけれども、やはりそれを継続していく、そして必ず来るのですね、補修時期そして交換時期というのは必ず来ますから、やはりそのところでしっかり計画的にお金をちゃんと持っているかどうか。このことは我々はこれはこれでスタートしましょうと議会も賛成してこう言っているわけだけれども、将来の負担になるようなことにならない形をやはり作っていただきたいと、会社の方で、というのがまず願いですよね、そこは。だからぜひともそういった面では、このグリーンボンドというのは非常に、ある意味、投資家が買うわけですから投資家の目というものが当然村に向けられるわけですね。当然頑張っていれば投資家もそこでお金を出し、やっぱりちょっとだらけたり停滞していると、それはもうすぐに離れますよという面では非常にシビアではあるのだけれども、第三者の目としては、私は平等な目線で物事を判断できるのではないかなと思うので、やはりぜひこれはオーリスさんの方でちょっと考えていただければなとは思いますが、その点に関して村長の方からお願いします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

戸部議員の再質にお答えします。

先ほども述べさせていただいたように、秋田銀行から人材の派遣や、または今具体的な資金調達に関して協議をさせていただいているところです。まず今はそういう枠でいるのですが、先ほど議員がおっしゃったように、今後また新たな補修やいろいろな部分でまた資金が必要な時期というのが来ることも想定されますので、そういったことも含め幅広い資金調達の方法というのは模索する必要があると思っております。

また環境省の方でも、今回のこの脱炭素事業に向けた民間金融機関を交えた基金の創設ということもありますので、そういった方からの資金調達というようなことも今後検討する必要があると思いますが、いずれ資金調達するにしても、やっぱり事業がしっかりしていないと調達できませんし、お金も借りられないということでもありますので、事業性をしっかり担保しながら、スタートしてもちゃんとその事業がまわっていけるようにということにおいてはしっかりやっていきたいと思っておりますので、併せてよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

戸部誉さん。

【8番：戸部 誉議員】

ありません。終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、9番、齊藤知視さん。

【9番：齊藤知視議員】

9番、齊藤知視です。通告に従い2点質問いたします。

まず1点目ですけれども、農繁期になりますと農家にとって毎日利用する重要なインフラである農道ですけれども、その整備がちょっと十分とは言い難い状況なのかなと思いついて、それを改善して通行に支障がないように行政として維持管理することが重要であろうと思います。路線によって農道の状態に差があると感じている農家もいるようで、普段は自分のところしか通らなくても、用事ですとかで他の農道を通るといかに自分のところが状態良くないかということが分かったという方もおります。

滞水の発生しやすい箇所、あるいは左右の勾配や農道の状態に適した砕石の補充に配慮するなど、細かな維持管理に努めていただきたいと思います。行政の立場としては当然予算があるわけですけれども、その中での平等性の確保、これももちろん重要なことではありますけれども、薄く広くということではなかなか効果が出にくい。そこでまず傷みの顕著な箇所に関しては、この重点箇所として予算執行すべきだと思います。

質問ですけれども、農道の状況の把握、これの方法と頻度はどのように行っているのか。

それから2点目ですけれども、当たり前なことではあるのですけれども、この距離の長い路線というのは利用する農家も多いわけですから、当然不具合というのは発生しやすくなるということですが、この一律の管理で果たして十分な対応ができるのか非常に疑問に思っているところですので、村の考えをお聞きしたいと思います。

それから農道に補充する砕石ですけれども、もし複数あるとすれば、1つの路線である一定の距離を決めて、ここにはこれ、次はこれというふうに材料を変えながら、状況に応じて最も効果の高い材料の選定等を行うなど、ちょっと工夫した対応が必要ではないかと思っておりますけれども、そこの村の考えについてお聞きしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

9番、齊藤議員の農道に関する質問にお答えします。

村道である砂利道については、現在総延長およそ150キロを2工区に分け、年間を通して補修などの管理を業者に委託しているところです。補修方法は主にグレーダーにより路面のでこぼこを均した後、必要に応じて砕石を補充して敷き直すといった方法をとっており、全路線について春と秋の農繁期に各1回補修を行うほか、路線の傷み具合を見て適宜年間を通して補修をしております。

議員からの3つの質問についてですが、まず砂利道の状況の把握は委託業者による見回

りを、農繁期は補修しながら随時、その他の期間は月に1回程度実施しております。また、担当職員による路面の確認も傷みやすい路線を中心に適宜実施しており、通行に支障のないよう努めております。

次に、延長の長い路線については、議員のおっしゃるとおり、通行量が多く傷みやすくなるため、令和4年度から他の路線より補修の回数を増やすとともに、全体の砕石投入量を増やして対応しているところです。これにより雨が続いた時を除き、概ね以前より路面の状況が改善されているものと感じております。さらにこれまでの管理に加え、重点箇所として1路線の嵩上げや拡幅を、それぞれ令和5年度から3年計画、2年計画で予定しているところです。その他の補修方法も検討しながら今後も適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

最後に、砕石については現在、経済性等を考慮して、クラッシャーランおよび再生クラッシャーランを使用しております。いずれも大きさが0ミリから40ミリまで混在している規格のもので、砂利道などで一般的に使用されているものです。議員のおっしゃるような試験的な方法については、委託業者とも協議の上で今後実施の可否を検討していきたいと思っております。

今後も砂利道に限らず、道路管理については利用者にご不便をおかけしないよう管理に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

齊藤知視さん。

【9番：齊藤知視議員】

農道の見回りとか巡回に関しては業者と担当の職員の方が行うということですがけれども、大事なのは、最適な補充なり、グレーダーをかけた後すぐだとよく分からないので、ある程度日数をおいてからどういう状況になっているのかということも、やっぱりこまめに見ながら対応していかなければ、やったからこれで終わりだということではなかなか状況の把握というのは改善しないのではないのでしょうか。

ある路線の方は、うちのところはもういつも状態が悪くてでこぼこが続くものですから、特にダンプでの通行にもものすごく支障があると、まともに走れないのだということのお話も聞いたことがありますので、補修後にどういう状況かを見ているのか、そういうことは十分にやっているのでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

齊藤議員の再質にお答えします。

村でも職員が見てまわるほか、当然利用されている農家からもいろいろな苦情や要望が

寄せられているところでありまして、そういったことも参考にしながら対応をさせていただいております。

先ほども述べたように、昨年度から距離の長い、または通行量の多く傷みやすい箇所については、碎石を入れる回数や補修の回数を増やして対応させていただいており、かなり改善が進んだのかなと認識しております。ですので、こうしたことを継続しながらも特に路線の悪い場所、拡幅が必要な場所やかなり沈んだ場所などありますので、そういったところはさらに別個に道路の改善を進めるべく、単年度ではちょっと予算が厳しいので複数年かけて直していくことにしております。ですので、今後もその特に傷みやすい箇所というのは大体把握していますので、そういった箇所を重点的に見て回りながらも、ひどいときには適宜対応をしていきたいと思っております。

いずれ業者ともしっかり連携をとりながらも、村民からの要望にもしっかり耳を傾け適切に対応していきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

齊藤知視さん。

【9番：齊藤知視議員】

確認の方法の1つなのですけれども、やっぱり実際使っている農家の方の話を聞くのが一番わかりますので、村からも路線の中の農家の方に、道路状況はどうか、何かありませんか、という村からの働きかけということも私は大事だと思うのですが、ただ苦情が来るの待っているだけではなくて、村からもある程度定期的に聞いてみるのはどうですか。ぜひやるべきだと思いますけれども。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

齊藤議員の再々質にお答えします。

委託している路線については、まず業者が回って見ていますし、職員も特に傷みやすい箇所については重点的に見るようにしていますので、まずはそういった対応で、大体対応ができるのかなと、ただ、それに加えて、やはり今までも村民からの要望や苦情等がありましたので、そういうものを受けてさらにしっかり対応していきたいと思っておりますが、繰り返しになりますが、昨年度から特に傷みやすい路線については補修の回数を増やし、碎石の投入回数も増やして対応して、かなり改善が進んだのかなと思っております。その他に嵩上げが必要な箇所や拡幅が必要な箇所というのはまた別個対応していきますので、今のような進め方でまず対応していきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

次の質問をお願いします。

齊藤知視さん。

【9番：齊藤知視議員】

2点目の質問ですけれども、通学路に横断歩道の設置をということで、自動車と比較して弱い立場にある歩行者、特に子ども達、あるいは高齢者の方の安全確保を図っていくことが今後の交通安全対策上、重要な課題であると言われていた中で、村内の通学路における横断歩道の設置が十分とは言えないのではないかと考えております。特に国内の事故の状況を見ますと、15歳以下の被害者のおよそ40%が歩行中の事故であると、また人対車両の事故では73%が横断中の事故となっているという調査結果が出ております。必要と思われる箇所に横断歩道の無い状況を改善して、子ども達が安心して登下校できるように早急に取り組むべきだと思いますけれども、この現状について当局の認識と対応について伺います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

9番、齊藤議員の、通学路の横断歩道に関する質問にお答えします。

村としても横断歩道の必要性を感じており、交通安全協会や交通安全母の会等の関係団体と協議を行い、毎年12月に公安委員会に設置要望書を提出しております。その後、公安委員会による要望箇所の視察があり、改めて横断歩道の必要性を伝えております。特に中央3番地には横断歩道がないことから、早急な設置が必要であると考えているところです。

なお、今回の要望箇所は全5ヶ所で、そのうち中央3番地から小・中学校へ通学する上で、横断歩道がない箇所が西側に1ヶ所、東側に2ヶ所ありますので、計3ヶ所。その他、以前から指摘のありました村民センターの北東側の信号交差点と中央3番地から生態系公園方向へ渡るのに適した場所を合わせて計5ヶ所となります。

横断歩道の通行は歩行者の安全確保はもちろんのこと、交通マナーを身につけるといった観点からも重要なものであると考えております。今後も必要に応じて、横断歩道の設置を要望するとともに、引き続き交通安全運動による街頭指導や啓発活動を行い、交通安全対策に努めてまいります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

齊藤知視さん。

【9番：齊藤知視議員】

今からすれば1年以上前ですか、12月に議会から村に対して予算査定においての要望を

聞く機会を設けてもらった時に、同僚議員が横断歩道が必要なのだと、例えば役場の前の横断歩道、通学路内だとか、何ヵ所か例を挙げて言ったのですが、それ以来1年以上、たしか取り組んでいないと思うのですけれども、これは利用する歩行者の数ですとか、車の通行量などで横断歩道を設置できる、できないという、そういう基準というのはあるのでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

齊藤議員の再質にお答えします。

横断歩道や正式な交通標識については公安委員会が設置することになっていまして、自治体が勝手に設置できないような状況になっております。

村としても自前でやってもいいから早くという思いもあるのですが、やはり道交法のそういうったこともあるようでして、なかなか設置が進まずに苦慮しているところであります。

いずれ、要望については引き続きしっかり行ってまいります、できるだけ早く設置してもらえるように強く要望していきたいと思っています。特に通学路がありますので、その点については考慮していただけるよう頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

齊藤知視さん。

【9番：齊藤知視議員】

今設置されている横断歩道がありますけれども、これが剥がれて見づらくなっているとかその再塗装というのも、これは公安委員会の許可が必要なのですか。それとも村で業者に頼んでそれはきれいな見やすいようにできるのでしょうか。そこはどうなっていますか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

齊藤議員の再々質にお答えします。

そういった正式な道路標識や横断歩道も、それは勝手にできない状況でして、村としては、ですから公安委員会としてやらないといけない。ですから古い「止まれ」の標識であったり、交差点の表示だったり、そういったものも早く変えてほしいというような要望もしているのですが、なかなか進まないというのも現実でありまして、ただ要望しないことには伝わりませんので、併せてそうした標識についても要望は継続していきたいと思っております。

以上です。

【9番：齊藤知視議員】

これで終わります。

【議長：丹野敏彦】

本日の会議時間は、議事進行の都合によりあらかじめ延長いたします。

延長時間は1時間といたします。

次に、6番、黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

6番、黒瀬友基です。通告に従い3点質問させていただきます。

他の方と重複している部分もあるかと思ひますし、村長の報告等にも重なる部分はありませんけれども、事前の通告の内容に沿って質問させていただきたいと思ひます。

1つ目、脱炭素事業の進捗状況はということで質問させていただきます。

昨年4月に環境省の脱炭素先行地域に選定され、6月には全員協議会や委員会などで事業計画、事業会社のスキーム、今後の事業計画として本年度の事業会社の事業計画が示されました。その中で、交付金8億6千万、その他事業会社の借り入れなどを含め約12億円、今年度の事業がですね、12億円との説明を受けて、6月議会で補正予算の審議を行い、予算が成立しております。

7月に事業会社が設立された際には報道などもありましたが、それ以降は、まもなく年度末を迎えますけれども事業の進捗状況が村民からは見えない状況です。事業の実施自体は事業会社の役割だと思ひますけれども、先行地域事業自体は村が応募を行っており、村に交付金が交付されるような事業となっておりますので、当局側でもきちんとしたチェックですとかが必要になってくるのではないかと思ひます。

そこでですけれども、重複する部分はありますが1点目として、現時点での事業の進捗、今年度の関連予算の執行状況についてはどのようになっているのでしょうか。

2点目、6月時点で資料をもとに説明を受けた計画の内容等から変更はありますでしょうか。

また3点目として、事業の進捗状況、また今後、今も含めてですけれども、計画からの変更がある場合にはですね、都度、村民・議会に対しての説明、報告をするべきではないかと思うのですがその点いかがでしょうか。

以上、3点質問させていただきます。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

6番、黒瀬議員の脱炭素事業に関する質問にお答えします。

1点目の質問については、戸部議員への答えもありましたので、少し内容を省略させて

いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

株式会社オーリスを設立し事業を進めてきて、今年度予定していた5事業については、いろいろな社会的情勢等から事業が遅れている状況であります。そうした中、靱殻バイオマス地域熱供給事業については、昨年12月にプロポーザル公募をして実施設計と設備・設置工事を含む発注をしたところです。また、公共施設の屋根や敷地内への太陽光発電および蓄電池導入事業の実施設計については、今月2日に指名競争入札を執行し、実施設計受注者を選定し、現在、設備の設計をしているところです。そして北1丁目集合住宅への太陽光発電および蓄電池、サンルーラルとポルダークの湯の施設省エネ化に向けた実施設計、公用車のEV化については現在、社内にて事業構築のあり方を含め検討しているところです。

こうした状況もあり、今年度の関連予算については翌年度に繰り越しさせていただき、継続して事業を進めていくために、繰越明許費として今議会に計上させていただいているところです。

続いて2点目の、6月時点からの計画内容、時期の変更がないかというご指摘についてですが、現時点において、今年度から5年間で実現したいと提案した計画内容や時期については変更はありません。

3点目の進捗状況のご報告については、今後、各事業の具体的な工事やサービス内容等について、株式会社オーリスとともに、議会や住民への広報周知を実施していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

ありがとうございます。そうですね、1点目に関しては先ほど説明を受けたので、先ほど説明いただいた内容の回答も含めての再質問をさせていただきたいと思うのですが、2点目にも関連するのですが、計画、内容について変更が特段、今のところないというお話でしたけれども、先ほどからの何度か説明いただいている中でですね、昨今の材料費や電気料等の高騰、納期の遅延という話がありました。納期の遅延に関しては、予算面でいくとあまり遅れると問題になってくるのでしょうかけれども、そこはともかくとしてですね、材料費、電力料等の高騰というのはそれ自体が事業の計画に大きく影響してくると思うのですが、この点はそれにおいても最初の事業規模、事業内容、例えばそこを縮小していくとかそういう話ではなくて、予定どおり実施していくという現時点でのお考えなのでしょうか。その場合ですけれども、事業費としては総額では当初の予定から大きくなるのかなというふうに思うのですが、その全体が上がった場合にですね、コスト

を抑えるという方法もありますけれども、そうなった場合に国からの費用というのは、予算というのは変わらないという考え方なのか、そこがまた変わってくるのか。それともそこを自己資金として事業会社が賄っていくのか。そこあたり、今現状どのように考えておられるのかということをお教えいただきたいと思っております。

あともう1点、先程の戸部議員の質問への回答の中で、金融機関からの融資を実施いただけるように詰めの作業を進めているというのは、おそらくもみ殻バイオマスの話だったかと思うのですが、これはもう基本的に融資いただけるという方向でその最後の詰めなのか。それとも、そういう確約、見込みはまだ分からないけれども、とりあえず社内での検討としてはもう詰めの作業を進めているという段階なのか、そこあたりどういう反応なのか、教えていただければと思います。

あともう1点、今の説明にあつて先ほどの村政報告の中で公用車のEV化等についてはですね、社内で詰めの検討を進めている段階ですというふうに説明を受けたのですが、今の回答ですと、「事業構築のあり方を含め」という表現が加わっていたのですが、この点に関しては、事業を取りやめるといった可能性もあるということでしょうか。その点をもう一度教えていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の質問にお答えします。

まず材料費や電気代等の値上がりによる運転費用の増加等が見込まれることから、今そういったことが圧縮できないかというようなことも含め、事業の見直しに時間を要し、併せて金融機関との具体的な資金調達に関しての協議も遅れているような状況ですが、やっと大体の方向性が定まってきて、今、金融機関と最終的な詰めの協議をしているところであります。ですので、今は金融機関との最終段階というようなところであります。

そして公用車のEV化についてですが、当初、公用車にEVカーを、単純にというか、補助をいただいてEV化できるという認識でいたところ、詳細な環境省の要綱によると、それを例えば平日以外、公用車を使っていない時は、一般村民にもリースするような形とか、そういった要件が含まれまして、こういった形でそういった一般村民に使ってもらえるような事業として構築できるかということも含め、今検討しているところでして、そういう状況であるということです。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

ありがとうございます。

すみません、再質問の中でもう一度確認したかった部分と、それ以外もあわせて再々質
でさせていただくので大丈夫ですけれども、事業費等今圧縮できないか見込んでいるとい
うことなのですけれども、全部が圧縮できれば一番理想的なのでしょうけれども、そう
ならなかった場合、先ほどちょっと質問させていただいたのですが、国からのこの事業に
対する予算が増えるという形になるのか、それとも事業会社が借り入れて調達する資金が
増えるのか、そこあたりはどのような形で事業を進めていくつもりかということをお
話していただきたいと思います。

先ほど再質問で触れなかったのですけれども、今後報告を行うと、個別の事業が進んで
いく段階では報告をしていきたいというお話でしたけれども、これに関しては事業の状
況を説明する主体としては村になってくるのか、それとも事業会社になっていくのか、そ
の点どのようにお考えか、その2点を教えていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再々質にお答えします。

まず国の方の予算については、今ある計画より増やすということはできない、それが
まず上限という形です。ただ、例えば太陽光発電部門であれば、その内部での多少の事
業のやり取りというか、全体は増やせないのだけれども、そういった施設ごとの設
置の仕方やいろいろ工夫したりそういうことはできる、バイオマス事業においても
まず全体予算の範囲の中でやるというようなことになりますので国の予算の範囲
で、仮に事業費が増えた場合それはやっぱり自己負担というようなことにならざる
を得ない。ですので、そうならないようにということで今いろいろ計画もしている
ところです。

そして、今後の報告を行う場合ですが、今は新たに立ち上げた会社がエネルギー
もサービスとして行うことを想定していますので、事業の報告であったり、また
は事業がどういったサービス内容になるかということはオーリスとして行ってい
くことになると考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

次の質問をお願いします。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

次の質問に移らせていただきます。

少子化対策に重点を置いた移住・定住促進をということで質問させていただきます。

村では今年度の出生者数が昨年度同様に10名前後ということで、少子化が喫緊の課題と

なっております。村の少子化対策は子育て支援も含めて様々な取り組みを行ってはいませんが、結婚適齢期層の婚姻率を上げることに重点を置いているという話も聞いております。ただ現状、想像を上回るスピードで出生者数の減少が進んでいることから、長期的には現状行われている結婚支援ですとか、そういった子育て支援の事業も継続する必要があるかと思いますが、さらに拡充させて行うことはとても重要で、特に短期的に効果をもたらすような対策も必要になってくるのではないかとというふうに考えております。

小・中学校の学級の設置基準においては、国の基準では2学年16名を下回った場合は複式学級も検討されるということで、今の中学生、中学校3年生ですと15年ほど前に生まれたこととなりますけれども、その当時であれば年間30名以上の出生者数がいたところから考えると、一気に人数が減ったような状況でありまして、2学年16名というのがまだ先の話かなと思っていたところがですね、意外と間近に迫っているのではないかと、とても危機的な状況になってきているのではないかと思います。

複式学級になったからすぐに子どもたちの教育水準が落ちるという話ではないと思うのですが、やはり保護者ですとかの視点で見た場合に、やっぱりインパクトというのはとても大きくてですね、そこに不安を感じる方もいらっしゃるのではないかと思いますし、特に今、移住・定住の促進という中でですね、例えば地元にある学校が複式学級であるとか、ともすれば他の学校と合併せざるを得なくなって、地域に学校がなくなるという状況というのは、移住・定住というのを進める上でも非常に大きなハードルになってくるのではないかと思います。そう考えると、今の段階からもうすぐに対策を打つ必要があると思いますし、その上で短期的に効果を、すぐに効果が出るかどうかというのはありますけれども、子育て世代に移住・定住してもらえようような施策も必要ではないかと思います。

そこで質問ですが、1点目として、既にお答えいただいている部分もありますけれども、子育て世代への定住化促進住宅や村営住宅の家賃の減額等を行う考えはありますでしょうか。

2点目として、高校生に対して電車通学の定期券への助成を行う考えはありますでしょうか。

3点目として、こども園の利用料の無償化、こども園、小・中学校給食費の完全無償化の考えは。

4点目として、その他、子育て世代の移住・定住を促すための事業を行う考えは。

以上、4点教えていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の質問にお答えします。

子育て問題は出生率の減少を食い止めること、同時に地域における子どもの数を増やす

こと、この2つの視点に立ち、長期的な視点での支援策、即効性のある施策を講じる必要があると考えております。黒瀬議員ご指摘のとおり、子育て世代の移住・定住は地域の子ども数を増やすことに繋がりますので、即効性のある施策として展開しているところで

まず、1点目の家賃の減額についてですが、定住化促進住宅および集合型村営住宅においては、毎年所得に応じた家賃としております。県内の同程度の品質の集合住宅と比べても、おおよそ2分の1程度の家賃となっております。引き続き、子育て世帯を含む移住・定住世帯の経済的な負担軽減と良質な住環境の提供に努めてまいります。

次に、2つ目の電車通学の定期券助成についてですが、高校生の通学費用の一部助成という意味では、広域マイタウンバスにおいて、村民を対象にどの区間を利用しても100円で乗車できるよう乗車券を販売しており、また通学定期券を購入する高校生等は、乗車券を購入した場合の運賃と同程度で乗車できるよう、通学定期券の助成を行っております。

またご指摘の電車通学費の助成については、令和5年度の教育費の予算編成において検討いたしました。奨学金貸与事業を優先したところであります。なお、今後の導入については先行自治体の例も参考にしながら、少子化対策、子育て支援としての実効性の検証も含め検討してまいりたいと考えております。

次に、3つ目の給食費の無償化についてですが、来年度より小学校から中学校までの給食の完全無償化を実施していきたいと考えております。義務教育における給食費はどの家庭であっても等しく負担する部分となりますので、一律の無償化を実施することは、子育て世帯にとって公平感のある経済的な支援となると考えています。

次に、認定こども園の保育料および給食費の無償化についてですが、以前より県と市町村とが協力し、保育料および給食費の助成を実施しております。助成については所得や出生順位などの制限はありますが、保護者負担額の4分の1から最大全額を村と県とで助成しています。加えて、村単独の取り組みとして、第3子以降については所得の制限なく全額助成しております。また、2歳児までの在宅で子育てをする世帯に対しては1人あたり月に1万4千円の商品券を配布し、経済的な支援を実施しております。

こども園に関する保護者負担については、既に所得等に応じた助成を実施しており、在宅での子育てを選択されている方もいらっしゃいますので、一律の無償化につきましては国、県の施策動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

最後に、その他、子育て世帯への移住・定住支援としましては、国の交付金を活用し、県と市町村で実施している移住支援金事業があります。これは首都圏から移住し、県が認定した県内企業に就職した場合、移住支援金が支給されるもので、この制度が令和5年度より拡充し、子どもに対する加算金が1人当たり30万円から100万円に増額することになります。これによって、子ども1人いる世帯が移住した場合、100万円の支援金に100万円が加算されることとなります。村ではこれまで支給実績がありませんが、村内事業所にも

働きかけ、積極的に周知してまいりたいと考えております。

また、コロナ禍において実施を見送っていた移住体験ツアーを来年度実施したいと考えております。具体的な日程や内容についてはこれから検討してまいります。現段階では子育て世帯を対象に行い、実際に学校やこども園の見学等も盛り込んでいきたいと考えております。

さらに分譲地や住宅の新築工事、リフォーム増改築工事等を行った住宅、移住・定住世帯や子育て世帯に対して、工事費の一部を助成したり、定住促進商品券を交付するなど、安全安心で快適な住まいづくりを応援してまいります。

子育て支援には様々な施策がありますが、保護者の経済的負担軽減を図り、安心して子育てができる施策を講じながらも、地方ならではの自然豊かな生活環境や特色ある教育、切れ目のない相談体制など、様々な子育て施策の充実を図りながら移住・定住施策を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

ありがとうございます。移住体験ツアーは子育て世帯を対象に検討しているということで、ぜひやっていただきたいと思います。

何点か再質問させていただきますけれども、1点目、子育て世代への村営住宅、定住化促進住宅の家賃減額に関してなのですが、確かに他の自治体と比べると比較的大潟村は家賃が安く設定されていまして、所得でスライドするような形にはなっていると思います。ただ、これが所得となってきた場合に、ちょっと教えていただければと思うのですが、子育て世帯に関しては扶養控除等がない場合、結局同じ人数で考えた場合に子育て世帯の方が同じ収入でも所得というのはその分高くなることにならないのかなと思うのですが、その点はいかがでしょうか。であれば、ちょっと子育て世代の方が高くなってしまおうというのはどうなのかなというのがあるのと、あとちょっと関連してではないのですが、こども園の利用料に関しても所得に応じてスライドさせているという話なのですが、家賃に関して言うと、所得で安いのは分かるのですが、子育て支援という打ち出し方をする場合に、所得でスライドしています、もしくは元々安いというよりは、子育て世代にとことん付き合いますという形の方がいいのではないかなと思うのです。他の自治体でいくと、小坂町、藤里町、井川町などは家賃の減額っていうのを、子ども1人当たり3千円とか5千円というのをやっているのですが、例えば大潟村でもそういう形でやってですね、もちろん各自治体、最低の家賃というのは金額が

決まっていますのでそこを、今の所得スライドでいくと一番下のラインでもいいのではないのかなと思うぐらいなのですが、逆に所得がちょっと高い方でも子どもがいれば安くなる、もしくはそういうプログラムがあるということが周知できていくということが重要ではないかなと思うので、そこで一気に、今よりどんどん下げてくれという話ではないのですけれども、やはりそういった見せ方を考えていく必要があるのではないかなと思うので、ちょっとその点、検討をもう一度いただけないかという点が1点目。

2点目として、通学定期券に関してですけれども、検討いただいたということなのですが、移住・定住を考えた場合に、先ほど、移住・定住の体験ツアーですとか、首都圏から移住した場合の国、県の補助事業等ありますけれども、もう1点としてそこで大潟村に住みたいという方がいるのが1つとですね、あともう1つは仕事の関係でこの近くに住まなければいけない、この近隣で働いていて、もしくは大潟村で働いていて、この近隣のどこで住もうかと考えている方がいらっしゃると思うのです。そうなった場合に、いろいろな自治体の選択肢が周辺である中で、大潟村をどう選んでいただくかというのを考えた場合にですね、例えば子どもがいて高校へ通いますとなった場合に、既に電車がある地域、駅がある地域からすると、バスがある時点でもうだいぶ高いわけですよ。そこに対してもう少し、バス代の一部助成だけではなくて、電車の通学定期券に対しても助成をすることで、周辺と比較しても大潟村に住んでもいいかなと思ってもらえるようにという考え方が必要なのではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

3点目の給食無償化に関してですけれども、これは今回からなる予定だということで大変ありがたいと思うのですけれども、去年が第3子の無償化で、今年が小・中学校に関しては完全無償化という段階を踏んだのですけれども、この経緯というのはなぜこうなったのか教えていただきたいというふうに思います。というのが、先ほどのバス定期券の事例でも今後先行自治体の事例を確認しながらという話はありませんけれども、今回給食無償化に関しては周辺の自治体も含めて、首都圏の自治体も含めてですけれども、いろいろな自治体がやられて、その中で大潟村もやりましたというのが非常にですね、悔しいというかですね、せっかくここまで予算を取ってやったのに、「隣もやっているじゃない」という反応になってくると思うのです。ですので、先行自治体の事例を確認するというのはあるのですけれども、やはりこのタイミングをきちんと見極めてですね、もちろんそれが子育て世代の方の負担軽減になるという実利はもちろん常にいつやってもあるとは思いますが、そうではなくて、せっかく何か新しい事業をやる以上は、それがきちんとそのPRもアピールも含めてですね、何か効果的に生きるようなやり方を考えていただきたいと思って、ちょうど先程、先行自治体の事例をという言葉をされてしまったのが非常に残念だなと思ってしまっていて、むしろ先行自治体になるぐらいの勢いで子育て支援、これに限らずですがやっていただきたいと思うのですけれども、3点目は、去年から今年に何が変わったか、なぜこのタイミングでという話になったかというのが1

つと、あともう1つはそういった予算の使い方というかタイミング、そのPRも含めて効果的な方法というのをちょっと考えていただければなと思うのですけれども、その点、教えていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再質にお答えします。

まず1点目の家賃の考えですが、大体給料をもらっている人で扶養家族がいればそれが減額されますので、そういう意味では所得が下がる、子どもが1人いれば扶養家族1人といういうことで。

【6番：黒瀬友基議員】

子どもは、扶養家族で控除になりましたか。16歳未満は。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩いたします。

(午後5時00分)

(午後5時01分)

再開いたします。

【村長：高橋浩人】

家賃の考えですが、失礼しました。16歳以上が所得控除になるということで、それ以下はならないということだそうでありまして、その分、子どもを育てているところには子ども手当がつくということがあるようです。いずれ、今まで村としてはその所得に応じた家賃の考えということで、子ども1人いくらというのは今まではなかったんですが、議員おっしゃるような方法というのも十分検討の余地はあるのかなと私も感じますので、その点については今後検討させていただければと思います。

また、大瀧村に住んでも、大瀧村の宿命という意味では、必ず高校になれば外に行かなければならないっていうのは、もうそれがありますので、そういった負担を和らげるというのも当然必要なことにもなると思います。ただ、今回はいろいろ検討はしましたが、まずは学校給食費と奨学金ということで新たに村でも取り組んでいきたいということで、まず今回は見送った形になっております。今回の例えば奨学金の使われ方とか、または学校給食における状況等、3歳児以上をどうするか等いろいろありますので、そういったことも相対的に含めて今後検討していきたいと思います。

この給食を何で無償にしたのかということについてですが、村では食育にもずっと力を入れて、食農教育ということで力を入れてきまして、有機米を提供したり、または有機米以外は減農薬特別栽培米にして、全てそういったこだわった米ということに去年からしてあります。さらに無償化、もう単なる無償化ではなくて、そういった食農教育も絡めた形

で一体的に進めていければという思いもありますので、引き続き子どもたちにはそういった農業との関わりや体験または中学校、小学校の前に学校菜園もありますし、そういったことを絡めながら、食育も含めた学校給食の無償化、取り組みをさらに進めていきたいと思っています。

おそらくいろいろな自治体が、国がいろいろな支援を今後打ち出すだろうということを総理が発言していますので、国がやるだろうということはおそらく直接的な子どもへの支援の充実になるのではないかなと、そういった中で自治体として、特に効果よくやれる部分で給食というのが1つあるのかなと思いますし、村としてもそういった意味では、給食の無償化をまず今回上げさせていただきましたが、村の場合は単なる無償化ではなくて、しっかり食農教育も含めた形で給食全体を充実させていきたいと思っていますので、どうかよろしくをお願いします。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩いたします。

(午後5時06分)

(午後5時06分)

再開いたします。

【村長：高橋浩人】

度々申し訳ないですが、村の家賃の考えは所得に対してということのみですので、先程言ったように扶養控除とかそういう以前の所得になっていると、そういうことでありますので、その点だけ訂正させていただきたいと思います。

以上です。どうもありがとうございます。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

ありがとうございます。

給食に関して先ほど村長もお話されたとおりなのですが、いろいろな自治体は今もう既に給食費の無償化という話になってくるとですね、やはりそこで問われてくるのが、もう無償化にもなったのでこれ以上の給食で、費用でという話ではなくなってくると、やはり先程言われたような食育ですとか、食農教育という、やはりそういうところを気にされる方というのがやっぱり出てくると思いますので、ぜひそこあたりは進めていただくとともに、何とかその辺りをうまくアピールをしていただきたいなと思うので、よろしくをお願いします。

特に答弁は求めませんので、次に行かせていただきます。

続いて、最後の質問に入らせていただきます。少子化対策と学校教育の連携はというこ

とで重なる部分もありますけれども、質問させていただきます。

少子化が一気に進んだ今、子どもの数が減ることで、学校での団体活動の取り組みやスポ少、部活動などで新たな課題が出てくることも予想されます。また、今のまま少子化が進めば、先程もお話ししたとおり、複式学級が視野に入ってくることも考えられます。

子育て世代への金銭的な支援というのは先ほどいろいろな質問させていただきましたけれども、一方でそこだけではなくて、学校に通う子どもの数を増やすためにはですね、特色ある大潟村らしい教育の取り組みというものを進めていく必要があるのではないかなと思いますので、その点を質問させていただければと思います。

1点目として、村でも山村漁村留学のような小中学生の地域留学の受け入れを検討してみたいでしょうか。

2点目として、大潟こども園、小学校、中学校に通わせたいから大潟村に住みたいと思ってもらえるような、特色ある教育内容を検討してはいかがでしょうか。少子化対策として、結婚支援の他、様々な子育て支援の施策や移住・定住の支援に加えて、村の学校教育の方針も併せて総合的に村の子育て教育の魅力を高める必要があるのではないのでしょうか。そのためには少子化対策の観点でも、今後さらに村と教育委員会、小・中学校との連携も強化すべきではないかと思います。

3点目に関しては、村全体の政策に関する部分ですので村長の答弁をお願いしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

北林教育長。

【教育長：北林 強】

6番、黒瀬議員のご質問にお答えいたします。

①と②につきまして、私の方から答えさせていただきます。

現在、秋田県では秋田県教育委員会が主催し、教育留学を実施している自治体はいくつかあります。秋田探究型の授業体験や自然体験活動を通して関係交流人口の拡大に繋げることを目的としたり、不登校もしくは不登校傾向の児童・生徒が秋田県の大自然の中で教育を受けることを通して、社会性や協調性を育むことを目的としたりしています。いずれも短期や中期の期間であり、移住・定住を目的としたものではないようです。

本村児童・生徒数は確かに減少の一方を辿っておりますが、複式学級を早急に視野に入れなければならない状況にはまだ至っていないことは承知のとおりです。したがって山村漁村留学につきましては、現段階では検討の必要性を感じておりませんが、今後とも情報の収集には努めてまいりたいと思います。令和5年度には、幾分か出生数が増えるのではないかという期待も込めてであります。

②についてですが、特色ある教育内容についてはこれまでも、議員ご承知のとおり、いろいろな形で大潟小学校、大潟中学校ならではの教育内容・活動については実証してまい

っているところをございまして、大瀧小・中学校においては、文部科学省の定める学習指導要領、これを逸脱することはできません。従って、学習指導要領に沿って、子どもたちの姿や地域の実態を踏まえ、各学校が設定する教育目標を実現するために、教育活動を幅広く行っているところであります。教科等横断的な視点で地域の特色を活かした教育活動、体験活動等を取り入れた教育課程を実施しながら、定期的に見直し、その改善を図って取り組んでいるところであります。強いて言えば、大瀧中学校は秋田県のICTを活用した授業改善支援事業のモデル校として、そして大瀧小学校はその協力校として、一貫してICTの活用による一人ひとりの児童生徒に対応した個別、最適な学びと協働的な学びの実現や、児童生徒の発達の段階に応じた情報活用能力の育成に力を入れており、充実したICT環境を活かし、県内でも進んだ取り組みをしていることは承知のとおりであります。さらに秋田県教育委員会が作成している研究報告書やICTを活用した授業動画公開などでICT教育の取り組みの成果を配信しております。

今後とも、ICT教育に限らず、大瀧村ならではの特色ある教育活動を展開しつつ、本村における初等教育、前期中等教育の充実に取り組んでまいりたいと思っております。

ICT教育について、強いてあげればということでお話しいたしましたが、その他にも県立大との連携やいろいろな形で、他市町村よりも先行した形でいろいろ取り組んでおるところでございますので、幅広く教育活動といえ、この前実施いたしておりますコミュニティスクール、それから連携教育、これは秋田大学の田仲先生に委員長になっていただいて10年目を迎えました。その連携教育等も本村の教育の大きな特色であるというふうに思っております、他町村でも連携、連携とはいうものの、具体的なところはなかなか難しいと、本村は幸いにして、小学校、中学校校舎一体型でありますので、学校行事や事業等もやりやすい環境にあるということもありますので、これで満足することなくこれからもそういう利点を生かしながら、学校経営は好調でございますので、小学校、中学校の校長とさらにいろいろな面で意思疎通をしながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の3つ目の質問についてお答えします。

大瀧小・中学校では、学習指導要領および村の教育の基本目標に基づきながら、児童・生徒一人ひとりに寄り添った学習や、健やかな成長を目指した取り組みを行っています。

また村民が関わり、きらきら塾や部活動支援なども行っております。

そして村の野菜の栽培、販売などを通して大瀧村の基幹産業である農業を体験したり、入植者から大瀧村の歴史を学び、グループ学習等を通して自らが住む大瀧村の未来について考えたりしながら、ふるさとへの誇りを持つことを大切にしており、このように大瀧村

ならではの活動を進めているところです。

学校はあくまで児童・生徒の学びと成長のための場ではありますが、議員ご指摘のとおり、子育て支援、移住・定住に関する事業など、教育環境を今以上に結びつけることで大潟村で子育てをしたいと思う人を増やし、ひいては少子化対策に繋がることを目指していきたいと思います。

これまでと同様、教育と行政、そして村民との連携を続け、今後さらに強化してまいりたいと存じます。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

ありがとうございます。

2点目の部分で、特色あるというのは今までもやっておられるのはすごく分かりますし、今村で学んでいる子どもたちにとってはすごい効果的な教育の内容ではないかなと思います。ただ、今回質問させていただいた意図というのが、それをもってして、大潟村の特色ある教育がこうだからこそ、やっぱり大潟村で学ばせたいなと思って外から来るような、そういう考え方も1つあってですね、教育方針もあってもいいのではないかなというふうに思います。言われるかなと思いましたが、国の学習指導要領があるからそれに沿ってというお話はされましたけれども、これに関しては例えば極端な話、村長なのか教育長なのか分かりませんが、それから逸脱したことを言ったところで、そうはならないのは分かっているのですけれども、だからこそもうちょっと特徴的にエッジの効いた方針を出してもいいのではないかなと、そうなったところで現実的には指導要領の中でそれをどう盛り込んでいくかという話になってくるので、そこあたりももうちょっと考えていただいてもいいのかなと思いますし、ICT活用のモデル校ということですが、ICTに関して言えば、それ以外もいろいろ特色あることをやっているということは聞いていますけれども、あくまでも手段であって目的ではないというのはさんざん今までもお話しいただいていますので、そういった中で子どもたちの教育をもう少し、ここだから、やはりここに来てまで受けたいと思うような形に持っていただければなというふうに思います。

あと、連携教育に関して今お答えがありましたけれども、連携教育、コミュニティスクール、ここあたりの取り組みを一生懸命やっていたらと思うのですが、一般の村民からするとなかなかそこが見えてこない部分がありまして、例えばですけども、ちょっと話は逸れますけれども、井川の義務教育学校が数年前にできましたけれども、聞いた話ですけども、井川町が義務教育学校を小中一貫にしたという経緯は様々な理由があると思いますけれども、その中で1つあったのは、これから少子化が進む中で今までど

おりの小学校、中学校という形であれば、いずれ周辺と合併ですとか、自治体も含めてかもしれないですけどもそういった話が出てくるだろうと、その中でこれがそれを食い止めることになるか分からないですけども、すごい分かりやすい小中一貫校という形を作ること、新たな教育をすることでその学校を維持していきたいというトップの思いがあって検討が始まったという話を聞いておりますので、そういった意味では何かもう少しそこ辺りを、教育関係者としての特色あるというよりはですね、一般的な方もすごい特色があるなど思ってもらえるようなもの、もしくは今回の質問で捉えているような、ここに住みたいと思うほど、ここに住んでまで受けたいと思うほどの特色あるというところを考えていただきたいと思うのですけれども、その点に関して、もう時間もないので教育長、村長それぞれから思い、考えを教えてくださいたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

北林教育長。

【教育長：北林 強】

黒瀬議員の再々質問にお答えいたします。

時間もないので手短かに申し上げたいと思いますが、まず先程来いろいろなご提案をいただきまして、また多様な角度から教育については論じていかなければならない時代に入ってきていると、時代の進展、社会の変化が著しい中で、そのような考え方はもう十分に参考にさせていただきたいというふうに思います。

ただ、いろいろな考え方が、議員の皆さんもですし、村民の中でもいろいろな考え方がございます。黒瀬議員のような考え方もあるかと思いますが、そうでないという考え方もいっぱいあるかと思えます。従いまして、そこはいろいろ協議、精査しながら慎重に進めるのが教育行政だというふうに思っておりますので、こういう提案があったからすぐこの方向にと拙速に行くことはやはり避けなければならない。慎重に、村の将来を担う子どもたちの育成、教育でありますので、その点は慎重にしていきたいということと、いろいろな提案がございましたが、1点だけ申し上げれば、まずは今大瀧村の小学生、中学生、そして今度いずれは小学校に入っていくこども園の子どもたちの教育の質を保証するのが私どもの役目だと、従って他からいっぱい連れてくればそれでいいと、こういう考え方はないと思います。やはり、まずは今の子どもたちの教育力を上げていく。そして将来、村を背負って立つ子どもたちが、大瀧村で育ってよかった、大瀧村の学校に入ってよかったと、そういうふうに思えるようなそういう教育をすることが私どもの使命だというふうに思っております。先ほどの山村留学等々でも県北地区でやっている市がございます。いろいろ聞いてみましたが、条件が揃わなければなかなか難しいという点がいっぱいあるというようなことで、これもやはり十分に、それは拙速に行うことではないというふうに思っております。少子化だから外からいっぱい連れてきてと、それはいろいろな例がございます。隠岐の島の留学等々も見させていただいておりますし、そういう方法はいろいろ

ありますので、今後、議員提案の教育のあり方については、いろいろと検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再々質にお答えします。

今教育長は第一には充実した教育を村の子どもたちにとということでありまして、またその中に先程来言っているように、特徴ある村ならではの教育も当然入っておりますし、村民と関わる形での教育というのかなり充実していると思っています。

そうした中で今コロナ禍においてもリモートワークが進んだり、かなり人が動く、仕事とは別に動くような時代にもなってきましたし、新たに住む場合、選択肢の1つに特徴ある教育というのも当然入ってきている時代だと認識しています。

東京農大の小学校が新しく開校しまして、それは東京都内においても、農業や食と関わりのある授業も取り入れながらやるということで、私立であって、すごい倍率になっていると。やはりそういう特徴ある教育に関心のある人がいるということは事実なので、ぜひ今村で進めている教育も、もう少し外にもアピールしたりとか、そういったことも含めながら教育行政、そして村行政、連携をとりながら進めていければと思います。

せっかくある村の資源、それが村の特徴となって、村で子育てを、または子どものために村に移り住みたいと思えるような、そうしたこともあっていいと思いますので、一体的に取り組んでいければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

【6番：黒瀬友基議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後5時29分)

令和5年第1回（3月）大潟村議会定例会【第2日目】

1. 開議日時 令和5年3月9日（木）午前10時00分～午後0時00分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

2番 工藤 勝	3番 三村敏子	4番 菅原アキ子
5番 松本正明	6番 黒瀬友基	7番 菅原史夫
8番 戸部 誉	9番 齊藤知視	10番 川渕文雄
11番 石井雅樹	12番 丹野敏彦	

計 11名

4. 欠席した議員の氏名（敬称略）

1番 山田照雄

計 1名

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
教育長 北林 強	
代表監査委員 佐々木秀樹	
総務企画課長 薄井伯征	税務会計課長 伊東 寛
生活環境課長 近藤比成	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 石川歳男	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第2号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第1号 大潟村個人情報保護法施行条例案

議案第2号 大潟村個人情報保護審査会条例案

議案第3号 大潟村文化財保護条例案

議案第4号 大潟村温泉保養センター設置条例の一部を改正する条例案

議案第5号 定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

- 議案第7号 大潟村かんがい排水施設整備基金条例の一部を改正する条例案
- 議案第8号 大潟村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第9号 大潟村国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 議案第10号 大潟村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第11号 令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計への繰り入れについて
- 議案第12号 令和4年度大潟村一般会計補正予算案
- 議案第13号 令和4年度大潟村診療所特別会計補正予算案
- 議案第14号 令和4年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案
- 議案第15号 令和4年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案
- 議案第16号 令和4年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案
- 議案第17号 令和4年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案
- 議案第18号 令和4年度大潟村水道事業特別会計補正予算案
- 議案第19号 令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案
- 議案第20号 令和5年度大潟村水道事業特別会計への繰り入れについて
- 議案第21号 令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計への繰り入れについて
- 議案第22号 令和5年度大潟村一般会計予算案
- 議案第23号 令和5年度大潟村診療所特別会計予算案
- 議案第24号 令和5年度大潟村国民健康保険事業特別会計予算案
- 議案第25号 令和5年度大潟村介護保険事業特別会計予算案
- 議案第26号 令和5年度大潟村介護サービス事業特別会計予算案
- 議案第27号 令和5年度大潟村後期高齢者医療特別会計予算案
- 議案第28号 令和5年度大潟村水道事業特別会計予算案
- 議案第29号 令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計予算案
令和5年度大潟村歳入歳出予算特別委員会の設置について
- 陳情第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情
- 陳情第2号 消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める陳情書
- 陳情第3号 「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 陳情第4号 最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 陳情第5号 高収益作物生産振興に関する支援を求める陳情書
- 要望第1号 要望書（大潟土地改良区）

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

ただいまの出席議員数は、11名で定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。お手元に配付しております議事日程のとおり、進めてまいります。

日程第1、議案第1号「大潟村個人情報保護法施行条例案」から、日程第29、議案第29号「令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

次に、日程第30、総括質疑を行います。

昨日の村政報告並びに提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番、菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

4番、菅原アキ子です。

私から2点についてお伺いいたします。

はじめに、3ページから4ページにかけての国民健康保険事業の要望についてですが、県の健康福祉部長、県町村会理事会や各町村長にも、大潟村の現状についての理解を求めていることに対して大変ありがたく思っています。

激変緩和措置は令和5年度で終わり、県国民健康保険運営方針が令和6年度より更新されるということで、令和5年度はより大切な年度になるかと思っておりますので、これからも機会あるごとに村の現状について、ご配慮をいただけるように県に要望していただきたいと思っております。

激変緩和措置については、最終的に全県一本化するための段階としての措置であり、どこに住んでも、所得に応じて保険税が賦課されるのであれば良いのですが、住む場所によって負担が変わることがないように要望されてきていると理解しております。県が一括で行う場合、村の負担割合が高い状況になり大きな負担増が突然来るのは、到底受け入れがたいものです。その意味でも、県には機会あるごとにご配慮をお願いしていただきたいと思っております。

一本化の方向性は決定していると思っておりますが、これまで何度も県に要望してきている中で、県はどのように感じておられるのか、難しいでしょうが得られている感触みたいなものをお聞かせいただけますでしょうか。

また、運営方針はいつ頃決まる予定でしょうか。

また、移行期間中はできるだけ村民の負担が急激に増えないよう、村は基金などで対応されてきていると思っておりますが、もし村の要望が通らなかった場合、現在の保険税とどのく

らの差が生じることになるのでしょうか。概算でよろしいですので、教えていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

福祉保健課、北嶋課長。

【福祉保健課長：北嶋 学】

菅原アキ子議員の国保事業に関する質問についてお答えしたいと思います。

1点目ですが、県等への要望をした際の、その感触についてということではありますが、今回1月とそれから2月と、村長の方と要望に行ったわけなのですが、その際につきましては、今のところ、県も十分承知ではあったかと思うのですが、こちらの村の現状の方を訴えて、その理解はいただいたかというふうに思っております。ただ県の方に訪問した際には、この納付金が始まる前の年ですので29年度だったかと思うのですが、その際、町村会からの要望文書が出ていたということを知っております。内容については、国保税の統一の関係についてはなるべく後年に延ばしてほしいというような話がされていたということで、それについてはちょっとこちらの方でも大変申し訳ありませんが把握はしておりませんでしたので、少し認識の違いがあったのかなというふうに思っております。今現在の運営方針の中では、令和15年を目処にその一本化を図るということも、そういった町村会からの要望を受けての県の方の方針だったというふうに思っております。感触につきましては、現状の理解をいただいたというところかなというふうには考えております。

それと次期運営方針ということでよろしいですか。

【4番：菅原アキ子議員】

方針の決定ですね。

【福祉保健課長：北嶋 学】

令和6年度から始まる運営方針につきましては、今年、令和5年の夏ぐらいから各市町村に対してこれで良いかという素案が来て、秋頃決定されるというふうに考えております。前回3年ごとの見直しというふうな話でありましたが、秋から冬にかけて全県の担当課長会議の際には、次回からは6年間というふうな形に変更されると、ただし見直しは行うけれども、運営方針自体は今度6年間の計画ということになるということを知っております。

もう1点が基金の関係と申しますか、どれぐらい差が出るのかというような感じですが、今、税務当局の方で当初予算の税の負担割合ということで、実際は6月、7月ぐらいに決定されるかと思いますが、今現状では来年度、国保の限度額が今年の102万円から104万円に上がるというのも国の方で決定されているところです。そういったところも踏まえまして感覚ではやはり10万円までいかないまでも、それぐらいの税負担が出るのかというふうには考えております。ちょっとはしよった形で申し訳ないのですが、正確には精査した後ということにはなります。よろしく申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。
菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

県の方ではやや理解を受けているというふうに理解しました。

それで先ほど課長が言われた、全県の町村会の方から、できるだけ後期に延ばしていただきたいという要望を受けているようなことなのですが、そうなった場合に村が与えられる影響といたしますか、村の影響はどのように考えられているのでしょうか。村が県に要望しているのと同じく、町村会の方でも、もしそういうふうに町村が一丸となって要望しているのであればいろいろな影響が出てくると思うのですが、そのことの要望が村に与える影響というのは、どのように考えられるのでしょうか。予測として。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原アキ子議員の再質にお答えします。

まず先程、課長が説明したように、県に行った折に、県からそういう要望が出されているということで、県としては令和15年を目標にしていると、現段階ではそういう話でした。当時、村も一緒に、町村会としての要望ですから村も一緒に入っていたわけですが、その後どうなるかというのはあまり見えない中で、村にとっては激変緩和措置も来るしということで、その要望は一緒に出したわけですが、他の多くの町村も大きく変わることは望んでいなかったと、当時は。それでできるだけ遅くしてくれというような要望を県に出したと。ただ県に行った後、また村としても、町村会でも今の現状を伝えて、できるだけ早く統一をしてほしいということの説明をさせていただいたところです。

また、やはりそれぞれの自治体で、いろいろな状況、違った状況があったりもするので、その場では結論ということではなくて、まず理解を求めて、一旦それぞれ持ち帰ってもらった形になっています。ただ、村としては引き続き、町村会の場でもできるだけ早く統一してほしいということで、全県どこに住んでいても、所得に応じた負担が公平であるようにということでは引き続きお願いをしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。
菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

以前、分配方法については、市町村の所得や世帯数、保険者数を県全体で占める割合を

もとに市町村に分配されることとなっているということを伺っております。今村長もお話されたように、この激変緩和措置がなくなる令和6年度以降は、全県が統一された基準で運営されるよう、今後も引き続きお願いしていただきたいと思っております。

繰り返しになりますが、その件について村長の思いをもう一度お願いできればと思っております。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原アキ子議員の再々質にお答えします。

今、国でも以前よりももっと早く統一するということの方針を出しました。そういった国の動きもありますので、令和15年までということではなく、できるだけ早く秋田県においても統一されるように村としても要望していきたくと思っておりますし、県に対してまたは町村会に対しても理解を求めていきたくと思っておりますので、できるだけ早くということを進めていきたくと思っておりますから、どうかよろしくお願ひします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

次の質問に移ってください。

菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

次に5ページの脱炭素事業の進捗状況についてお尋ねいたします。

国の採択後に株式会社オーリスを設立し、事業の推進を図っていることは理解しております。採択された時は想定されていなかったと思うのですが、原材料が思うように入っていないことや、電力料の高騰や納期の遅れなどで、金融機関から事業費や採算性について改めて精査を求められており、進捗は遅れている傾向にあるということをお伺いしました。ロシアのウクライナ侵攻の影響もあると思っております。

2月に行われた村民と議員との懇談会でも、少なからず影響を受けているのではないかと、脱炭素事業を心配する村民の声がありました。「議会も報告を受けていないので、現在どのような状況にあるかは、申し訳ないですがわかりません。でも私達は村民の代表ですので、皆さんが心配されないようにこれからも注視していきたくと思っております。」とお答えさせていただきました。

今回の村政報告は4月の広報に掲載されると思っておりますが、ただ読んでいただくだけではなく、直接報告する機会を設けるべきではないかと思っております。村が国に事業申請を行い、採択された事業です。株式会社オーリスも村が主導したものです。そして、オーリスの代表は村長です。村民に安心してもらうためにも、村が進める事業ですので評価していただくためにも、報告は必要不可欠ではないかと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

また計画が遅れていることは国も把握されているとのことですが、そのことについて国からの指導や助言はいただいているのでしょうか。ございましたらお願いしたいと思います。

また、5年間での事業に変更はないと村長は明言されました。圧縮できないか見直しに時間を要しているとのことですが、何に対して圧縮を考えているのでしょうか。お伺いしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原アキ子議員の脱炭素事業に関する質問にお答えします。

まず、今本当に日本ばかりではなくて国際的ないろいろな混乱の中、様々なコストが上がったり、調達に時間がかかったりということで混乱して、当初想定していた事業費が膨らむような形になっていまして、そうしたことで事業を、どういう形で事業費を下げられるかというようなことも含め内部で協議したり、または銀行と協議をしたりということで時間を要している状況です。

昨日も話をさせていただきましたが、事業自体はオーリスが推進することにしていまして、そのサービスもオーリスが提供することにしていまして、そういう意味では事業計画がしっかり定まり、事業を推進する段階になれば、オーリスとして説明会を開催していきたいと思っております。ですので、そういうことが整えば、次の段階としては具体的なそれぞれの分野で、熱供給または太陽光であったり、そういったことを説明していけると思います。

ただ、今の段階でも主だった需要先といいますか、太陽光パネルを設置したり、熱を供給する先には説明には行っていまして、それが今度、例えば村民の各家庭の屋根への太陽光パネル設置とか、そういうことが具体化してくると、そういった説明というようなことになろうかと思っておりますので、いずれその事業がそういうふうに個々にその需要先もみんな違いますので、それぞれにおいて説明はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

また、国においても令和4年度に付いた予算を5年度に繰り越すことで、国と協議した上でそうした対応をとっているところです。国においても国の交付金を適正に使っていくようにということでは、村の方に何回か来て打ち合わせをしていますので、引き続き国ともしっかり連携をとって、間違いのないように執行していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

そういったところで今進めている段階で、大きく事業全体は計画に示した事業を計画しているわけですが、その個々の中身についても事業費をもっと下げる方法はないとか、いろいろそういうことの検討に時間を要しているということですので、どうかよろしくお

願います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

国と連携してその繰越明許費もやっているということで、まず安心していいと思うのですが、需要先がいろいろあると、その都度、事業が具体化した場合に説明をされるという今の村長の説明でしたけれども、村民に対して、その全体の事業が今どういう状況にあるのか、例えば先ほど私が申しましたように、原材料がなかなか入ってこなかったり、電力のこととか、最初に採択された時よりも事情がずいぶん違っていると、そういうことを心配している村民からの声としてあります。そういう説明というのは需要先に限らず、全体像として村民に説明する機会はあるべきではないかと思います。それが大体計画がわかった段階で、やれるということがわかった段階での説明でも、もしかしていいかもしれません。今現在、ウクライナ情勢、電力の高騰、いろいろなこの社会情勢が変わってきている中で、やっぱり村民は心配しています。何しろ国に申請したのは村です。先ほども言いましたように、オーリスを構成されている人というのは、やっぱり村長、村が主導してやっているというふうに皆さん思っていますので、ただ出資金を出したからといってそういうものではないと思いますし、後々の事業の評価をいただくためにも、ある程度、村民に対しての責任はあるのではないかと思います。その説明をされる場合でも、そのサービスとしてオーリスが計画されているようですが、その時にオーリスと一緒に、村長も同席した形での説明とか、そういうことであればいいのですが、全てそのオーリスだけがやるということに対してはどうなのかなと思うのですが、その報告会をやる場合でも、大体いつ頃が予定されているのか、その辺も含めて村長のお考えをお聞かせいただきたいと思いません。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原アキ子議員の再質にお答えします。

まず説明会についてのあり方は、先ほど話をしたように、主体としてはサービスを提供するオーリスということで説明会を開催することが望ましいのかなと思っておりますが、ただ、今議員おっしゃったように、全体が今どういう状況にあるかというようなことにおいては、そういう機会も必要なのかなと思います。そのおりに、村とオーリス共催のような形で説明ができたらと思っています。

今の段階でということではありますが、いつ頃というのはまだ全く日程を詰めていない状

況ですので、今後そうした事業がそれぞれ具体化していく中で、実際に進んでくると秋ぐらいにはそうしたことができるのではないかなとは感覚的に思いますので、農繁期を除いた形で、説明会のようなことも検討はしていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

再々質ではございませんが、今村長が前向きにそういう報告会を検討されるみたいなのを伺い、安心しました。ある程度、やっぱり村民に与える影響ということも考慮していただいて、早くて秋頃というふうな感じで、よろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございました。終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

11番、石井雅樹さん。

【11番：石井雅樹議員】

11番、石井雅樹です。

まず7ページの、営農計画の受付が始まり、2月いっぱいでは392名の農家から提出があったと、私この数字にちょっと驚いたのですけれども、一昔前であれば農家戸数500戸というふうに村では言われておりましたけれども、400戸を切っている農家戸数ということで、提出していない農家もいるのかもしれませんが、現在の農家戸数は、実際いくらかなのかということの質問なのですけれども、すみません、お願ひします。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、石川課長。

【産業振興課長：石川歳男】

石井議員のご質問にお答えします。

農家戸数ですけれども、483戸であります。

昨年の実績からいきますと、いわゆる転作実施者というのは394名ですので、今現在の受付の数でいくと昨年並みの作付転換といえますか、なされていくのかなというふうに今感じているところです。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

石井雅樹さん。

【11番：石井雅樹議員】

483戸ということで、ちょっと安心といえば安心したのですが、これはもしかしてあれですかね、田んぼはもう持っていないけれどもハウスは持っている、ハウスだけの人もこの483戸に入るのですか。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、石川課長。

【産業振興課長：石川歳男】

石井議員のご質問にお答えします。

483戸の内訳ですけれども、これについては全部、水田を所有されている方ということです。面積の違いはありますけれども、そういうことをご認識をしていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

石井雅樹さん。

【11番：石井雅樹議員】

次の質問をお願いします。

最後の質問になります。9ページの方に大潟村部活動地域移行推進協議会を立ち上げたというふうにまず書かれております。私も現在、部活動後援会長という立場で、先日これに参加させていただきましたけれども、部活動後援会長の肩書きもまもなく外れますので、このあと出席、招待されることもないと思いますのでお聞きしますけれども、いわゆる令和5年度から7年度までの3ヶ年においてというふうな流れの中で、現在、大潟中学校の先生たち、いわゆる監督さんですね、顧問の先生たちはどのくらい今後部活動に携わるのか。何て言いますか、地域の人という形で部活動に関われるというふうな説明は以前受けておりましたので、現状今どのような形になっているか。いわゆる野球部の監督さんは「いや、もういずれ俺も手を引くよ」という形なのか。バレー部、剣道部も全部含めて、「私は地域の人になって、今後とも部活動に関わっていくよ」という形は、現状どのような流れになっているか、分かるのであれば教えていただきたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

北林教育長。

【教育長：北林 強】

石井議員の、質問にお答えいたします。

中学校における部活動の地域移行化につきましては、スポーツ庁・文化庁で現在示しているのは、休日の土・日のいずれかでございまして、平常日については、中学校ともいろいろと話を深めておりますが、月曜日、水曜日は部活動を実施しない日でありますので、

金曜日までの平常日においてはこれまでどおり学校管理下で行われるとこういうことでございますので、現状と全く変わりません。土・日のいずれかについて先生方の意向調査、1回目ですが、今は人事異動もあるわけでどうなるかは不明確なところですが、現在6名の部活動を担当しておられる先生方で、休日もこれまでどおり指導してもいいよというような意向であると、はっきりしたことはございませんが、校長を介してでありますので、6名中5名の先生方は、平常日指導していて休日は携わらないということであれば、生徒の技量はもちろんです、生徒指導上も心配な面があるという、大潟中学校の先生方はです。他市町村では必ずしもそういう意向ではない先生方もたくさんおられると思いますが、現段階では人数も少ないですからそういう状況であります、ただ3月は異動期で4月になってから、それぞれまた校長から校務分掌で部活動等々の委嘱、依頼がなされるわけですので、その段階で再度、新しく来られた先生も含めて、その点は確認をしながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

推進協議会ですが、これはまず文科省としては5年から7年の間で設けて、スムーズに移行できるようにという狙いですが、これまで2月末に学校との協議をしまして、3月6日には現在のコーチの方々そして競技団体の主に会長さんですが、参集いただきまして説明会を行いました。これから先に向けていろいろと考えていかなければならないという課題を整理しながら進めてまいりたいと思っています。協議会の設置は5年度ははかかなり難しいかなとも思っていますが、早く進むのであれば5年度、そうでなければ6年度以降というふうに考えてございます。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

石井雅樹さん。

【11番：石井雅樹議員】

私、前にも会議があったときに発言したのですがけれども、学校の先生が携わっていただければ本当に安心して保護者も預けることができると思うのですがけれども、やはり教員が外れて地域の人だけになってしまいますと、いわゆる小学校のスポ少を見ていても、私2人の子どもがスポ少でお世話になりましたが、やはり地域の人というのは、熱心になりすぎるあまり罵声を浴びせたり、やり過ぎる、体罰は最近少なくなったと思いますが、そういう懸念が非常にあるのですが、そういうところで先生たちがタッチしていればそこら辺はセーブがきくと思いますが、全く地域の人だけになると、そういう懸念があるのですが、そこはどのような形で教育委員会としてチェックなりするおつもりでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

北林教育長。

【教育長：北林 強】

石井議員の再質問にお答えいたします。

まず議員ご指摘のとおり、先生方はもちろん職務柄と申しますか、部活動の技術的な指導はもちろんですが、生徒指導面で日頃から指導を継続しておりますので、一人ひとりの良さ、そしてまた一人ひとりの改善点等々について把握しているわけです。従って、先生方の負担がさらに増してきて多忙化ということになっていると思うのですが、これが地域に移行された場合に、議員のご質問は、全面的に移行された場合ということかと思いますが、現在、休日の1日のみということでございます。生徒指導が一番難しいと私も思っております。スポ少が社会体育化に移行する時も、今から15、6年前ですが、その時も一番懸念されたのがこの生徒指導面であります。そういうことからいっても中学生はある程度自立しているとはいえ、まだまだ子どもでございまして、そういう地域の方々を受け皿を作っていただく、いわゆる指導母集団を作っていただいてスムーズな移行が大きな狙いなのですが、その点についてはやはりスポーツ庁でも、指導するまたは指導する組織・個人のみならず、組織をきちんと作って、そこである程度のノウハウを身につけるための研修だとか、そういうものをやっていただいて、受け皿を強固なものにしていただきたいというような話がありますが、それについてもやはりなかなか難しい。ただ当面、学校の先生が、議員ご指摘のように、地域の一員として、その受け皿の中の一員として、子どもたちを指導していただける先生が何人かおられると思いますので、そういうことで生徒指導面もと、ただいつまでもそういうわけにはいかないと思いますから非常に難しい。これは全国的にそこがネックとなり、そしてある意味でリスクを背負って指導されていくということになると思いますので、リスクはほとんど無くしていきたいわけですが、その点で一番懸念されるのは、指導以前に、地域の方が土曜なら土曜、日曜なら日曜、練習試合が各競技あるわけです。それが毎回毎回、これまでの先生方と同じようにできるかというところと相当時間がかかるだろうと思います。そういう点も踏まえて課題がいろいろありますので、そういうものを大潟村のみならず、4町村の教育長、そして次長を入れた会議を2回やりました。この後も4月以降、情報交換を密にしながら必要に応じて何度か会議を開いて、そして地域の状況を情報共有しながら進めていくと。ただ、対外試合については議員もご承知のとおりで、中体連がはっきりした姿勢を示してございません。県と東北ではこういう方向ということを示していますが、全日本中体連では大会も含めてなかなか方針を示していないところも多々ございますので、その点は、中体連の場合は校長が中体連の郡市や県の評議員になっている訳ですので、その点も情報を得ながら学校とまた協議をしてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

石井雅樹さん。

【11番：石井雅樹議員】

再々質問なのですが、すみません、質問の趣旨が若干それるかもしれませんが、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

一昨日、高校受験が終わりまして、今年から受験のシステムが変わり、今までの前期一般というものから、いわゆる特色選抜ということで同じ日に受験を行い、去年までは前期の子達は3教科だったものが5教科に増えたと。私、これが若干というか、かなり影響していると思うのですが、今年、野球という競技だけで県外流出が20人前後いると言われていました。野球に限らずスポーツを一生懸命やって、あまり勉強は得意じゃなかったとか、やらなかった子たちが、教科が一気に増えましてやっぱり受験のハードルが上がったと。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩します。

(午前10時43分)

(午前10時43分)

再開します。

【11番：石井雅樹議員】

このことについて県外流出がすごく多くなっているのを、教育長はこの受験のシステムを一体どのように考えているのか。考えをお聞きしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

北林教育長。

【教育長：北林 強】

総括質疑の趣旨と大きく異なりますので、個人的見解はこの場で私の方から申し述べるのは不適切だと思いますので、後ほど機会があれば、その辺は整理をしてお話ししたいと思います。

以上です。

【11番：石井雅樹議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩します。

(午前10時44分)

(午前10時44分)

再開します。

他に質疑ございませんか。

7番、菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

7番、菅原史夫です。

私から2点質問させていただきます。

最初に1、2ページ、新型コロナウイルス感染症関連についての説明がございました。こちらに書いてあるとおり5月8日から感染症法上の分類が、現在の2類相当から5類へ実質的に引き下げることが政府の方で決定されました。これを受けて多くの国民はですね、不安がある人は当然あると思うのですが、今まで制限があった生活が3年間ありました。そういう中でひとつ明るい兆しということで歓迎された方も多いと思います。この間、経済も大きく停滞しましたので、まずこれから活力ある社会に戻していこうというひとつのきっかけになると思います。

そういう中で、村長の説明で最後の締めくくりとして、その活力を戻しましょうという印象を与えないような最後の下りになっているのですね。「今後類型が引き下げられマスクの着用は個人の判断に委ねることになりますが、皆様におかれましては引き続き基本的な感染防止対策を…」と、要はスタートして「よし行くぞ」という時に、何か気持ちがガクツとなるような、そういう文言なのです。やっぱり行政がある程度、率先してとは言いませんけれど、姿勢として、例えばアフターコロナに向けて活力を戻していきましょうみたいな、そういうような文言もやっぱりひとつ必要だったのではないのかと思うのですけれど、そういうようなお気持ちも含め、村長の方からこの辺をちょっとお聞かせ願えればと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員のコロナ関連の質問にお答えします。

まず確かに5類に引き下げられることが決まりまして、マスクの着用も個人の判断ということで、村としてもそうした方針を確認しておりますが、ただコロナがなくなるわけではないので、やはりそれぞれが自分の身を守る意味でもしっかり感染防止対策ということでは気をつけていただきたいことと、また次年度も引き続きワクチン接種を行いますので、ぜひワクチンを打っていただきながらも自分の身を守る、または人への感染をできるだけさせないというようなことも心がけていただきたいということを含め、まずこういった文言にしたところでありますので、経済活動をもっと明るくみんなでしましょうということは、国の方針からもまた村のイベント等においてもそういう方向で今準備していますが、ただやはりコロナがなくなるということもご理解をいただいて、共に気をつけましょうということで進められればと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

もちろんわかります。感染防止に心がけながら、要はメッセージなのですよ。心がけながら頑張らましようよというようなものが一言あればいいなど。地域住民への、村の長としてのメッセージ、それというのは非常に大事なので、これはこれで、もう出したものはいいのですけれど、今後いろいろな機会でこういうふうなお話をする機会があると思いますので、そういうものも含めて行政としてメッセージを出していただければというふうに思います。

これについては答えはいいです。

次の質問にいきます。

先ほど菅原アキ子さんから質問があった国民健康保険事業に係る要望活動についてなのですが、村長の方は先ほどの答弁の中で、令和15年目処に、市町村間の統一をできるだけ早めに行けるようにというお話だったのですが、健康保険税は毎年毎年、激変緩和措置があるにしろ、確か上限額が毎年上がっていると思います。県内で比較的所得が多い方なのでそれは仕方がないというふうな話もありますが、やはり住民としては負担感と言いますか、それが強くなっています。

そういう中で、要はこの統一、全県1つというのが果たして良かったのかということも考えざるを得ないと私自身は思っています。それで今いろいろな形で要望していると思うのですが、仮にですよ、仮にケースとして、ちょっとこれ以上、住民負担が多くなる分に関してはもう脱退せざるを得ないというようなことを考えた場合の、この村のこの事業に対する不利益、デメリット、そういうものというのは把握なさっているでしょうか。というのは去年の9月の決算委員会か何かの時に同じようなお話が、確か質問があったのか、そこで参加しないという計算の検討をしてみるような話があったと思うのですけれど、私の記憶違いだったら申し訳ないのですけれどメモにはちょっと書いてあったので、そういうように参加しないという場合のデメリットというものを把握なさっているか、お聞かせください。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の質問にお答えします。

まず国保について、村としても様々なシミュレーションをしているところです。30年からの全県統一、それ以前はどういう状況であったか、30年から実際村民の対象人数がどう推移している、病気にかかる人がどう推移している、いろいろシミュレーションをしながら、実際今、激変緩和措置がなくなればどうかということも含め、数字上では出させていただいています。ただそれがシミュレーションの中では、単独でいった方が数字上はいいわけですが、現実として全県統一に向かって、今そういうシステムになったわけで、そこ

を抜けるとかそういうことではなくて、一応の目安としてそういうのも一応数字上は出しながらも、説明のおりにも、そうした村の現状のひとつとして、村としては非常に納付率も良い、また他よりも病気にかかる割合が少ないとか、いろいろ説明の一助に使わせていただいているというところですので、引き続き村としては、県内のどこにいても所得に応じた負担が公平であるようにということでは進めていければと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

そのシミュレーションの資料というのは見せていただけるものなのかというのが一点と、あとこれはこの場で言うのはなんですけれど、いずれ交渉ごとと申しますか、そういうネゴシエーションなので、ひとつはそういうふうな、最悪、村民の方に大きな負担がかかるようでしたらこういうふうなことも考えざるを得ませんよというの、やっぱり交渉の段階でひとつ持っていく必要があるのではないかと思うのですけれど、その辺について、交渉の段階で、そのもう1つの選択肢になる、脱退というのか、参加できないということも、地域としてはちょっと難しいってということも、1つの選択肢に考えられるというのもの、やっぱり交渉の時に必要だというふうなことを私は思うのですけれど、それについてもちょっと村長の考えをお聞かせください。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再質にお答えします。

まず、資料については県に出した、また町村会に提出した資料がありますので、それはお見せしたいと思ひます。

また、交渉の中で脱退ということも含めてということではありますが、まず今、初めて今年県にも説明をし、町村会にも説明をしたところでもありますので、その後の動きをちょっと見ながらということになりますが、ただやはり常に単独でいった場合はどうだということとは考える必要があるかと思ひますので、ただすぐにそういう話ではなくて、交渉をしながら1つの選択肢としてなり得るのか、なり得ないのかということも含め、内部ではいろいろなシミュレーションをしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

すみません、再質問ではないのですが、まずこの村の大きな不利益にならないようにいろいろ交渉していただければと、村長の後ろには3000人の村民がいるということをご理解いただければと、今後交渉にあたっていただければというふうに思います。

質問を終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

8番、戸部誉さん。

【8番：戸部 誉議員】

8番、戸部誉です。

私から2点、お伺いしたいというふうに思います。

1点目でありますけれども、7ページにあります生産目安についてということですが、村長報告にもありましたとおり、非常に近年の米の需要の減少ということで、大潟村の中においても作付の転換というのは今大きく動いているというふうに理解しております。

中でも、小麦の「銀河のちから」ですけれども、これが令和4年度には110ヘクタールだったものが、令和5年度ではもう150ヘクタールまで増えています。令和6年度、今年作付を希望する人達というのはまだ確定はしていないのだけれども、どうもやっぱり200ヘクタールまで増えるだろうというふうに言われております。

面積が増えていることは非常に喜ばしいことではあるのですが、やはり一方で小麦の病気である赤カビ病ですね、これが出てしまえば、大潟村の小麦はサイロ保管されますので、サイロのものが全て出荷できないという状況になるということもありまして、以前は村からの補助もあって、春の5月の後半ですか、必ず2回の防除ということをやっております。今も防除というものは当然やっているわけですが、やはり近年の農薬の高騰、原材料の高騰、当然今ラジヘリで撒いているわけですが、ラジヘリの方も価格が上がってきているということもありますので、その農家さんの方からは、ぜひとも以前ありました支援の方を、という声は今上がっております。

今年度に関してはもう予算として動いていくわけなのだけれども、やはり200ヘクタールを超えていくと予想される来年度に向けては、ぜひとも大潟村としてこの麦の防除に関しての支援ということをとるというふうな声、この間の麦の総会でもありました。この防除に関しての補助というものが、確か私も現職でここにいたと思うのだけれども、どういう経緯でこれが終了したのかというのは、ちょっと記憶が定かではないので、終了した経緯と、今後に向けてこれに対しての支援ということに関してどのように考えていくのかという点を2点、まずお伺いします。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、石川課長。

【産業振興課長：石川歳男】

戸部議員のご質問にお答えします。

作付転換に関わる部分で、麦の作付面積が増えてきているということでもあります。

平成30年、5年ぐらい前になりますと大体80ヘクタールぐらいだったのが、今年にいたっては200ヘクタールに近くなってくるということで、国においても大豆・麦の国産化というのは進めている事業であります。今後、ますます村の中で取り組みたい農家というのが増えてくることも考えられます。

そこで、以前行っていた麦の防除に対する村の関わりと申しますか、補助を出していたわけですが、この終了した経緯というのは、すみません、ちょっと調べないと正確なことが答えられませんので、そこは調べた上で後ほど、予算特別委員会の中でもご報告したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

今後の話ですけれども、また麦作が増えたことによって、その防除体系を確立するということが村が必要な援助をしていくということについては、村が米偏重傾向の農業から脱却するという観点からもこれは合致することですので、そこは農家の支援については積極的に考えていきたいというふうに考えております。

議員がおっしゃられるとおり、来年度の予算編成に向けてということになりますけれども、そこは検討してまいりたいと思っております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

戸部誉さん。

【8番：戸部 誉議員】

今度、麦の生産部会の部長さんが直々に村長さんをお願いをしに行きたいと言っておりましたので、ぜひともまた対応していただいて、この補助に関してはよろしく願いしたいというふうに思います。

ちょっと話が変わるのだけれども、国策の方で麦の方の非常に大きな補助金が昨年度から始まっていて、大潟村の方でも麦の生産者の方々はみんな村の方に申請出していたわけだけれども、昨年度、やはりそれが大潟村には対応できなかったというふうなこともありました。今年度はここまで増えていくという流れの中では改めて今年また麦の方の、先日の作付の移行の中で補助金の申請をしたわけだけれども、それが通るような要素はあるのかどうか。そのところはちょっとなかなか国の話なのでこれは難しいとは思いますが、やはり農家さんは、生産者の生産部会もそうだけれども、ここまでこう広く村の農家さんが麦に興味を持って挑戦しているということもあるので、ぜひともやはり今年

は通るような形で進めて、お願いしたいという声も多くあるのですけれども、その点の感触というのはどんな感じなのかという点をお聞きします。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、石川課長。

【産業振興課長：石川歳男】

戸部議員の再質問にお答えします。

年明けですか、農家の皆さんに麦作の国産化事業について、機械の導入および農法に対する支援ということで要望の取りまとめをしたところ、作付希望されている大体の農家の方が要望を出しております。これはおっしゃるとおり国の事業ですので、国が一定の予算を各地に分配するわけですけれども、実は大潟村は、秋田県の中で麦の産地としてはほぼ大潟村が占めているわけですけれども、全国的に見ますと、200ヘクタールぐらいで非常に産地としては小さい産地になっております。そういった影響もあって大きいところから取り組みを予算配分した中で、村は昨年についてはちょっと採択にならなかったのかなというふうに感じております。そういう意味でいきますと、今年度の事業についても国の予算が若干増えたとはいえ、確実なところでやれるというような感触は、今現在は取れないわけですけれども、引き続き、県を通じて村も国の方に要望をしてまいりたいと思います。

正確な、はっきりしたお答えができなくて申し訳ありませんけれども、状況としてはこういう状況であります。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

戸部誉さん。

【8番：戸部 誉議員】

次に行きます。

2点目ですけれども、4ページにありますマイナンバーカードについてのことでお聞きします。

ここにはマイナカードに関しての交付率とかマイナポイントを早く取りなさいみたいなことが書いてあるのですけれども、一方でやっぱりマイナカードを取得して、どのように、今村はどこまでの利用することができるのかというところは、村民の方も、私もそうですけれども、なかなか把握していないという状況にあります。

これは私も以前に一般質問でもさせてもらったのだけれども、整備を進めていくというふうな回答でございましたけれども、現状どこまでの整備が進められているのか。そのマイナカードをもってどういったことが、例えばコンビニ交付なり、どういったことが今可能なのか。申請している最中のものもあると思いますけれども、その点に関して、できれば詳しく教えていただければなと思います。

【議長：丹野敏彦】

福祉保健課、北嶋課長。

【福祉保健課長：北嶋 学】

戸部議員のマイナンバーカードに関しての質問にお答えしたいと思います。

こちらにつきましては村長説明のとおりではあるわけなのですが、今現在、村の方でマイナンバーカードを利用できる箇所というのは、今現在は健康保険証として利用できる診療所のみというふうな状況となっております。

改めてこのマイナンバーカードのメリット等々いろいろあるわけですが、ポイントのための紐付けのものとしましては、健康保険証として使う、あるいは還付金等が発生した場合の口座の指定というようなところが国の方針といたしますか、そういった状況となっております。繰り返しになりますけれども、今現在、村の方で使えるのは診療所、医療機関といたしますか、そういった状況になります。

コンビニ交付については来年度事業ということになりますが、実際利用できるのは再来年を予定しているということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

詳細ということではありましたが、今のところはそういった状況となっております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

戸部誉さん。

【8番：戸部 誉議員】

現在はまず診療所の方での健康保険証と、そして口座の指定ということですが、これだけではない、申請でまだまだ何かやれることがあるのではないのかなと思うのだけれども、今どんなことがあるかというのは、ちょっと私も今出てこないのですが。

コンビニに関しては再来年になると、かなり時間かかるものなのですか、その件に関しては。やはり、例えば村外に行かれた方たちが住民票を取るなりそういったことに関しては非常に便利な、わざわざこちらから送る必要もないわけで、できるだけ早く行った方が私はいいと思うし、確か令和3年に私がこの質問をした時にも、利便性のためにやってくというと答弁であったわけですが、あれから2年も経っている中でまだそこら辺が進んでいないというのは、どういう理由があったからでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、薄井課長。

【総務企画課長：薄井伯征】

戸部議員の再質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの活用と、利用できる環境の構築に関してのご質問かと思っておりますのでお答えいたします。

マイナンバーカードの村内での活用に関しましては、今福祉保健課長が申しましたよう

に、まず保険証としての利用はできるところといった形になり、それ以外にも例えば確定申告ですね。私もやりましたけれども、医療費の控除などではもう既に税務署に行くことなく自宅で、スマホでそういった処理ができて、医療費の情報なども自動的に紐づけがされて、非常に短期間で便利になったというふうに思っております。いずれそういった所得の情報なども今後十分な連携が取れていくのではないかなと、まだ十分ではないのですけれども、今後連携がとれていくのではないかなと思いますので、そういった場面での活用というのは住民にとっても非常にメリットが出てくるのかなと。つまり、たくさん書類を書いたり、税務署に提出をしたりといった部分が自分のパソコンやタブレット、スマートフォンを通じて、しかもオンラインで、自分が空いている時間にできるといったところが非常にメリットに思いますので、そういったところの活用に関しても、こちらとしても住民に情報を提供していく必要があるのかなと思っております。

マイナンバーカードを使うときにやっぱり一番身近というのは、今申し上げた申告のところと、あとは各種証明書等の発行の部分ではないかと思っております。今回、マイナンバーを活用できるコンビニ交付のインフラ整備につきましては、電算システム共同事業組合の事業といいますか、そちらと連携して進めるといった形で現在考えております。財源としましてはデジ田の交付金を使ってインフラの整備ができないかということで、現在申請を進めているところでございます。そういった村単独でなくて共同利用のシステムを利用して情報連携をしながら、インフラ、そういった環境構築を進めていくといったところで、ちょっと時間がかかってしまうということをご理解いただきたい。そして事業費の面でも、全部村の持ち出しということではなくて、国からの財源も有効に活用しながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、そういったところでも迅速なご希望というのは重々分かるのですけれども、少しでも村の負担を少なくして、国の財源を活用しながら計画的に進めてまいりたいなと思っておりますので、どうかご理解をよろしくお願いいたします。

以上となります。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

戸部誉さん。

【8番：戸部 誉議員】

ありません。終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

6番、黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

6番、黒瀬友基です。

2点ほどお伺いしたいと思います。

1つめ、8ページ、9ページにありました休日の部活動の地域移行に関してですけれども、予算の方にも入っているので予算の時にも思いましたけれども、ちょっと予算と直接関係ない部分ですのでここで質問させていただきます。

今回、週末のというところを主体として大潟村部活動地域移行推進協議会というものを立ち上げて今後協議を進めていくという話ですけれども、直接地域移行と関係ないのですけれども、昨日も出ていた少子化の話ではないですけれども、やっぱり児童・生徒数が減少する中で、部活動の種類、村単独で、中学校単独で成り立たなくなりつつある部分も今後出てくるのかなということを考えると、そこ辺りというのは今回その中で検討されるのか、話になってくるのかということを1点、お伺いしたいと思います。

内容的に直接は関係ないのですけれども、実際問題として検討して地域移行しましょうといった時に、そもそも子どもがいなくて部活動が成り立っていないという話だと実情とも合わないと思いますので、そこあたりどのようにお考えか、教えていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

北林教育長。

【教育長：北林 強】

黒瀬議員のご質問にお答えいたします。

まず最初の協議会の立ち上げですが、先ほども申し上げましたが、協議会の立ち上げありきではございません。5年度に地域移行するにあたって、協議会の必要性等々がこれから出てくれば立ち上げていくと、それが地域の指導母集団であるのか、または協議団体等々の集まりであるのか、または保護者会の集まりであるのかも含めて、必要に応じて協議会は検討していくとこういうことでございます。

それから、2つめの子どもの数が減っていて部活動が成り立たない部活動も出てくるのではないかというようなお話はごもっともでございます、そのとおりであります。現にこの前、コーチの方々そして競技団体の方々に3月6日に集まっていたいて、現段階では説明ですので、国として県としてこういう流れですよというようなお話をした時に、もう既に剣道は部員ゼロなのです。その他につきましても、中学校の部活動は吹奏楽、野球、卓球、バレー、剣道、この5つしか部活動を設定してございませんので、ボートとか陸上はそれはまた全く別で同好会、愛好会的なものでありますので、学校長としては5つの部活動で、来年度の見通しについても剣道はどうも部員がないのではないかと、現段階です。そういうことも含めて、先日の4町村の教育長会議におきましても、このことはもう毎回大きく話題になっているわけで、現に五城目中の生徒が井川中に行って合同で行っている部活動もあると、それから八郎潟では既にクラブ化しておりまして、それには秋田市とか五城目町からも子どもたちが来ているというようなこと等も含めて、大潟中

でも、小学校低学年それからこども園の数を見ても、それがいくつかの部活動に分かれると、これまでどおり球技等々主体とした部活動ができるかということは大変危惧されるところでございます。それについては4町村でやはり部活の統合と申しますか、例えば野球であればどこそこ、剣道であればどこそこと、これまでにあまり表立ってやってこなかったそれぞれの町村の枠を超えてのいわゆるクラブ化、これがもう必要になってくる時代だということで、ただ、そこで一番ネックになるのは移動手段であります。近いとはいえ、大潟から五城目まで行く、または井川から大潟に来るとかという、そういう移動手段なのですが、これははっきりした話でなくて、もしかするとそうではないかもしれませんが、五城目と井川の合同チームでやっているときに、毎日ではないようですが、放課後に五城目から井川に行くときはタクシーで移動していると、そして帰りは保護者が、仕事が終わっているので6時、7時になっていると思いますが、保護者が迎えに来るとこういうことになっていて、またタクシーとなるとやっぱりかなりの、距離が近いとはいえ、それが大潟の場合はまずそういうふうなものにマイタウンバスが活用できないかと、これは私の個人的な見解で何ら公にしているものではございませんが、大潟の場合を考えればそういうふうな方法も、これからは統合してチームを作るということになれば、これらをはじめいっぱい課題があると思います。それをひとつひとつ協力を得ながら克服していかなければならないし、議員ご指摘の、少子化による単独ではチームを組めないという時代がそこまで来ているような感じがしているのは私も同じであります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

ありがとうございました。そうですね4町村の中での話し合いでもそのような話が出ているということで、ちょっと具体的に丁寧にご説明いただいてありがとうございました。

やはり地域移行も大事なのですけれども、地域移行というのを考えた時に、そもそも地域で部活動が成り立つのかみたいな話にもなってくると思いますので、その点も含めて今後検討していただければと思いますし、逆にその部活動が、例えば4町村なのか周辺でうまくその地域というか、クラブ化なのか、ありますけれどもという形になっていなくて減っていくとですね、逆に今でもですけれども、村外、秋田市内のクラブチームに通ったりですとか、あと中学生よりもちょっと小さい子ですけれども、リトルリーグで秋田市内に出てやっている子どもとかもいるようですので、そういう形というよりは、近くで何か一緒にやることでできる、競技が維持できるとか増えていくというのはいいかなと思いますので、ぜひその点も地域移行に限らず部活動の課題として、併せて検討いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

特段、答弁はなくていいので、次にいかせていただいでよろしいですか。

【議長：丹野敏彦】

はい。

【6番：黒瀬友基議員】

続いて、議案に関してちょっと委員会が違うのでお聞きしたいのですけれども、13ページにある議案第4号、大湯村温泉保養センター設置条例の一部を改正する条例案についてです。

これについて何点かお聞きしたいのですが、温泉自体は収益売上としてはですね、入館料、使用料以外に、指定管理者によるその他の飲食ですとか物販、そこあたりもあって全体の収益が計算されているのかなと思うのですけれども、ここあたり使用料は使用料で、例えば設備の維持にかかるものを賄うだとか、飲食・物販はまた別の考えであるというそういう分け方、どこか線引きがあるのか。それともトータルでしっかりと収益を出していくというか、運営がしっかりなされていけばいいのかという考え方なのか、その点をまず教えていただきたいのと、その場合に、今回条例でこの使用料について出てきているのですけれども、おそらく飲食とか物販の金額に関しては指定管理者が定めるところなのかなと思うのですけれども、ここにどこまで、例えば価格設定だとか内容だとかについて村が関与されているのか、それとも自由にやられているのかということが2点目。そこがもし自由だとするならば、利用者からすると、例えば入館料だけではなくて、入館料とそこで食事をする、もしくは他のものを買うとかですね、そこ辺りも含めてトータルのバランスで、例えば利用者からすると満足度が上がるとかないとかという話になっていく中で、この条例で、制度上やむを得ないのかもしれないのですけれども、この使用料だけを定めている意味というのは何かあるのかという点を教えていただければと思います。

あともう1点、最後にちょっと細かい部分になるのですけれども、今回の使用料の改定の表を見させていただいてるのですけれども、これは「入湯料」となっていて、「入館料」ではないのですけれども、入湯しなければ入湯料はいらないという考え方なのか。そこあたりは多分いることになっていると思うのですけれども、今現状としては、そういうことはどこかで規定されているものなのか、すみません、最後のはちょっと細かい話なのですけれども、その4点を教えていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、石川課長。

【産業振興課長：石川歳男】

黒瀬議員の議案第4号、温泉保養センター設置条例の一部改正についてのご質問にお答えいたします。

まず入館料の今回の値上げについてですけれども、指定管理との関わりということでございますが、施設そのものについては施設使用料としては入館料ですね。条例で入湯、あ

とは部屋の区分に分かれておりますけれども、つまりは施設使用料を定めております。ただ施設全体の用途とすれば、食堂であったり、食事提供ということでそういった事業も実施できるような施設の造りにしておりますので、指定管理の募集においては温泉としての維持と、あとはその施設を活用した事業の展開をできる事業者の方を指定管理で募集しております。

そういう意味で、この入館料、施設利用料と事業収入で完全に分けてそこの施設をどう管理しているかということの明確な区分を設けていなくて、それはトータルでその施設の運営をしていくという考えであります。今回、入館料、使用料の値上げについてお願いをしているのは、全員協議会でもご説明したとおり、そもそも物価高、主に維持していく原油高、電気料、光熱水費がもう高騰してきているということで、入館者1人あたりに係る光熱水費が、もう入館料そのものになってきているという現状がありますので、施設の適切な運営、利用者の負担と受益を考えた場合に、もう少し値上げをさせていただきたいというお願いであります。

ということで、入館料と事業収入について明確に分けてその施設を運営しているかということではなくて、トータルで考えていきたいということがひとつであります。

それと、条例の表記の仕方ですけれども、いわゆる入館料については入湯という区分にしております。これはお風呂に入る場合にいただいて、お昼に食事だけ取りたいという方からは入館料は取っていないということであります。ですからお風呂に入る場合、今回の条例改正の額でいきますと500円をいただきますと、その他施設の使用料として部屋代ということになります。

以上であります。

質問の項目はこれでよかったですか。

【6番：黒瀬友基議員】

すみません、それでいくと飲食代などの価格設定に関しては村の関与という点では。

【産業振興課長：石川歳男】

失礼しました。

事業の中における飲食部門のやり方については、これは指定管理者の裁量の中でやられております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

わかりました。特段、入館料・使用料と、中の飲食との区分けがない形での収益をしっかり上げていくという形ということは理解しました。それでいくと、今回上げることが悪

いと思っていなくて、昨今の情勢であればやむを得ないかなというふうには思っているのですが、どちらかという村の方から聞こえている声というのが、これから上がった時にどう言われるのかわからないのですけれども、どちらかというこれまで飲食代がすごい急激に上がったことによることで結構皆さんの不満というか意見が出てきている部分がありまして、そうなった時に村の施設として考えた場合に、そこが指定管理者の裁量の部分ではあると思うのですけれども、そこも加味して考えなければいけないかなといった時に、それは指定管理者が収益を上げていく形で仕方ないのでしょうかけれども、これは法律上なのかどういう形なのかかわからないのですけれども、今回条例でこの入館料、使用料だけを定めるというか、むしろそこも指定管理者の裁量に任せの方がいいのではないかと思ったりもするのですけれども、それはやっぱりやりようがないものなのではないでしょうかというの1点。

あともう1点、すみません、先程の入館料の話ですけれども、今おそらく昼食などは入湯料をいただいていると思うのですけれども、宴会の場合だと多分自動的に入湯料は取られるような形ですけれども、そこは何かしらの条例としての規定があるものなのではないか。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、石川課長。

【産業振興課長：石川歳男】

黒瀬議員の再質問にお答えします。

今回の施設使用料の考え方ですけれども、上げること、これは制度上の話で、上げることイコール利用者にすぐそれが適用されるということではなくて、条例上は利用料金の上限額を定めるということのつくりになりますので、これは仮にの話ですけれども、仮に指定管理者の実施において入館者数がものすごく増えたということであれば、それは安くして条例の範囲内で定めたものの安い料金で運営するというのも、これは制度上は可能でございます。そういうつくりになっております。

もう1つ、食事の方についてですけれども、これは昨年来、これも物価高と括ってしまうとそれだけになりますけれども、そういった関係で食事代については5%から10%上がっているということで承知しております。ただ指定管理者においても努力といいますか、上げる一方ではなくて、上げた中でサービスメニューのようなものを設けて、それはお得感を出すような提供という努力もしているところでございます。

もう1点は宴会の入館料ですね。お昼の時は取らないのだけれども、部屋利用、宴会の時は取らせていただいています。というのは、宴会に入って長時間、2時間、3時間と館内におられますと、必ず入るかは必ず入らないのかというのはそこで分けがなかなかできないということもありますので、館内を利用して宴会をされる場合は、入館料プラス部屋代という形でやらせていただいているということでございます。これについては特に村

からの指示ということではなくて、指定管理者の運営の中でそういった対応をとっているということでございます。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

ありません。終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

2番、工藤勝さん。

【2番：工藤 勝議員】

2番、工藤勝です。

私から2点ほど質問したいと思います。

まず、3ページ、4ページにあります国民健康保険事業に係る要望についてお聞きしたいと思います。

先ほど、お2人の方からもこれに関しては質問がありましたけれども、まず村としても、いろいろなシミュレーションを出して、まず秋田県等に要望しているということではありましたが、やはり秋田県として今現在93万人を割り、2030年にはもう10万人減少するとも言われておりますけれども、対策によってその人口の増減はあると思いますけれども、そういった中で村としても何年ごろまでのシミュレーションを出しているのかどうか。それによってまず、先ほど北嶋課長の方からもあったと思うのですが、やはり令和6年からは、3年ごとに方針を変更していたところが6年ごとになるというお話もされていたと思いますけれども、やはりこれは6年の間にこれだけ人口が減少してしまったら大潟村にどれだけの負担があるのかということも私達はわからないところがありますので、そういったシミュレーション、そこまでのシミュレーションをしているのかどうかということと、他にも大潟村以外にも、このように同じような要望を出している市町村があるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

福祉保健課、北嶋課長。

【福祉保健課長：北嶋 学】

工藤議員の国保要望に関するご質問についてお答えいたします。

このシミュレーションを何年くらいまでしているのかという点につきましては、今のところこちらの方では令和9年までのシミュレーションを作成しているところです。これにつきましては菅原委員からもありましたが、提出するというところで、後でお見せしたいというふうに思います。

もう1点が、村以外でこういった要望をしている町村があるのかどうかという点ですが、こちらにつきましては、今現在、村の方で非常に特殊な事業納付金の割り出し方と申しますか、そういったところがされております。そういったことから、今現在ではこの要望をしている町村については、秋田県内では村だけということになっております。全国的にはちょっと把握はしておりませんが、秋田県の中ですので、村の方だけになっているかというふうに思っております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

工藤勝さん。

【2番：工藤 勝議員】

分かりました。まず村だけしかこれに関して要望していないとなると、ちょっと大潟村さんだけしかしていないということも言われかねないので、やはり北嶋課長の方からの先程の答弁だったと思うのですが、夏頃、秋までに令和6年からの方針が決まってしまうということですので、もう早めに様々なシミュレーションをして、様々なところに早めに要望していかなければ、もはやこの6年間、方針が決まってしまうということになりかねないので、そこら辺はしっかりとまず行っていただきたいと思えます。

そして保険税については上限額がまずあるのですけれども、やはり人口等の減少によって、統一されるのが令和16年からですか、今のところ決まっているのは。統一される前に上限が変動されてしまうと、また大潟村の方にどんどん負担が大きくなっていく、個人の負担が大きくなっていくと思えますので、そういった会議の中でこの上限が上がっていく可能性があるというお話も出ているのかどうか、お聞きしたいと思えます。

【議長：丹野敏彦】

福祉保健課、北嶋課長。

【福祉保健課長：北嶋 学】

工藤議員の再質の方にお答えしたいと思います。

先程の質問でもお話したのですが、令和5年度につきましては、従来の102万円から104万円まで上限がまた上がることになりました。これにつきましては、医療分、それから後期高齢、介護保険分、その3つの合算額で上限104万円ということで決められているわけですが、これにつきましては国の方で上限額を設定しているということですので、村の方で上限を押さえるですとか、そういった要望等は一自治体としてはできないということとなっております。これはまた全国的にその上限が決められているということになりますので、その分、ご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

工藤勝さん。

【2番：工藤 勝議員】

ありません。次の質問に移ります。

28ページにあります、社会教育、体育部門関連についての質問をしたいと思いますが、これについて、令和4年、昨年の予算では新体育館についての策定委員会について予算がまず活動費として付けられ、それについては先月、大潟村新体育館基本構想策定委員会の方から、県内の福祉施設の視察やアンケート結果を踏まえて、村長の方に基本構想が提出されたということで、これについては大潟村のホームページにも公表されているところであると思います。令和5年度、来年度についての予算を見たところ、ちょっとなかったように思うのですけれども、まず策定委員会から出された基本構想を受けて、大潟村としてはこの先どのように進めていくおつもりなのか。あとスケジュール的なものを教えていただきたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

北林教育長。

【教育長：北林 強】

工藤議員の質問にお答えいたします。

新体育館の件につきまして、基本構想策定委員会を4年度の6月に立ち上げました。その際にもお話ししたかと思いますが、すぐに建築というようなことではなくて、それから基本設計、実施設計等々がいろいろあるわけで、今年度は予算は計上してございません。これは基本構想の策定でございますので、アンケート調査、それから視察等々を鑑みまして5年度に基本設計というような状況にはなくて、議員もご承知のとおり、物価高の中で非常に原材料費その他も値上がりしてございます。そのことももちろん理由にはなるのですけれども、新体育館について基本構想を策定しただけでございます、これをどういう形で村民が活用するのが一番いいのかというようなことも含めて、5年度は準備段階で予算計上はしなくて、そこで1年間、情報収集それから基本構想を具体化するにあたっての課題等々を整理しながら、6年度以降に向けていきたいという方針でございますのでご理解いただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

工藤勝さん。

【2番：工藤 勝議員】

分かりました。この先もこれに関してはまず協議、検討していくということだと思えますけれども、その中において建設をしないという選択もあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

北林教育長。

【教育長：北林 強】

工藤議員の再質問にお答えいたします。

あくまでも基本構想でございますので、建設に向けての基本構想を策定したわけですので、ただし、これからの状況が大きく変わっていったりするとそういう選択も、少ない確率ではありますがあるかもしれませんが、現段階で教育委員会・村としては考えてございません。あくまでも現在の村民体育館は40数年経ておりまして、いろいろな考えをお持ちの方が村民にもいらっしゃいますが、かなりその利便性が良くない、それから耐震性もございませんので、その安全性の確保ということからも、これが20年先、30年先というわけには当然いかないわけですし、村民体育館ができて40数年経つという経緯を踏まえて、そして機能的で安全で健康的な今の時代に合った体育館の建設は、これは必然的に要請されているものであるというふうに思っていますので、現段階では断念することは考えてございません。建設に向けてどういう方法が一番いいかということ considering してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【2番：工藤 勝議員】

ありません。終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございますか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

次に、日程第31、「令和5年度大潟村歳入歳出予算特別委員会の設置について」を議題といたします。

委員会条例第5条第2項の規定により「令和5年度大潟村歳入歳出予算特別委員会」を設置して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、特別委員会の定数は、委員会条例第5条第3項の規定により、11名にしたいと思います。これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、特別委員会の委員の定数は、11名に決定いたしました。

次に、特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、私を除く1番から11番までの議員11名を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、私を除く1番から11番までの議員11名を特別委員会の委員に決定いた

しました。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第29号までを会議規則第39条の規定により、各常任委員会及び特別委員会へ付託することに、ご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって議案第1号から議案第29号は、お手元に配付しております「議事日程第2号」のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び特別委員会に付託いたします。

次に、日程第32、陳情第1号「日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情」から、日程第37、要望第1号「要望書（大潟土地改良区）」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。陳情第1号から第5号及び要望第1号については、会議規則第95条の規定により、お手元に配布しております「陳情等文書表」のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

(午後0時00分)

令和5年第1回（3月）大潟村議会定例会【第8日目】

1. 開議日時 令和5年3月15日（水）午後1時30分～午後1時33分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

2番 工藤 勝	3番 三村 敏子	4番 菅原アキ子
5番 松本正明	6番 黒瀬 友基	7番 菅原史夫
8番 戸部 誉	9番 齊藤 知視	10番 川 渕 文雄
11番 石井雅樹	12番 丹野敏彦	

計 11名

4. 欠席した議員の氏名（敬称略）

1番 山田照雄

計 1名

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
教育長 北林 強	
代表監査委員 佐々木秀樹	
総務企画課長 薄井伯征	税務会計課長 伊東 寛
生活環境課長 近藤比成	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 石川歳男	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第3号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項

「議案第22号 令和5年度大潟村一般会計予算案の訂正について」

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

ただいまの出席議員数は、11名で定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。お手元に配付しております議事日程のとおり、進めてまいります。

日程第1、「議案第22号 令和5年度大潟村一般会計予算案の訂正について」を、議題

といたします。

それでは、村長より説明を求めます。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

それでは、提出議案の訂正について、ご説明申し上げます。

3月8日に提出いたしました、議案第22号「令和5年度大潟村一般会計予算案」について、議案を訂正したいので、大潟村議会会議規則第20条第1項の規定により、議会の許可を求めるものです。

今回の訂正につきましては、予算特別委員会における審査の経緯を重く受け止め、再度、支援策を検討することとし、歳出において、商工振興費における新型コロナウイルス感染症対策雇用維持・事業持続化支援事業の事業費3千万円を減額するとともに、歳入において、その財源となる基金繰入金と同額減額するものです。

これにより、予算の総額を歳入・歳出それぞれ50億6千万円とするものです。

以上、議案の訂正についてご説明申し上げたところではありますが、詳細につきましては、提出しております事件訂正請求書に記載されておりますので、ご高覧いただき、許可賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

お諮りします。

ただいまの、「議案第22号 令和5年度大潟村一般会計予算案の訂正について」、許可することにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、「議案第22号令和5年度大潟村一般会計予算案の訂正について」、許可することに決定しました。

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

(午後1時33分)

令和5年第1回（3月）大潟村議会定例会【第10日目】

1. 開議日時 令和5年3月17日（金）午後3時00分～午後5時29分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

2番 工藤 勝	3番 三村 敏子	4番 菅原アキ子
5番 松本 正明	6番 黒瀬 友基	7番 菅原 史夫
8番 戸部 誉	9番 齊藤 知視	10番 川淵 文雄
11番 石井 雅樹	12番 丹野 敏彦	

計 11名

4. 欠席した議員の氏名（敬称略）

1番 山田 照雄

計 1名

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
教育長 北林 強	
代表監査委員 佐々木秀樹	
総務企画課長 薄井伯征	税務会計課長 伊東 寛
生活環境課長 近藤比成	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 石川歳男	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第4号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第1号 大潟村個人情報保護法施行条例案

議案第2号 大潟村個人情報保護審査会条例案

議案第3号 大潟村文化財保護条例案

議案第4号 大潟村温泉保養センター設置条例の一部を改正する条例案

議案第5号 定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第6号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

議案第7号 大潟村かんがい排水施設整備基金条例の一部を改正する条例案

議案第8号 大潟村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を

- 定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第9号 大潟村国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 議案第10号 大潟村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第11号 令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計への繰り入れについて
- 議案第12号 令和4年度大潟村一般会計補正予算案
- 議案第13号 令和4年度大潟村診療所特別会計補正予算案
- 議案第14号 令和4年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案
- 議案第15号 令和4年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案
- 議案第16号 令和4年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案
- 議案第17号 令和4年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案
- 議案第18号 令和4年度大潟村水道事業特別会計補正予算案
- 議案第19号 令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案
- 議案第20号 令和5年度大潟村水道事業特別会計への繰り入れについて
- 議案第21号 令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計への繰り入れについて
- 議案第22号 令和5年度大潟村一般会計予算案
- 議案第23号 令和5年度大潟村診療所特別会計予算案
- 議案第24号 令和5年度大潟村国民健康保険事業特別会計予算案
- 議案第25号 令和5年度大潟村介護保険事業特別会計予算案
- 議案第26号 令和5年度大潟村介護サービス事業特別会計予算案
- 議案第27号 令和5年度大潟村後期高齢者医療特別会計予算案
- 議案第28号 令和5年度大潟村水道事業特別会計予算案
- 議案第29号 令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計予算案
- 令和5年度大潟村歳入歳出予算特別委員会の設置について
- 陳情第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情
- 陳情第2号 消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める陳情書
- 陳情第3号 「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 陳情第4号 最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 陳情第5号 高収益作物生産振興に関する支援を求める陳情書
- 要望第1号 要望書（大潟土地改良区）
- 議案第30号 令和5年度大潟村一般会計補正予算案
- 意見書案第1号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書案

意見書案第 2 号 「特定商取引法平成28年改正における 5 年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書案

意見書案第 3 号 最低賃金の改善を求める意見書案

意見書案第 4 号 最低賃金の改善にあたり中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書案

発議第 1 号 大潟村議会の個人情報の保護に関する条例案

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

ただ今の出席議員数は11名であります。

これより、本日の会議を開きます。お手元に配付しております議事日程のとおり、進めてまいります。

会議規則第39条及び第95条の規定に基づき、各委員会に付託いたしました議案等について、会議規則第77条及び第95条の規定に基づき各委員長から審査報告書の提出がありました。

ここで日程を変更し、会議規則第37条の規定により、日程第34、陳情第 5 号を除く、日程第 1、議案第 1 号から、日程第35、要望第 1 号までを一括議題とします。

はじめに、総務福祉教育委員会に付託いたしました、議案第 1 号から第 3 号、議案第 5 号から第 9 号、議案第12号の関係部分、議案第13号から第17号及び陳情第 1 号についての審査の経過と結果について、総務福祉教育委員長の報告を求めます。

なお、各委員会に付託いたしました議案等につきましては、各委員長からの報告の後で採決いたします。

総務福祉教育委員長、5 番、松本正明さん。

【総務福祉教育委員長：松本正明】

5 番、松本正明です。

令和 5 年第 1 回大潟村議会定例会において、当総務福祉教育委員会に付託のあった議案について審査の経過と結果について報告いたします。

はじめに総務部門から審査を行いました。

議案第 1 号「大潟村個人情報保護法施行条例案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「今回の改正により具体的に何が変わるのか。」との質問に、「手続き上大きく変わることはないが、例えば個人情報の開示請求等があった場合の手続き方法について、様式等が国の雛形に則った様式に統一されるといった点や、大規模な情報漏洩等の事案があった場合、個人情報保護委員会に対して報告義務が発生するといったことが変更点になっている。」とのこと。委員より「例えば個人情報の開示請求があった場合に、

その可否について今までは各地方自治体の判断で行っていたものが今回統一され、個人情報保護委員会で決めるということか。」との質問に、「現行の個人情報保護条例においても審査会の規定があり、実際に審査会が設置されたことはないが、例えば個人情報の開示請求があつて、それに対して諮問庁である当局が不開示等の決定をした場合、必要に応じて条例に基づき審査会が開かれ、その不開示が正しいかどうかの審査を行うという形になっていた。今後は審査会条例の形で別途設けられることになるが、基本的に行われる手続きには変わらない。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第1号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号「大潟村個人情報保護審査会条例案」について、当局の説明を受けた後、質疑に入りました。委員より「現行条例で審査会が開かれたことがないとのことだったが、5人のメンバーはどのような構成だったのか。」との質問に、「現行の条例において審査会に定めがあるが、審査会自体開かれたことがなかった。メンバー自体も現在のところ交渉、選任したことがないのが実情である。」とのこと。委員より「いざ審査会を開く場合は、有識者等を選出されるのか。」との質問に、「審査会については第4条に定めがあり、優れた識見を有する者のうちから村長が任命するということになっている。有識者を含め法令関係に詳しい方に、村内外問わずお願いすることになる。」とのこと。委員より「条例には罰則規定を明記してもよいのか。1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せるとなっているが、法律的な裏付けとは別にこのような形で条例の中に入れ込むことができるのか。」との質問に、「罰則については、今回審査会について定めるのは全国の自治体で行われることだが、国や個人情報保護委員会から、事前に罰則について設けることができると説明があつた。その場合は検察庁との協議が必要であり、現在検察庁との間で事前協議、本協議が終わっており、条文として法令上問題がないと確認が取れている。本定例会で可決後、この条例を検察庁に提出し、法令に基づいた処理を行って効力が発生する流れとなる。」とのこと。委員より「個人情報保護委員会と個人情報保護審査会の役割の違いは。」との質問に、「現行では個人情報保護委員会は民間事業者のみの個人情報の法令に基づくものを所管する組織として定められていた。今回の見直しにより、民間事業者や国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等を全て所管する形に変わっており、併せて今まで条例で定められていたものも上位の個人情報保護法の定めによることとなっている。実際の個人情報保護委員会の役割は、各組織の監督、助言等を行うようなものとなっており、個人情報審査会についてはその団体の中で請求等があつた場合に審査を行うことになっており、役割はそれぞれ違うものとなっている。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第2号は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号「定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を

改正する条例案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「前回の12月定例会にこの条例を出す必要があったのでは。」との質問に、「今定例会に提出する理由は、秋田県総合事務組合の退職手当に関する条例改正との兼ね合いがあり、総合事務組合の退職手当に関する条例の改正が2月に可決された。退職手当に関する条例中に早期退職募集の規定があり、各構成団体はそれに準じて今回の定年前に退職する意思を有する職員の募集に関する規定をしている。このため、秋田県総合事務組合が早期退職年齢を引き上げる改正を行った後に村が改正しなくてはならなかったという理由で今回上程した。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第5号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号「大潟村かんがい排水施設整備基金条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明を受け、質疑に入りました。委員より「基金を有価証券に換えることができるようにするのは、長期にわたって運用できるという理由か。また他の基金については。」との質問に、「かんがい排水施設整備基金は、事業終了後、負担金の支出に対して行うもので、20年後の令和25年あたりを予定しており、その間は積み立てていくだけになる。今回長期に取り崩す予定がなく、有価証券で運用を実施しようとするものでこの条例案を整備した。他の基金条例については、財政調整基金などいくつかの基金条例には既にこの条項が整理されているものもあるが、基金の種類によってはこの条文があったりなかったりという状況である。他の市町村でも同様のようで、基金の種類によって様々だが、村のかんがい排水施設整備基金条例にはこの条項がなかったため今回追加した。」とのこと。委員より「利率のシミュレーションは。」との質問に、「現在2億円ほど基金の残高があり、仮に毎年5,000万ほど20年間積み立て続けた場合、今の形で銀行に定期預金で預けた運用利息は20万円ほどである。債券の運用では7,000万円位の見込みである。今後の利率によっても変動するがあくまで予算編成時時点のシミュレーションである。」とのこと。委員より「国債を想定しているが、途中資金が必要になった場合は。」との質問に、「資金が必要になった場合の基金の取り扱いについては、かんがい排水基金は特定目的基金で一般財源として使うことができないため、財源不足等の場合は財政調整基金等での対応になると思う。」とのこと。委員より「国営事業の後、県営事業が行われた場合、工事完了後すぐ償還が始まると思うが、その部分についてはその時の財政状況によって判断するのか。」との質問に、「支払時期の財政状況やその時にどういう起債の仕組みがあるかによって、必要な分の起債を起こして交付税措置を受けながらその後償還し、場合によっては繰上げ償還を行うなど対応し判断することになると思う。」とのこと。委員より「国営の工事は20年という工期で、工期が伸びる可能性もあるが、その場合は猶予期間の後、支払期間も伸ばすということか。また、仮に伸びた場合は国債をそのまま保持しておくのか。」との質問に、「国営事業は令和21年度に工事本体が完了し、22年度から3年間につ

いて施設機能監視期間を設けている。特に軟弱地盤上に設置した用水路について、施工した後、適切にその機能が維持されているか3年間様子を見る期間である。25年度から負担金が発生する。当初負担金も工事完了後からの支払いとなるため、国債の積み立てでも20年満期であれば元金が戻ってくるが、その後、短期間で有利な運用ができるのかその時の財政状況にもよるが、いずれ基金として置いておき返還時期が来れば基金で返還する。」とのこと。委員より「国債の購入依頼があったのか。」との質問に、「購入依頼はなかったが、証券会社から説明は受けた。県内でも相当数の自治体がすでに実施している。長期間保有する基金の性格上、国債をはじめとした有価証券で運用した方が財源確保に資するものと考え、今回条例を提出したところである。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第7号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」の、総務福祉教育委員会部門に係る関係部分について、当局より説明を受け、質疑に入りました。

総務課部門において、委員より「ふるさと納税がどこの市町村も増加している中、ふるさと応援基金の寄附が大幅に減額されているが、下がっている要因は何か。」との質問に、「ふるさと応援基金寄附金は1億4,000万円の実績を見込んでいる。今回減額となっている要因は村内事業者の協力を得て返礼品の充実に努めているが、ほかの自治体との寄附の獲得競争になっているのが現状である。寄附額は前年度比90%である。」とのこと。委員より、「寄附額の減少は餃子計画の餃子の影響が大きいと思うが、HPを見るといつも同じ写真であるが、食べてみたいと思えるような工夫ができないか。」との質問に、「事業者によってそれぞれ加工した写真を載せているが、食べてみたいと思えるような写真に工夫するなど寄附者の目に留まるように努力していきたい。」とのこと。委員より「過大借入れを起こしていたとのことだが。」との質問に、「平成28年度に地方公共団体金融機構より250万円の借入れを行っていたが、昨年11月に当機構から依頼を受けた秋田県により貸付け用途状況調査が行われ、本来の借入金額は200万円が正当額だったところ250万円の借入れを行っており、50万円分の過大借入れが確認された。当該資金についてはすでに元金償還が始まっており、既に償還した元金分を除いて41万4,000円を今回繰上償還する予算となっている。」とのこと。委員より「公債費の利率が下がり元金が不足したとは。」との質問に、「財政融資資金について、利率変更に伴い今回元金を増額補正しているが、元利均等償還により借入れを行っているため、利率が下がることで元利償還分に係る利子分が減少し元金分が増額することによるものである。」とのこと。委員より「青色申告会補助金の増額について、JAのシステムを分けるための補助を村が負担するということか。また村が負担すべきものなのか。」との質問に、「今回JA大潟村がサイバー攻撃を受け、今まで同一だった回線やシステム関連機器をJAから分離する等の指導が農林中央金庫からなされたということだった。ネットワークを分離する初期費用として、

ルーター等機器の更新をしなければならず、それに関して村にも協力をお願いしたということであった。協議をした結果、初期費用に限り支援することとした。申告業務の事務を青色申告会で担っている部分もあり、税務事務の一部も協力してもらっている。周辺町村の青色申告は大体商工会が相談に乗っているが、JAでできなくなる場合は役場税務で対応せねばならず、支障をきたすことも考えられる。今後の維持費はJAの負担とし総合的に判断した。」とのこと。委員より「地域おこし協力隊に関し、予定した人数が集まらず活動費補助金の大体3分の1位しか使われていないが、活動がどのように行われたのか。」との質問に、「活動費補助金については、1人当たり50万円を上限に活動費補助を行っているが、当初4名分の200万円を予定していた。今回実績に伴い130万円を減額するものである。カタマルシェの開催や視察研修、国際交流員の方と一緒に交流会を開催し、それぞれの活動に応じて補助金を交付した。」とのこと。委員より「東京農業大学との包括連携協定事業が58万円の減となっているが。」との質問に、「旅費や食糧費、講師の謝礼代で予算計上していたが、オンラインでの打ち合わせやミーティングを行ったため実績がなかったので減額とした。」との質疑、意見が出されました。

次に、福祉保健課部門の審査に入りました。

議案第9号「大潟村国民健康保険条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明を受け、質疑に入りました。委員より「病院によって多少は違うと思うが、現在の出産費用の自己負担はどの位か。」との質問に、「現在の出産費用の平均は大体45～47万円程度である。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第9号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」の福祉保健課に係る関係部分の審査に入りました。当局の説明を受け、質疑に入り、委員より「エネルギー・食料品価格高騰対応緊急支援事業の扶助費と電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業の扶助費は、低所得者向けの事業か。」との質問に、「エネルギー・食料品価格高騰対応緊急支援事業については、住民税非課税世帯の方とひとり親世帯が対象で、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業は住民税非課税世帯が対象である。」とのこと。委員より「エネルギー・食料品価格高騰対応緊急支援事業で57世帯、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業は90世帯で対象範囲の広い方の実績が少ないが。」との質問に、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業については、施設の入所者や県立大生も対象として入っているため、その分実績が増えた。」とのこと。委員より「保健センター費の繰越明許で、健康管理システムの健康カルテのデジタル化も行うということか。また、母子モと連携させるのか。」との質問に、「健康管理システムについてはデジタル化を行う。出産・子育て応援給付金の交付を受けるためのアンケート等の記入内容や、必要な情報を健康管理システムで管理していくが、母子モの連携は交付

金の上限が200万円で、母子モの連携を行うには総額で360万円の経費が必要との見積もりだった。村の出生数が年間10人から20人程度であり、村の持ち出しが160万円ほど掛かるのは費用対効果の面で疑問があるということで、今回の補正で計上したものに留めている。」とのこと。委員より「母子モをスマホに入れて、お母さん方がそれ1つで検診や予防接種など全ての子育てに関わるものが全部情報発信され、様々な情報が全部カルテに入ってくるのが国の進めるデジタル化ではないのか。いずれは取り組まなければならないと思うが。」との質問に、「予算査定の際に認識が少し甘かったと思う。国のデジタル化に向けて本来であれば多少の持ち出しでもやるべきだったと思う。費用対効果を考えてしまった結果である。」とのこと。委員より「既に申請したのか。」との質問に、「現在はまだ申請しておらず、4年度中に事業化し改修できないということで繰越明許とした。」とのこと。委員より「それならば連携も含めて来年度に何か考えた方がよいのでは。一般質問でも出ているように、子育て支援への様々な要望が保護者から出ており、要望に沿えるものは検討すべきであると思う。母子モ1つで全て賄えるのであれば、今回補助金を満額使って全部デジタル化する前提で何か方策はないのか。」との質問に、「申請は5年度中となっており、申請期限ははっきりしていないが6月議会の際に再度精査し、申請できるものであれば補正等で対応していきたい。」とのこと。

次に、議案第13号「令和4年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について当局の説明を受けました。

質疑・討論はなく、採決に入り、議案第13号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号「令和4年度国民健康保険事業特別会計補正予算案」について、当局より説明を受け、質疑に入りました。委員より「国保税の歳入で、一般会計の村税は増額補正しているが、国保税も平等割や所得割があると思うが、大きな減額補正となっている。村税の算定と国保税徴収の関係はどうなっているのか。」との質問に、「補正額の誤差について、一般会計の住民税の当初予算の組み方は、過去の実績や農業所得の見込みによって積算しているものである。一方で国保税については県の納付金額が内示額として示され、そこから歳入部分について、福祉保健課でほかの歳入部分を引いてなお残った部分が税必要額で、それを県の割合どおり予想額としているのが1点目。今回差額が出たのは元々村民の急激な負担増を避けるために基金の繰り入れを視野に入れて税率を設定していた。そのため予算額と調定額にどうしても差額が生じてしまう。さらに6月の条例改正の際に説明した4,600万円の基金の繰入を想定して税率改正を行ったが、当初算定した際の所得よりも減収が大きく出てしまったことにより、実際のシミュレーションより2,700万円ほど差が生じてしまったことが付加後に分かった。」とのこと。委員より「村税の所得の傾向が必ずしもリンクしないと思うが、国保税の所得割もある中で情報が共有されてもよいのでは。」との質問に、「金額については国保連合から連絡が来て、その金額をもとに税務

会計課が積算等を行うが、十分協議しながら行っている。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第14号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号「大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について、当局の説明を受けました。

質疑・討論はなく、採決に入り、議案第15号は全会一致のより可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号「大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」について、当局の説明を受けました。

質疑・討論はなく、採決に入り、議案第16号は全会一致のより可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号「大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案」について、当局の説明を受けました。

質疑・討論はなく、採決に入り、議案第17号は全会一致のより可決すべきものと決しました。

次に、教育委員会部門の審査に入りました。

議案第3号「大潟村文化財保護条例案」について、当局から説明を受け、質疑に入りました。委員より「村は誕生して60年近く経ち、歴史的にまだ浅いが、今すぐ指定すべきものがあるのか。また個人の所有物が指定される場合、何か制約があるのか。また指定された際に拒否する権利等はあるのか。」との質問に、「村の文化財指定については現在のところ特にはない。条例案第3条に『指定する場合、教育委員会は所有者の同意を得なければならない』とあるので、同意があつて初めて指定することになる。例えば家屋であれば、改修する際に、文化財的に特徴的な部分を変更する場合は教育委員会に申請して許可を得なければならない。文化財の改修に多額の費用が発生する場合には、村からの補助金という形で負担しながら文化財を保護しようとするものである。」とのこと。委員より「指定された場合は、看板などで表示するのか。」との質問に、「重要なものを村で指定した場合は、文化財保護と活用が文化財保護条例の目的であり、看板等を設置し多くの人に見てもらい取り組みも併せて指定という考えになると思う。」とのこと。委員より「例えば入植者が出身地から持ち寄ったものも対象か。」との質問に、「なり得る。」とのこと。委員より「文化財の定義として4項目あるが、記念物や動植物について生殖地や繁殖地と書かれている。現在、国営事業が行われているが、文化財の指定により工事に支障が出てくるのか。」との質問に、「申請に当たっては機械的に行うのではなく、関係者と協議し進めることになる。条例が優先ではなく貴重な文化財を守る目的ではあるが、工事も当然優先すべきものである。」とのこと。委員より「以前進めていたラムサール条約の締結の認識があり文化財の意識がなかったが、仮に文化財になった場合、村の意向で保護し、

できるだけ手を加えず補助金を活用しながら行うということか。」との質問に、「必ずしも補助金が必要でないものもあるが、例えば方上地区にイトクズモという植物があるが、国内でも貴重な植物で準備委員会でも話題となった。どのように保護するかは、文化財保護条例が制定され、委員会ができれば協議をして進めていくことになる。色々な植物等々も対象になるが、あくまで文化財保護の観点である。以前ラムサール条約を進めた時に猟友会の方々から多くの意見を伺った。条例優先ではないことを理解していただきたい。」とのこと。委員より「村民より様々な時期に文化財の提案があった場合、そのつど審議会を開くのか。審議会を開く条件は。」との質問に、「文化財の審議に当たっては、大潟村文化財保護審議委員会を設置し、指定するのは教育委員会なので、そのような文化財が出てきて初めて審議会に意見を求めることになる。窓口は教育委員会であり、教育委員会内で文化財に該当するか審議し、必要に応じて審議会に諮るということである。」とのこと。委員より「管理又は修理の補助の部分で、多額の経費を必要とする場合で負担に耐えられない場合は、予算の範囲内で補助金を交付することができるとなっているが、あらかじめ修繕費を積み立てておくのではなく、文化財に修繕が必要となった時に予算を組んで補助金を交付するということか。」との質問に、「条例が制定されたのち、3月の定例教育委員会で施行規則も上げることになっている。その中で大潟村文化財保護審議会の会議、各種届出の様式を定めるが、管理者に多額の費用が必要となった時には教育委員会に申請することになっている。教育委員会でその予算が必要と認めた場合には、当初予算もしくは補正予算で審議し、補助金を予算化し交付する流れとなる。」とのこと。委員より「修繕にはかなりの額が必要とされた場合を想定し、指定された後の所有者が自ら文化財指定の解除を申請できる文言を入れておくべきでは。」との質問に、「色々なケースが想定されるので十分考慮していきたい。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第3号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局より説明を受けました。

質疑・討論はなく採決に入り、議案第6号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号「大潟村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」について、当局より説明を受け、質疑に入りました。委員より「今までは罰を与えることが許されていたということか。」との質問に、「懲戒権の規定はしつけを理由にその児童に対して何か行為をする場合には、身体的苦痛や人格を辱める等の行為をしてはならないとの書きぶりであった。しかしその懲戒という行為そのものについて記載が今後できなくなった。これまではしつけを理由に権利を濫用してはならないという書きぶりであったが、しつけだったら濫用でなければ良いという捉

え方ができる内容だったため、その部分を削除したというイメージである。」とのこと。委員より「懲戒権の文言を削除し、逆に懲戒してはならないという文言がなければ、懲戒権自体が肯定も否定もされない状態になるのではないか。」との質問に、「懲戒が必要な場合もあると思うが、指導及び教育の中で行っていく捉え方であり、第25条に虐待等の禁止の文言が既にあるので、しつけを理由とする体罰自体が否定されている。しつけを理由に罰を与える権限を濫用してはならないが、濫用していなければ罰を与えてもよいという捉え方ができる条文を削除するということである。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第8号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」の教育委員会に関わる関係部分について審査しました。

当局から説明を受け、質疑に入り、委員より「国際教育推進事業と芸術鑑賞教室鑑賞料の全額減額理由は。」との質問に、「国際教育推進事業については、国際教養大学と小・中学校の交流事業で、今年度は新型コロナウイルスの影響でオンラインでの交流を実施し、移動を伴っていないため全額減額した。芸術鑑賞教室鑑賞料については、今年度無償で対応して頂いたため全額減額した。どちらも事業は実施した。」とのこと。委員より「こども園の会計年度任用職員の報酬の減額は、コロナの影響によるものか。」との質問に、「会計年度任用職員の働き方が様々であり、年度によって増減が生ずる。加えて、当初パート職員として見込んでいた方が常勤職員となった経緯もあり、大幅な減額となった。コロナによる影響ではない。」とのこと。委員より「保育士の不足による減額ではないのか。」との質問に、「こども園において全国的には不足している現状だが、今年度については保育士不足による減額ではなく適切に対応できた。」とのこと。

質疑を終結し、教育委員会部門の審査は終了しました。

関係各課が入場したのち再開し、討論はなく、議案第12号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」の総務福祉教育委員会部門の採決に入り、議案第12号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に陳情について報告いたします。

陳情第1号「日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情」の審査に入り、委員より「普天間基地の危険性は前から言われている。辺野古への移設も動いているが、危険がないように意見を出すべき。」との意見や、「非常に危険な沖縄において子どもたちを守っていくことに賛同。」との意見や、「保育園や小学校の上空を飛行することに当然配慮すべきで、子どもを守りたいということで賛成。」との意見や、「危険な状況が続いていることを何とか解決したいと思うので賛成。」との意見や、「全体的に学校・子どもの環境を整備することと安全を守るのが大事。」との意見が出され、採決の結果、全会一致により陳情第1号は

採択すべきものと決しました

以上、当委員会に付託のありました議案の審査経過と結果について、報告いたします。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの総務福祉教育委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

次に、生活産業委員会に付託いたしました、議案第4号、議案第10号から第11号、議案第12号の関係部分、議案第18号から第19号、陳情第2号から第4号及び要望第1号についての審査の経過と結果について、生活産業委員長の報告を求めます。

生活産業委員長、4番、菅原アキ子さん。

【生活産業委員長：菅原アキ子】

4番、菅原アキ子です。

令和5年第1回大潟村議会定例会において、当生活産業委員会に付託のありました、議案及び陳情・要望について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

はじめに、生活環境課部門から審査を行い、その後、当局が入れ替わって、産業振興課、農業委員会の産業部門の順に行いました。

議案第10号「大潟村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「今回の条例改正は国の改正を受けてのものか。前はいつ改正しているか。」との質疑があり、当局より「国の施行令は3年に一度改正されており、村も3年に一度で、前は令和2年3月に改正している。」との答弁でした。委員より「電柱は電圧の関係で分かれているのか。公共用地に立つ電柱に関するものか。」との質疑があり、当局より「電柱にかかっている電線の数により区分けがされている。記載されているものは全て公共用地に立っている電柱の使用量を示していて、道路脇などに立っている電柱の占用料を今回改定するものになっている。また、その他の行政敷地は行政財産の使用料という形で別途条例を定めて徴収している。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第10号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第11号「令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計への繰り入れについて」、当局の説明を受けた後、審査に入りましたが、特に質疑も討論もなく、採決の結果、議案第11号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」の当委員会に関係する部分の審議に入り、生活環境課の説明を受けた後、審査に入りました。委員より、繰越明許になった理由と、現状どこまで事業が進んでいるかについての質疑があり、当局より「現状としては、社会情勢により各種資材の高騰、電力費の高騰、加えて熱供給の部門ではデンマーク製のボイラーが当初想定していた事業費よりも膨れ上がっていることは事実である。

昨年12月に、熱供給部門についてはプロポーザルという形でオーリスにおいて公募を行い、発注作業を行っている。受注予定者の方とは、融資に対する承諾がまだ金融機関からいただけていない状況にあるため、設計等契約の請負契約がプロポーザルを実施して選考した事業者とまだ契約書という形で結べていない。一方、屋根置き太陽光パネルおよび蓄電池については先月、実施設計を指名競争入札という形でオーリスにおいて発注を開始したところである。残りの公用車のEV化および施設のZEB化、ゼロエネルギービルディング化については、先に説明した部門ほど事業を進めることができなかった。」との答弁でした。委員より「大きく4つほどの事業があったと思うが、事業費が膨れ上がっていることを考慮して、その中でどれか1つ事業の中止はできないのか。」との質疑があり、当局より「責任のあるお答えはできかねるが、現時点では、計画実施の可否を含めて国の方にそうした協議をするという予定はない。」との答弁でした。委員より「国からの補助が48億近くと、自己資金20億程度の約70億という総事業費だったと思うが、事業費が膨れ上がり、増えた部分については自己資金で負担するということでよろしいか。」との質疑があり、当局より「資金面に関してはこの先、重要なことになっていくと認識している。あくまで当初の交付金の中でのやりくりで、そこから増加した分については自己資金での工面が基本になっていく。」との答弁でした。委員より「パネル、蓄電池、EV車を含めて、オーリスの所有になるとのことだが、維持管理を含めて全てオーリスが実施するのか。オーリスが所有する施設の維持管理を村が担うことはないか。」との質疑があり、当局より「村で維持管理をする想定はしていない。」との答弁でした。委員より「事業を進める上で融資を受けられるかどうかが一番重要だと思うが、融資のめどは立っているのか。」との質疑があり、当局より「はっきりとした日にちは決まっていないが、金融機関とオーリス間で詰め作業まで来ていることは確かと思う。」との答弁でした。委員より「事業試算の詳細について、議会に対してはいつ頃提出されるか。」との質疑があり、当局より「金融機関から融資をいただけた場合に提出できると思う。」との答弁でした。委員より「5年度でこの事業は変更することはないと村長から伺っている。村民との懇談会の時も村民の方から事業を心配する声があった。秋頃までにはオーリスの方で事業試算の詳細について示すことができるのではないかと説明であったが、村民からの評価をいただく観点から、村長同席の説明会は必要ではないか。」との質疑があり、当局より「そのとおりで、明確な時期はお答えできかねるが、会社内での報告だけではなく、村民に対する説明は必要だと認識している。」との答弁でした。委員より「無代掻き栽培等補助金について、当初の予定よりも実施する方が少なかったのか、または申請をした農家の事情で実施できなかったのか。どちらの要因が大きいのか。」との質疑があり、当局より「2つの要因がどちらも理由として考えられる。」との答弁でした。

質疑を終結し、次に、議案第18号「令和4年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「昨年は水不足の問題があ

ったが、今の水量はどのような状態か。」との質疑があり、当局より「水量は八郎湖の水位を止めると多くなる傾向にあり、現在はまだ水位が低い状態となっているため、水量が一番多い時に比べれば明らかに下がっている。」との答弁でした。委員より「去年の実績で、水量が一番少ない時でどのくらい容量があったのか。」との質疑があり、当局より「浄水場ろ過池には約1,500トン程度の貯水ができるが、昨年度、最も貯水量が減った時は200トン程度だった。」との答弁でした。委員より「昨年はコロナ等で温泉がフル稼働していなかったことを考えると、水量の確保が難しいのではないか。」との質疑があり、当局より「昨年度、使用量が多かった村内米飯工場の使用予定水量等を考慮すると、今年度は温泉等に時短営業をお願いしなくても対応は可能であると考えている。また、場合によっては今工事発注している水源増補の部分を仮設で動かして、取水量を確保したいと考えている。」との答弁でした。委員より「昨年度は1台分しか取水できなかったようであるが、2台でポンプ場まで送れば十分水は使えるのか。」との質疑があり、当局より「1台分の送水量であったことは事実だと思う。今回、仮に仮設で現在工事している部分から取水ができれば2台で送り込むだけの水量は確保できるようになるので、場合によってはその仮設のポンプを利用して今年度も凌ぐ形も視野に入れて水源の確保に努める。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第18号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第19号「令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案」について当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「西2丁目の広場内マンホールを大型化してガスが発生しないようにした方が、何度も修繕するよりはいいのでは。」との質疑があり、当局より「この西2丁目のマンホールは普通のものより大きなものになっている。今のところも機能が麻痺している訳ではなく、今回の工事で改築されれば同じようにこのインバートを汚れが流れるように機能改善され、滞水状態も解消されるので大規模な工事を行う必要はない。」との答弁でした。委員より「今回の地盤改良は仮設のものか。他の方法でさらにコストを抑えることはできなかったのか。」との質疑があり、当局より「今回の地盤改良は仮設のもので、今回はマンホールの修繕が本来の目的なので、最小限のコストで目的の効果を得るためにはこの工法が一番妥当だと、工事業者、積算資料作成業者、大潟村の3者で協議して決めた内容となる。」との答弁でした。委員より「硫化水素ガスの発生はこの改築で大丈夫なのか。温暖化等の気候変動で発生が不定期になることはないのか。」との質疑があり、当局より「このマンホールで硫化水素ガスが発生している要因は、水が常に滞水していることによってガスが発生していると思われる。なお、気候の変動でガスが発生するといったことは確認できていないが、大雨などでマンホールに負荷がかかった際は担当課技師で点検するようにしている。」との答弁でした。委員より「西2-2の広場のマンホールは改築したことがあるか。」との質疑があり、当局より

「現存の資料では改築されたという確認は取れていない。」との答弁でした。委員より「このような箇所は他にはないのか。」との質疑があり、当局より「5年に一度、法律で点検の義務がある。管路調査については平成25年に行っており、それが平成27年から続いていた管路改築工事となった。今後は交付金を活用しながら改築を行える状況を整えて、然るべき時に管路調査を行いたいと考えている。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第19号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、産業振興課、農業委員会の産業部門の審査に入りました。

議案第4号「大潟村温泉保養センター設置条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明を受けた後、委員より「コロナ禍以前と比較して100円値上げした時に、どの程度収入増となるのか。また、利用回数券と期間限定利用券について、もう少し割安感を出すことはできないか。」との質疑があり、当局より「今回の改正により見込める増収効果は単純計算で1,745万4千円増の試算となっている。期間限定利用券については1万5千円に値上げとなるが、2ヶ月間で60日入ることができるとして、1回あたりの単価が250円になっている。この250円の中には入湯税もあるので、実際に施設の収入となるのは100円程度を見込んでいる。1日2回入る方もいると聞いており、現状でもかなりお得なのではないかと認識している。回数券については、11枚綴りということで10回分の料金をいただいて11回入れるという考え方で実施している。基本的には1回分サービスという考え方は変えないで料金の改定をさせていただきたい。」との答弁でした。委員より「子育て支援ということで、子どもの料金を当分の間、据え置くことはできないか。」との質疑があり、当局より「今回の利用料改定の趣旨は温泉保養センターの適正な運営・経営を目指すもので、物価の高騰などを踏まえ今回の金額になっている。利用料金は指定管理者が定めることができることになっており、あくまでも指定管理者の裁量となるが、意見はお伝えしたい。併せて、子育て支援ということで、福祉あるいは教育において昨年以上に手厚い事業展開で予算を計上させていただいている。子育て支援と施設の適切な運営でそれぞれにおいて考えていきたい。」との答弁でした。委員より「利用料金の改定と合わせて、営業時間も朝6時から夜9時までに変更するということが、管理者のルーラル大潟からの提案か。」との質疑があり、当局より「営業時間の短縮については、施設の方から相談があり、夜9時から10時の利用者が比較的少ないこと、職員の労働環境を整える観点から、時間を短縮しても差し支えないということになった。また、周辺の類似施設についても大体9時で終了しており、村の利用者が減少するということがあまり考えられないだろうということで現在検討している。」と答弁でした。委員より「宴会は夜10時まで引き続き施設内にいてもいいのか。」との質疑があり、当局より「現状では夜9時までの利用になっており、時間短縮営業になった際も夜9時には退館していただくことになる。」との答弁でした。委員より「入館料と入湯税に関して、夜、宴会に来た人たちからも温泉に入らな

いという約束のもと、徴収しないというのはできないか。温泉に入るときには別料金をいただくという形にしておいた方がいいのでは。」との質疑があり、当局より「入湯税なのでお風呂に入った人からもらうことになるが、30人で宴会を開くとして、30人から聞き取りをして、それが本当にそうなっているのか確認のしようがないというのがある。運営の仕方としては温泉施設の中での飲食なので、入る時に入館料として入湯税も含むという体系になっている。ただし、お昼時については食事のみで入館される場合には徴収していない。宴会時にまでそちらを広げると管理が煩雑で、利用者の方に不快感を与えてしまうような対応が出てきてしまうことも考えられる。」との答弁でした。委員より「料理はどうかと聞かれた時、料理は6千円をお願いしたいと言い切るのと、それプラス部屋代と入館料がかかると言われると、全て込みで6千円をお願いしたいというのでは、受け方が違うと思う。今後の課題として、そういうものも含めて検討してほしい。」との意見があり、当局より「来年の入館者数は17万9千人を見込んでいるが、以前は普通に20万人を超えていた。20万人からずっと減ってきているので、今のご意見もサービス向上の一環であると捉え、入館者数の増加あるいは維持していく観点において、どういったサービスをやっているのかというのは検討が必要である。」との答弁でした。「委員より、宴会でかなりの人が温泉を利用していないのに、入湯税を払っている。宴会をする人は250円にする等、配慮した方がいいのでは。」との意見があり、当局より「入館料には入湯税も含まれている。入館料を300円にしても、施設の指定管理者はそのうちの150円を村に収めなければいけない。そのあたりの制度の仕組みも勉強しつつ、どういった対応、サービス向上ができるのか勉強させていただく。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第4号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」の当委員会に関係する、産業振興課、農業委員会に関する部分について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「低コスト技術等導入支援事業の30ヘクタールの要件は変わらないのか。」との質疑があり、当局より「30ヘクタールの要件は変わらない。」との答弁でした。委員より、県費100%であるのは十分わかるが、30ヘクタールに届かなくても頑張っている農家はたくさんいる。この県の事業は、農業機械の半額を補助してくれるので、大変なメリットがある。県の大規模農家を目指す、低コスト化を図る事業であることは十分理解しつつも、疎外感を感じる村民の声が聞こえている。当局はこれに対してどのように感じているか。」との質疑があり、当局より「低コスト技術等導入支援事業においては30ヘクタールの水稻作付という要件がある。しかしながら大潟村においては大規模経営ということで、15ヘクタールを基本に営農してきており、この事業の要件には乗れないので、当局としても非常に歯がゆい気持ちで執行している。県には機会があるごとに大規模経営の括りであれば、もう少し実情を勘案していただきたい旨は申し上げている。全県地域を見た場合に、地域

の担い手というのは地域の農地を集めて展開してきており、集落営農に近い形で行っているので、その場合だと30ヘクタールというのは軽くクリアして100ヘクタール近い形態も出てきている。そういった担い手を育てていく県の方針の中に、今回の低コスト化、スマート農業の技術も入れていくという事業の設計になっていると思われる。ただ、全県的に見るとそうであっても、大潟村は最初から大規模経営ということで入植しているので、何らかの事業が活用できるような方策を取ってほしいということは県に伝えてはいるが、難しい現実がある。」との答弁でした。委員より「ルーラルの改修工事の実施は当初予算の段階で把握していなかったのか。」との質疑があり、当局より1年前の段階では、概ねこのくらいだというような話だけであったが、実際に設計を組んで工程表を引いたところ、2ヶ月かかるということになり、ルーラルとしてはそこまでの期間は休業できないということで何度か県にも要請に伺ったところである。しかし、県からは当初から工事を実施することは伝えていたため変更できないと話があった。来年度も外壁の改修工事があるが、そちらも現段階でははっきりした工期が示されておらず、1年前の段階で明確な期日の協議というのは難しいのが現状である。」との答弁でした。委員より「ルーラルが大変な状況下にあっても、県の方では考慮してもらえないということか。」との質疑があり、当局より「そうではなく、予算が措置された段階で県とルーラルの担当者が現地において、ホテルにどういった改修が必要なのか打ち合わせをしながら進めてきている。今回の工事では大体1月から1ヶ月程度という話で進めてきていたが、詳細な計画ができていくにつれ、資材の納入時期などの問題がはっきりしていき、実際には2ヶ月の工期設定になってしまったということである。そのため、県からこの期間を休業するよう言われた訳ではなく、協議はしてきたが、諸般の事情で工期が伸びたということである。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第12号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」のうち、当生活産業委員会に関係する部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情についてご報告いたします。

陳情第2号「消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める陳情書」については、委員より「ここ15年ほど消費生活相談件数の高止まりが続いている状況にあるので、法改正によってこういう相談が減るのではないかと感じているので、採択する。」などの意見があり、採決の結果、陳情第2号は全会一致により採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第3号「『最低賃金の改善を求める意見書』の採択を求める陳情書」については、委員より「採択で賛成する。ただし、国からは賃金を上げるよう企業者に言っているが、地域間の格差を解消しなければならない問題もあり、全国一律の最低賃金制度となると地方によっては成り立たないこともあるので、2番の部分を外して採択すべきと思う。」との意見や、「最低賃金の改善については、秋田県も企業も大変努力しているところ

ろではある。こちらの改善によって人口減少の歯止めにも役立てると思うので、採択に賛成する。」との意見や、「東京は物価も高いので全国一律というのは外した方がいいかと思う。採択には賛成する。」との意見や、「最低賃金を上げるくらいでは生ぬるいような感じがする。今の物価高に対応するためにはかなり給料を上げなければならない。ただ、今それをできるのは大手企業くらいで、地方においては経営が成り立たなくなるところもあると思う。基本的には採択でいい。」などの意見があり、採決の結果、陳情第3号は全会一致により採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第4号「最低賃金の改善にあたり、『中小企業、零細企業支援の拡充を求める意見書』の採択を求める陳情書」については、委員より「こちらの陳情があって、先ほどの陳情も生きてくると思うので、採択に賛成する。」などの意見があり、採決の結果、陳情第4号は全会一致により採択すべきものと決しました。

次に、要望についてご報告いたします。

要望第1号「要望書(大潟土地改良区)」については、委員より「土地改良区からの要望書は、全員協議会の時にも理事長から説明があったので、採択で決めてもいいと思う。」との意見があり、採決の結果、要望第1号は全会一致により採択すべきものと決しました。

以上、当生活産業委員会に付託のありました、議案および陳情・要望についての審査の経過と結果について、生活産業委員長報告といたします。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの生活産業委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

次に、令和5年度大潟村歳入歳出予算特別委員会に付託いたしました、議案第20号から議案第29号についての審査の経過と結果について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、5番、松本正明さん。

【予算特別委員長：松本正明】

5番、松本正明です。

令和5年第1回3月定例会において、当予算特別委員会に付託された議案の審査の経過と結果について報告いたします。

最初に総務企画部門からはじめ、次に福祉保健課、生活環境課、産業振興課、教育委員会の順に審査し、最後に総括質疑を行った後、討論、採決を行いました。

議案第20号「令和5年度大潟村水道事業特別会計への繰り入れについて」、当局の説明を受けた後、審査に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に議案第21号「令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計への繰り入れについて」、

当局の説明を受けた後、審査に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に、議案第22号「令和5年度大潟村一般会計予算案」から議案第29号「大潟村公共下水道事業特別会計予算案」まで、順次審査を行いました。

はじめに予算概要として、一般会計について、令和5年度予算総額は50億9千万円となり前年度より当初予算で14億7千万、増減率で40.6%の増となりました。特別会計予算については予算総額が21億8,912万2千円となり、前年度と比較して予算で1億9,612万9千円、9.8%の増となりました。

引き続き質疑を行い、総務企画部門では「地方交付税の増額について」、「総務管理手数料の庁舎利用料の内訳について」、「ふるさと応援基金の繰入の内訳について」、「村税の滞納繰越状況について」、「企業版ふるさと納税の充当先について」、「基金の有価証券化について」、「市民農園の土地貸付収入について」、「西1丁目宅地造成工事について」、「子どもの遊び場創生事業について」、「村づくり研修事業について」、「コンビニ交付サービス導入事業について」、「自治振興費について」、「ポルダー婚活事業について」、「情報発信者活動支援補助金について」、「結婚新生活応援事業について」、質疑、意見がありました。

福祉保健課部門では、「児童福祉総務費補助金について」、「出産子育て応援給付金事業について」、「地域自殺対策強化事業補助金について」、「秋田出産おめでとう給付金事業について」、「潟っ子Babyギフト事業について」、「おおがた子育てガイド作成事業について」、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業業務について」、「特別な理由による予防接種再接種について」、「健康ポイントについて」、「運転シミュレーターの借上げについて」、「ネウボラ事業の家事支援業務について」、「心の健康づくり・自殺予防対策事業について」、「農福連携自立支援事業について」、「高齢者救急通報システムについて」、質疑、意見がありました。

次に、国民健康保険事業特別会計では、「国民健康保険激変緩和措置について」、質疑、意見がありました。

次に、診療所特別会計では、「子宮頸がんワクチンについて」、「診療所診療収入について」、「コロナワクチン集団接種について」、「院内処方について」、「コロナウイルス抗原検査について」、質疑、意見がありました。

次に、介護保険事業特別会計では、「介護認定審査会の共同設置費について」、「健康ポイントについて」、「元気はつらつ脳生き生き教室について」、質疑、意見がありました。

次に、介護サービス事業特別会計では、「施設介護サービス事業費について」、「ひだまり苑の今後の修繕について」、「ひだまり苑、ショートステイ、デイサービス、ケアハウスの定員及び入居状況について」、質疑、意見がありました。

次に、後期高齢者医療特別会計では、「広域連合への負担金について」、「後期高齢者

医療の予算額の推移について」、質疑、意見がありました。

次に、生活環境課部門では、「村営住宅使用料について」、「資源物売り払い収入について」、「墓地公園合葬墓検討事業について」、「村民センターの調理器具について」、「橋梁補修事業について」、「八郎湖水質改善事業について」、「八郎湖周辺清掃事務組合負担金について」、「西1丁目村民センター分館樹木整備事業について」、「集塵箱蓋更新について」、「村道南1号線補修工事について」、「歩道補修工事について」、「北1丁目インフラ整備事業について」、「防犯カメラ設置について」、「村営住宅整備事業の電柱移設について」、「防雪柵設置工事について」、「ソーラースポーツライン指定管理料について」、「ソーラーイベント補助金について」、「自然エネルギー100%の村づくり推進事業について」、「消防ポンプ車更新事業について」、「防災訓練における浸水想定について」、「災害時避難場所整備事業の駐車区画線設置工事について」、「八郎潟線道村大川線改良整備期成同盟会負担金について」、質疑、意見がありました。

次に、水道事業特別会計では、「水質検査業務委託料について」、「公営企業会計について」、「水道水供給量について」、「水道施設デジタル化事業について」、「水道使用量の個人・企業の割合について」、「男鹿市との水道水協議について」、質疑、意見がありました。

次に、公共下水道事業特別会計では、「汚水ポンプの性能について」、「秋田湾・雄物川流域下水道への流量計画について」、質疑、意見がありました。

次に、産業振興課部門では、「夢ある園芸産地創造事業費補助金及び農業経営等復旧・再開支援対策補助金について」、「農産物加工品輸出促進事業について」、「防災林整備計画策定事業について」、「野菜等生産振興対策事業について」、「新米まつりinおおがた事業について」、「産直センター潟の店販売手数料補助について」、「住区内危険木伐採事業について」、「桜と菜の花まつり交通誘導員について」、「新型コロナウイルス感染症対策雇用維持・持続化支援事業について」、「男鹿南秋田森林組合出資金について」、「交流宿泊等誘致推進事業について」、「起業支援事業について」、「温泉保養センター駐輪場更新工事について」、「野菜等生産販売手数料助成事業費補助金について」、「大規模農家経営実態調査について」、「箱わな購入費補助金について」、「排水対策事業について」、「村内の耕作放棄地の調査方法について」、質疑、意見がありました。

次に、教育委員会部門では、「干拓博物館使用料について」、「学校給食費負担金について」、「理科教育設備費等補助金について」、「大潟村奨学金貸与事業について」、「在宅子育て支援事業について」、「スポーツ施設維持管理事業の相撲場・水上スキー場について」、「子ども海外研修事業について」、「水上スキー場ランドマーク制作業務委託料について」、「新体育館基本構想について」、「防犯カメラ設備改修について」、「スポーツコミッション活動支援事業について」、「体育館の会計年度任用職員の人件費について」、「村の文化財について」、「コロナ対策の消毒作業について」、「公民館調

理室について」、「博物館企画展示・教育普及事業について」、「中学校部活動地域移行について」、「ふるさとあきたランについて」、「新体育館整備事業の今後について」、質疑、意見がありました。

その後、総括質疑では、村長出席のもと、「出産、子育て支援について」、「国民健康保険激変緩和措置について」、「野球場整備について」、「当初予算の基本的な考え方について」、「新型コロナウイルス感染症対策雇用維持・事業持続化支援事業について」、「新型コロナウイルス2類から5類変更後の学校の対応について」など、質疑、意見が出されました。

その後、当局より予算の訂正があり、予算特別委員会の審査の経緯を重く受け止め、一般会計歳出、商工振興費の「新型コロナウイルス感染症対策雇用維持・事業持続化支援事業について」と、その財源となる歳入、歳出、基金繰入金をそれぞれ3千万円減額し、予算総額を50億9千万円から50億6千万円とする旨説明がありました。

全ての質疑を終結し、討論はなく、採決に入りました。

議案第20号「令和5年度大潟村水道事業特別会計への繰り入れについて」は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号「令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計への繰り入れについて」は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号「令和5年度一般会計予算案」は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号「令和5年度大潟村診療所特別会計予算案」は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号「令和5年度大潟村国民健康保険事業特別会計予算案」は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第25号「令和5年度大潟村介護保険事業特別会計予算案」は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第26号「令和5年度大潟村介護サービス事業特別会計予算案」は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第27号「令和5年度大潟村後期高齢者医療特別会計予算案」は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第28号「令和5年度大潟村水道事業特別会計予算案」は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第29号「令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計予算案」は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、令和5年度大潟村歳入歳出予算特別委員会の審査の経過と結果について、報告いたします。

【議長：丹野敏彦】

以上で、各委員長の報告が終了いたしました。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。

3番、三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

3番、三村敏子です。

令和5年度一般会計予算案について反対の討論をいたします。

令和5年度の一般会計予算案では、学校給食費の無償化や子育て支援の充実が図られています。急激な少子化に、なんとかしなければならないという村の実情に対応した予算であると思います。これまで村民から要望があったことが実現してきていますので、良かったなと思っています。

しかし、予算書の教育費をぱっと見た時に奨学金と書いてありましたので、以前一般質問した給付型奨学金がやっと実現したのかと思いました。ですが、よく見ると奨学金貸与事業と書いてありました。貸与なのかと本当にかっかりしました。貸与であれば、借りれば返さなければなりません。奨学金の返済に苦しんでいる若者が多いことが社会的に問題となっているのに、とても残念です。給付型の奨学金にできればと思います。

この奨学金貸与事業が920万円の予算です。村では大きな施設の老朽化に伴い、その施設の整備事業に毎年度多額の予算が計上されています。例えば、令和5年度温泉保養センター施設整備事業では、1,666万3千円、ふるさと交流施設整備事業では、3,925万3千円が計上されています。少子化が進み人口減少をくい止められるか、小さな村でこのような大きな施設をどうするのか、これからのことを真剣に考えなければ施設整備事業にばかり多くの予算が必要となり、福祉や教育に予算が回らなくなることが懸念されます。

繰入金が増えていることも私が懸念することの1つです。令和3年度、2億1,300万円、令和4年度、3億8,500万円、令和5年度、7億1,651万6千円で、年々増えています。令和5年度財政調整基金からは3億5千万円の繰入金です。ふるさと応援基金からの繰り入れが4億1,300万円となっています。

また、以前からこの事業の問題を指摘してきましたが、交流宿泊等誘致推進事業が、前年と同じく500万円計上されています。主にスポーツや文化合宿に利用されていると思います。しかし、この事業を利用される利用者が観光客など多い時期に予約されると、客単価の高いお客様が予約できない状況になってきます。ルーラル大潟の経営が厳しい中、ルーラル大潟からは事業再生計画の説明がありました。安易に客数を増やして、利益が上がらないようなことを招きかねない事業となっていないでしょうか。

住宅政策についても、これまでどおりの施策や事業を進めるのであれば、土地が買えない、入植3世の住むところがないということでは、これまでの移住・定住政策を進めても、

村民が安心して結婚し子育てし、大潟村に住み続けることができないのではないかと思います。

よって令和5年度一般会計予算案に反対いたします。

【議長：丹野敏彦】

次に、賛成の方の発言を許します。

討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は、挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第1号「大潟村個人情報保護法施行条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第2号「大潟村個人情報保護審査会条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第3号「大潟村文化財保護条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第4号「大潟村温泉保養センター設置条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第5号「定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第6号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第7号「大潟村かんがい排水施設整備基金条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第8号「大潟村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第9号「大潟村国民健康保険条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第10号「大潟村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第11号「令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計への繰り入れについて」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育並びに生活産業両委員長より報告のありました、議案第12号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第13号「令和4年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第14号「令和4年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第15号「令和4年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第16号「令和4年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第17号「令和4年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第18号「令和4年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第19号「令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第20号「令和5年度大潟村水道事業特別会計への繰り入れについて」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第21号「令和5年度大潟村公共下水

道事業特別会計への繰り入れについて」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第22号「令和5年度大潟村一般会計予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第23号「令和5年度大潟村診療所特別会計予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第24号「令和5年度大潟村国民健康保険事業特別会計予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第25号「令和5年度大潟村介護保険事業特別会計予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第26号「令和5年度大潟村介護サービス事業特別会計予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第27号「令和5年度大潟村後期高齢者医療特別会計予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第28号「令和5年度大潟村水道事業特別会計予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第29号「令和5年度大潟村公共下水

道事業特別会計予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

本日の会議時間は、議事進行の都合により、あらかじめ延長いたします。

延長時間は1時間といたします。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第1号「日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情」について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます

挙手多数であります。

よって、陳情第1号は採択することに決定いたしました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、陳情第2号「消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める陳情書」について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます

挙手多数であります。

よって、陳情第2号は採択することに決定いたしました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、陳情第3号「最低賃金の改善を求める意見書の採択を求める陳情書」について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます

挙手多数であります。

よって、陳情第3号は採択することに決定いたしました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、陳情第4号「最低賃金の改善にあたり、『中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書』の採択を求める陳情書」について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます

挙手多数であります。

よって、陳情第4号は採択することに決定いたしました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、要望第1号「要望書（大潟土地改良区）」について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます

挙手多数であります。

よって、要望第1号は採択することに決定いたしました。

次に、日程第34、陳情第5号「高収益作物生産振興に関する支援を求める陳情書」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、本議案の関係上、松本正明議員の退場を求めます。

《松本議員退場》

【議長：丹野敏彦】

生活産業委員会に付託いたしました、陳情第5号についての審査の経過と結果について、生活産業委員長報告を求めます。

生活産業委員長、4番、菅原アキ子さん。

【生活産業委員長：菅原アキ子】

4番、菅原アキ子です。

それでは、当生活産業委員会に付託のありました陳情第5号について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

陳情第5号「高収益作物生産振興に関する支援を求める陳情書」については、委員より「農協がタマネギの施設を建設し事業運営しているということで、農協においても努力は必要だと思うが、高収益作物の生産拡大という面については村でも進めているので、この事業の補助金を交付というよりは、何かもっと支援できるものがあるのではないか。村でもっと検討していただきたいということで採択したいと思う。」との意見があり、採決の結果、陳情第5号は全会一致により採択すべきものと決しました。

以上、当生活産業委員会に付託のありました陳情第5号についての審査の経過と結果について、生活産業委員長報告といたします。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの生活産業委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

ほかに討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

陳情第5号「高収益作物生産振興に関する支援を求める陳情書」について、委員長報告のとおり採択することに、賛成の方の挙手を求めます

挙手多数であります。

よって、陳情第5号は採択することに決定いたしました。

ここで、松本正明議員の入場を求めます。

《松本議員入場》

【議長：丹野敏彦】

次に、日程第36、議案第30号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」を議題といたします。

村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

それでは、追加で提出しております議案についてご説明申し上げます。

議案第30号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」についてですが、保健センター費において、新たに新型コロナワクチン接種事業として2,547万4千円を計上しております。事業内容は、厚生労働省から示された基本方針に基づき、令和5年度において、65歳以上の方および基礎疾患を有する方に対しては5月から8月の間に1回、また接種対象となる5歳以上の全村民に対しては9月から12月の間に1回、いずれも農繁期を避け、集団接種を行うものです。

なお、補正の財源としては、全額国庫補助金に求めたところであります。

以上、提出案件の概要についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきましては、提出しております議案書、補正予算書に記載されておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

ほかに討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第30号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第37、意見書案第1号「普天間基地周辺子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

5番、松本正明さん。

【5番：松本正明議員】

5番、松本正明です。

意見書案第1号について、意見書案を読み上げて、提案に代えさせていただきます。

意見書案第1号

普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年3月17日提出

提出者	大潟村議会議員	松本 正明
賛成者	大潟村議会議員	黒瀬 友基
賛成者	大潟村議会議員	三村 敏子
賛成者	大潟村議会議員	菅原 史夫
賛成者	大潟村議会議員	戸部 誉
賛成者	大潟村議会議員	石井 雅樹

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書案

沖縄県において、米軍機による落下物事故および低空飛行・騒音の被害が生じていることは周知の事実である。特に、市の真ん中に普天間飛行場を抱える宜野湾市においては、その影響が大きい。そこでは市民の生命や安全が脅かされ、学童・園児の学びに影響が出ているという現実がある。

沖縄・宜野湾市においては、2004年8月の沖縄国際大学構内への米軍ヘリ墜落事故、2017年12月に緑ヶ丘保育園にて米軍機のものと思われる部品が落下した事故、同年12月の普天間第二小校庭への米軍機窓枠落下事故、2021年11月の米軍機から落下した水筒が民家の玄関先で見つかった事故などが相次いで生じている。

また、宜野湾市の水道水や湧き水から有機フッ素化合物P F A Sが検出されている。さらに、2022年8月の市民グループによる調査では普天間第二小の土壌から最大で米国基準値29倍のP F A Sが検出された。

日米両政府は、普天間飛行場周辺で学校や病院などの上空飛行を避ける場周経路の設定で合意している。この場周経路を遵守し、宜野湾市民の空の安全を確保することに努めるべきである。また、水や土の汚染についても早急に対応すべきである。

よって、大潟村議会は下記のことを強く要請する。

記

1. 学校上空（普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園）の飛行禁止
 2. 日本政府の責任において、沖縄県及び宜野湾市とともに、普天間第二小学校内の土壌調査の実施及びP F A S汚染特定箇所への土壌の入れ替えを行うこと
 3. 普天間の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全を保障すること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

衆議院議長 細田 博之 様
参議院議長 尾辻 秀久 様
内閣総理大臣 岸田 文雄 様
内閣官房長官 松野 博一 様
外務大臣 林 芳正 様
防衛大臣 浜田 靖一 様
環境大臣 西村 明宏 様
文部科学大臣 永岡 桂子 様
厚生労働大臣 加藤 勝信 様
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）岡田 直樹 様

以上です。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第1号について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第38、意見書案第2号「『特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正』を求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

4番、菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

4番、菅原アキ子です。

意見書案第2号について、意見書案を読み上げて、提案に代えさせていただきます。

意見書案第2号

「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」
を求める意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年3月17日提出

提出者	大潟村議会議員	菅原アキ子
賛成者	大潟村議会議員	工藤 勝
賛成者	大潟村議会議員	齊藤 知視
賛成者	大潟村議会議員	川淵 文雄

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」
を求める意見書案

特定商取引法（以下「特商法」という。）の2016年（平成28年）改正の際、いわゆる5年後見直しが定められた。2022年（令和4年）12月に同改正法の施行から5年の経過を迎える。令和4年版消費者白書によると、消費生活相談は85.2万件でここ15年ほど高止まりが続いており、特商法の対象分野の相談は全体の54.7%にのぼる。そして、令和3年版消費者白書によれば、65歳以上の高齢者の相談では、特商法の対象取引分野のうち訪問販売の割合が13.0%、電話勧誘販売の割合が8.9%であり、65歳未満の割合の2倍を超えている。さらに、令和4年版消費者白書によると、認知症等高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が48.6%を占めている。超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要である。また、令和4年版消費者白書によると、インターネット通販に関する相談が世代全体の27.4%と最多となり、トラブルが増加しているが、事業者や勧誘者を特定できない事例も多い。マルチ取引は、20歳代において高い比率を占めていて、2022年（令和4年）4月の成年年齢の引下げにより、18歳から19歳を狙ったマルチ被害の増加が予想される。これらの被害に対処するために、国に対し、次のような特定商取引法の改正を行うよう要望する。

1. 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。
2. SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等につき、行政規制・クーリン

グオフ等を認めること、及び権利を侵害された者はSNS事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。

3. 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

衆議院議長 細田 博之 様

参議院議長 尾辻 秀久 様

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 河野 太郎 様

以上です。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第2号について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第39、意見書案第3号「最低賃金の改善を求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

4番、菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

4番、菅原アキ子です。

意見書案第3号について、意見書案を読み上げて、提案に代えさせていただきます。

意見書案第3号

最低賃金の改善を求める意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年3月17日提出

提出者	大潟村議会議員	菅原アキ子
賛成者	大潟村議会議員	工藤 勝
賛成者	大潟村議会議員	齊藤 知視
賛成者	大潟村議会議員	川渕 文雄

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

最低賃金の改善を求める意見書案

第8波におよぶ新型コロナウイルス感染拡大と、気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰は市民生活を圧迫し、中小零細企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠であり、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

2022年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,072円、秋田県は853円で、全国最低位となっている。この水準は、税込み月収で14万8千円ほど（853円×173.8時間）、年収で178万円ほど（853円×173.8時間×12か月）である。ここから税金や社会保険料が差し引かれるので可処分所得はさらに減額となる。これは、最低賃金法第9条第3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保するものとはいえないと考える。秋田県と東京都では、同じ仕事でも時給で219円もの格差があり、この地域間格差は、15年で2倍に広がっている。

最低賃金法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めることとなっている。日本の最低賃金は地域別に決まっており、A～Dのランク分けが行われている。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いまま推移する。また、最低賃金額の高い地域は、低い地域を考慮し決められている。このように地域別制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥があるといわなくてはならない。これを続ければ、人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることが困難である。全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費に地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1,500円以上必要との結果が出されている。世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で、全国一律制をとっている。そして、政府として

大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど、具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を抜本的に拡充・強化する必要がある。労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしている。中小企業支援策の拡充をすすめつつ、最低賃金の地域間格差をなくし、抜本的に引き上げることを実現するため、最低賃金の抜本的な引き上げと全国一律制にしていくことを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

労働者の生活を支えるため、最低賃金の大幅引き上げを実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

以上です。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第3号について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第40、意見書案第4号「最低賃金の改善にあたり中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

4番、菅原アキ子さん

【4番：菅原アキ子議員】

4番、菅原アキ子です。

意見書案第4号について、意見書案を読み上げて、提案に代えさせていただきます。

意見書案第4号

最低賃金の改善にあたり中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年3月17日提出

提出者	大潟村議会議員	菅原アキ子
賛成者	大潟村議会議員	工藤 勝
賛成者	大潟村議会議員	齊藤 知視
賛成者	大潟村議会議員	川淵 文雄

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

最低賃金の改善にあたり中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書案

第8波におよぶ新型コロナウイルス感染拡大と、気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰は市民生活を圧迫し、中小零細企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠であり、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。2022年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,072円、秋田県は853円で、全国最低位となっている。この水準は、税込み月収で14万8千円ほど（853円×173.8時間）、年収で178万円ほど（853円×173.8時間×12か月）である。ここから税金や社会保険料が差し引かれるので、可処分所得はさらに減額となる。これは、最低賃金法第9条第3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保するものとはいえないと考えられる。秋田県と東京都では、同じ仕事でも時給で219円もの格差があり、この地域間格差は、15年で2倍に広がっている。

最低賃金法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めることとなっている。日本の最低賃金は地域別に決まっており、A～Dのランク分けが行われている。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いまま推移する。また、最低賃金額の高い地域は、低い地域を考慮し決められている。このように地域別制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥があるといわなくてはならない。これを続けられれば、人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることが困難である。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げるとは、地域経済を守るための経済対策だと

考える。

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費に地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1,500円以上必要との結果が出されている。最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援が必要である。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められている。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要である。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げる事で、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になる。

以上の趣旨より、下記項目の意見書を提出する。

記

政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業・零細企業への支援策を最大限拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

以上です。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第4号について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第41、発議第1号「大潟村議会の個人情報保護に関する条例案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

3番、三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

3番、三村敏子です。

発議第1号「大潟村議会の個人情報の保護に関する条例案」について、地方自治法第112条及び大潟村議会会議規則第14条の規定により議案を提出します。

提出者 大潟村議会議員 三村 敏子
賛成者 大潟村議会議員 齊藤 知視
賛成者 大潟村議会議員 黒瀬 友基
賛成者 大潟村議会議員 川渕 文雄

それでは、発議第1号について、ご説明申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、各地方公共団体には、令和5年4月1日から同法の規定による共通ルールが、直接適用されることとなった一方、議会は適用対象から除かれることとなりました。

これにより、本村議会においても、議会における個人情報の適正な取扱いに関する必要な事項を定め、議会事務の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する必要があるため、大潟村議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものであります。

条例案の文案はお手元に配布のとおりであります。

何とぞ、ご審議のうえ、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第1号「大潟村議会の個人情報の保護に関する条例案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第1回大潟村議会定例会を閉会いたします。

(午後5時29分)